平成30年第１回定例会

河 津 町 議 会 会 議 録

平成30年　３月６日　開会

平成30年　３月16日　閉会

河　津　町　議　会

平成三十年　第一回〔三　月〕定例会

河津町議会会議録

平成三十年　第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

平成３０年河津町議会第１回定例会会議録目次

第　１　号　（３月６日）

○議事日程…… 1
○出席議員…… 1
○欠席議員…… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者…… 1
○事務局職員出席者…… 1
○開会の宣告…… 2
○開議の宣告…… 2
○議事日程の報告…… 2
○会議録署名議員の指名…… 2
○会期の決定…… 2
○諸般の報告…… 3
○町長の施政方針及び行政報告…… 6
○一般質問……18
土　屋　　貴　君……18
渡　邉　　弘　君……33
小　林　和　子　君……46
塩　田　正　治　君……57
○散会の宣告……72
○署名議員……73

第　２　号　（３月７日）

○議事日程……75
○出席議員……75
○欠席議員……75
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者……75
○事務局職員出席者……76
○開議の宣告……77

○議事日程の報告……77
○一般質問……77
遠　藤　嘉　規　君……78
山　田　　勇　君……97
上　村　和　正　君……112
仲　　里　司　君……120
○同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……135
○議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……136
○議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……139
○議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……144
○議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……145
○議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……148
○議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……151
○議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……152
○議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……156
○散会の宣告……159
○署名議員……161

第　３　号　（３月８日）
○議事日程……163
○出席議員……163
○欠席議員……163
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者……164
○事務局職員出席者……164
○開議の宣告……165
○議事日程の報告……165
○議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……165
○議案第１１号及び議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……167
○議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……170
○議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決……189

○議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 192
○議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 197
○議案第１７号～議案第２４号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 199
○散会の宣告…… 216
○署名議員…… 217

第　４　号　（３月１６日）

○議事日程…… 219
○出席議員…… 219
○欠席議員…… 219
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者…… 219
○事務局職員出席者…… 220
○開議の宣告…… 221
○議事日程の報告…… 221
○議案第１７号～議案第２４号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 221
○議員派遣の件…… 226
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件…… 226
○閉会の宣告…… 227
○署名議員…… 229
○議案等審議結果一覧…… 231

第　　１　　日

３ 月 ６ 日 （ 火 曜 日 ）

平成３０年河津町議会第１回定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成３０年３月６日（火曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の施政方針及び行政報告

日程第　５　一般質問

出席議員（１０名）

１番	遠藤嘉規君	２番	上村和正君
３番	塩田正治君	４番	仲里司君
５番	小林和子君	６番	土屋貴君
７番	渡邉弘君	８番	稲葉静君
９番	宮崎啓次君	１０番	山田勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
まちづくり推進課長	後藤幹樹君	町民生活課長	土屋亨君
保健福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	飯田光宏君	教育委員会事務局長	渡辺音哉君
会計管理者兼会計室長	村串信二君		

事務局職員出席者

事務局長	木村吉弘	書記	鈴木英光

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（宮崎啓次君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君）　これより平成30年河津町議会第１回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮崎啓次君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

７番、渡邉弘君、８番、稲葉静君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（宮崎啓次君）　日程第２、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、３月１日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日より３月19日までの14日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告、一般質問４名をお願いしたいと思います。

あす７日は、一般質問４名、人事案件、条例改正等の議案審議をお願いしたいと思います。

８日は、規約改正、指定管理者の指定、補正予算の議案審議及び平成30年度予算８議案の提案理由の説明と、それに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

９日から16日午前中までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査を願い、16日午後３時から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の報告と議員派遣の件等の審議をお願いしたいと思います。

なお、19日を念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より３月19日までの14日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（宮崎啓次君）　日程第３、諸般の報告を行います。

河津町議会第１回定例会、諸般の報告。

平成30年３月６日。

第１回定例会が開催されるに当たり、平成29年第４回定例会からの諸般の報告をいたします。

１、議会議長会の事業について。

１月22日、静岡県地方議会議長連絡協議会第２回政策研修会が静岡市で開催され、副議長

とともに出席しました。

１月26日、賀茂郡町議会議長会臨時総会及び議長会議が南伊豆町で開催され、出席しました。

１月29日、静岡県町村議会議長会役員会が静岡市で開催され、出席しました。

２月14日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が静岡市で開催され、出席しました。

２、町議会活動について。

町議会議員活動。

２月７日、東伊豆町議会との合同議員研修会が東伊豆町で開催され、議員全員で出席しました。

２月８日、平成30年第１回河津町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

同日、河津町議会議員説明会が町の要請により開催され、議員全員が出席しました。

次に、例月出納検査結果報告。

12月22日、平成29年11月分の出納検査報告書を受領しました。

１月29日、平成29年12月分の出納検査報告書を受領しました。

２月21日、平成30年１月分の出納検査報告書を受領しました。

次に、議会運営委員会。

３月１日、議会運営委員会を開催し、平成30年第１回町議会定例会の日程等を協議しました。

次に、議会広報編集委員会について。

１月15日、23日、31日、平成29年第４回町議会定例会の広報紙面作成を行いました。

３月１日、平成30年第１回町議会定例会の内容につき広報紙面作成打合せを行いました。

次に、常任委員会関係です。

12月18日、社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第１常任委員長が出席しました。

12月20日、第２回河津町青少年問題協議会が開催され、第２常任委員長が出席しました。

12月22日、第１回河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会が開催され、第１常任委員長、副委員長が出席しました。

１月５日、第２常任委員会を開催し、議会運営上の諸問題を検討しました。

１月19日、第２回河津町社会福祉協議会第３期地域福祉活動計画策定委員会が開催され、第１常任委員長が出席しました。

１月31日、河津駅前広場管理運営委員会が開催され、議長、副議長が出席しました。

２月２日、第２回河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会が開催され、第１常任委員長、副委員長が出席しました。

２月６日、河津町地域公共交通会議が開催され、第１常任委員長が出席しました。

２月９日、第３回河津町社会福祉協議会第３期地域福祉活動計画策定委員会が開催され、第１常任委員長が出席しました。

２月27日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、協議会委員が出席しました。

３月５日、第２回河津町社会教育委員会が開催され、第２常任委員長が出席しました。

３、一部事務組合について。

12月22日、一部事務組合下田メディカルセンター議会勉強会が開催され、組合議会議員が出席しました。

１月16日、東河環境センター議会全員協議会が開催され、組合議会議員が出席しました。

２月19日、伊豆斎場組合議会定例会が開催され、組合議会議員が出席しました。

２月20日、下田地区消防組合議会定例会が開催され、組合議会議員が出席しました。

同日、東河環境センター議会定例会が開催され、組合議会議員が出席しました。

同じく同日、一部事務組合下田メディカルセンター議会定例会が開催され、組合議会議員が出席しました。

４、議長に要請のあった諸会合等。

12月15日、「年末の交通安全県民運動」街頭広報が伊豆急河津駅周辺で行われ、議員とともに出席しました。

１月13日、平成29年度暴力追放、銃器・薬物根絶住民大会が松崎町で開催され、議員とともに出席しました。

１月16日、新春産業経済懇話会「新年賀詞交歓会」が開催され、議員とともに出席しました。

１月25日、伊豆縦貫自動車道関係期成同盟会要望活動が国土交通省及び財務省で行われ、出席しました。

２月４日、鳥澤昭章氏旭日単光章受章祝賀会が開催され、出席しました。

２月５日、伊豆縦貫自動車道関係期成同盟会要望活動が名古屋市国土交通省中部地方整備局で行われ、出席しました。

２月23日、「富士山の日」フェスタ2018が山梨県富士吉田市で開催され、出席しました。

３月４日、第21回伊豆文学賞表彰式・伊豆文学塾が三島市で開催され、出席しました。

５、町の行事について。

１月５日、河津町消防団出初式、１月７日、河津町成人式、２月10日、第28回河津桜まつりオープニングセレモニーがそれぞれ開催され、議員とともに出席しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（宮崎啓次君）　日程第４、町長の施政方針及び行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸　重宏君）　それでは、施政方針と行政報告をご報告いたします。

本日ここに平成30年第１回河津町議会定例会を招集し、平成30年度当初予算を初め関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と平成30年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

国の平成30年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針」で示された「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行し、改革行程表を十分踏まえて歳出改革等を着実に推進するとの基本的考えに立ち、その取り組みを的確に予算に反映するとしていますが、国の財政が厳しい状況を踏まえ歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとしております。

地方財政においても歳出全般と同様の見直しが図られながらも、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、交付団体を初め地方が安定的な財政運営を行うために、必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として、地方財政対策を講じることとしております。

こうした状況の中、平成30年度の予算編成に当たっては、町行財政の現状も踏まえ、行政改革を促進、財政運営のさらなる健全化の推進を実施しつつ、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創設を目指し、町民本位の各種施策を推進していくため、「情報公開と町民参加のまちづくり」を推進し、「小さい町だけど、美しく」「小さい町だけど、子供からお年寄りまで

生き生きと暮らしていける」「小さい町だけど、納得できる利便性がある」をスローガンのもと各施策に予算配分を行いました。

各施策についてご説明申し上げます。

１つ目の施策としまして「子育て・教育環境の充実強化」であります。

乳幼児保育待機児童ゼロはもとより、保育の必要な方々への施策、事業所保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター事業など子育てに必要な施策を進めてまいります。学校教育は、現在の環境についての検証を関係各位から意見をいただきながら将来のあり方について検証してまいりたいと考えております。

一方で、現在の教育を停滞させるわけにはまいりません。ＩＣＴ環境整備、教育指導環境の改善などの必要な施策は遅延なく実施してまいります。あわせて平成31年度に次世代の子育て環境、支援策などの方針を示す「次期子ども・子育て支援事業計画」の策定を行うため、平成30年度にはニーズ調査事業の実施を行い、将来の子育て・教育環境のあり方について検証してまいります。また、新たな高等教育への保護者の負担を軽減すべく教育資金利子補給補助事業を創設しました。教育費用の負担軽減にも努めてまいります。

２つ目の施策として「防災・減災対策」であります。

東海地震だけでなく東南海、南海地震の連動型大型地震も叫ばれる中、国・県を初めとする関係団体の支援を受けながら防災・減災対策を進めてまいります。ハード面では、再検証した同報無線統制台のデジタル化、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）更新整備事業について予算計上しました。ソフト面では、地区協議会での意見集約、防災ガイドブックの更新を行い防災・減災対策を図ってまいります。

３つ目の施策としまして「河津バガテル公園の再生」であります。

町の主産業であります観光産業の主要事業でありました自然環境、花を生かしたまちづくりのシンボルとして誕生した当公園を、もう一度活気のある公園とすべく、見識者等の意見を参考に再生に向け取り組んでまいります。

４つ目の施策としまして「第１次産業と第３次産業との連携事業の推進」であります。

先に申しましたとおり町の主産業は観光産業です。あわせて昔から培ってきた「わさび、花卉、イチゴ、果樹」を初めとする農業と近海漁業などの１次産業と第３次産業との協生により町の活性化を進めてまいります。

まず、市場調査、ニーズ調査を行い、第１次産業、第３次産業双方を活性化する施策を計画し実施してまいります。

５つ目の施策としまして「効率的な行政運営と開かれた行政への推進」であります。

職員の研修実施による知識の向上やアウトソーシングの推進などにより、効率的な行政運営を行ってまいります。また、町政の報告や施策、事業の内容などの情報公開を積極的に進めてまいります。開かれた町政に努力してまいります。

以上、平成30年度の主要施策を説明させていただきました。

平成30年度予算の概要について申し上げます。

平成30年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は、61億5,600万6,000円となりました。そのうち、一般会計当初予算は37億4,100万円、前年度比9,900万円、2.6％減となりました。

歳入においては、まず自主財源ですが、町税の償却資産減価に伴う固定資産税の減となりましたが、不足財源の確保をするため財政調整基金繰入金を増額し、自主財源全体では4,687万9,000円、3.3％増、構成比39.7％となりました。一方依存財源ですが、地方交付税は普通交付税の基準財政需要額適用項目一部廃止等の要因により減額となり、国庫支出金は道路橋梁補修事業の減、町債並びに県支出金は各学校体育館天井落下防止事業の完了による緊急防災・津波対策事業補助金の減となりました。依存財源全体では１億4,587万9,000円、6.1％減、構成比60.3％となりました。

歳出においては、まず義務的経費ですが、職員増による人件費の増、一部返済方法の変更に伴う公債費の増となりましたが、児童手当の減等により扶助費が減額となったため義務的経費全体では、93万1,000円、0.1％減となりました。

その他経常経費では、東伊豆町との一部事務組合で運営するエコクリーンセンターの大規模改修事業が始まり、事業開始に備え貯蓄していた財源を充当し、単年度の負担金は減になり補助費等は減になりましたが、事業施工による焼却炉運転制限に伴う可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務委託事業の費用が多額となり物件費の増、庁舎・観光施設維持修繕事業の増による維持修繕費の増などの要因により、経常的経費全体では2,062万8,000円、0.7％増となりました。

投資的経費では、同報防災無線デジタル化事業や道路・橋梁長寿命化事業、海洋センター体育館改修工事などを計上しているものの小学校体育館天井落下防止対策事業などの完了に伴い、１億2,267万円、29.2％減となりました。

町民生活に密着した堅実・着実型の予算編成となりましたが、本町のさらなる発展と振興を図るべく本予算を提案いたします。

総務課関係事業について申し上げます。

第４次総合計画の推進に適した体制づくりを行うとともに、多様なニーズや新たな行政課題に対し、迅速かつ柔軟に対応し、良質なサービスを住民に提供できるような組織力の向上が求められております。これらの河津町の将来ビジョンに対応するため、４月１日から現在の９部局を10部局に、22係を23係に再編する機構改革を行います。庁内における連携、調整、組織機構の柔軟性、機動性の確保や執行体制の最適化を図ってまいります。

職員派遣につきましては、静岡県内の全市町で組織する静岡県後期高齢者医療広域連合への派遣割り当てが、平成30年度、31年度の２カ年あります。職員１名の派遣を予定しており、資格保険業務や医療給付業務などの事務に当たる予定でございます。また、伊豆半島ジオパーク推進協議会も、引き続き職員１名の派遣を予定しております。

週休日及び平日夜間の庁舎管理につきましては、現在職員による宿日直で対応しておりますが、職員の業務負担軽減を図るため、新年度より宿直業務の一部を外部委託することといたしました。現在、その対応方法について、近隣市町村並びに関連団体と調整中でございます。

消防団第３分団ポンプ自動車につきましては、購入から20年以上が経過し老朽化したため、積載可搬ポンプと同時に更新し、消防力の向上と消防団活動の充実を図ってまいります。

まちづくり推進課の事業について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道河津下田道路の整備が着々と進み、昨年11月には天城湯ヶ島・河津間の概略ルート帯が示され全線開通への道筋が見えてきました。本町においても２カ所のＩＣが設置されることから、交流人口の拡大や地域の魅力発信を推進するための地域整備を行うため、地域住民の意向を踏まえた地域振興計画策定を図ってまいります。

河津バガテル公園につきましては、公園の再生に向け、民間資本の導入などを視野に入れ並行して再生に着手する考えです。再生に向けた調査検討を行ってまいります。

コミュニティセンターにつきましては、多くの町民の皆様がサークル活動や会議等に使用していただいていますが、建物が老朽化と耐震性の不足から地震が発生した際に被害が出ることが危倶されるため、耐震補強対策の方針を決めるための予備調査を行ってまいります。

ことし28回目となりました河津桜まつりは来訪者が延べ2,000万人以上となり、大きな経済波及効果を町内のみならず伊豆全体へ及ぼしていることは承知のことでございます。この経済波及効果測定は平成12年に行い、県内で約337億円が推計されています。その後、観光スタイルの変化など今日における経済波及効果を推計し、今後の地域振興の基礎資料として

いくため、河津桜まつり経済波及効果調査費を行ってまいります。

町民生活課関係事業について申し上げます。

税務関係につきましては、平成30年４月よりコンビニエンスストアでの収納を開始し、納税者の利便性の向上と収納率の向上もあわせて図ってまいります。

エコクリーンセンター東河基幹的設備改良工事関係につきましては、平成30年、31年度の２カ年で焼却炉等の大規模改修工事が実施されます。この工事により、他市町へのごみ処理委託等が必要となり、河津町内の可燃ごみ収集業務にも影響が出てまいりますが、町民への負担を最小限にとどめ、周知には十分配慮し実施してまいります。

国民健康保険制度につきましては、平成30年４月から県が財政運営の責任主体となる国保制度改革が実施されます。県が県内の統一的な運営方針を示し、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するもので、県が市町ごとの納付金や標準保険料率を決定し、市町がそれに基づき、賦課徴収し、県に納付する形となります。また、市町は被保険者の資格管理や保健事業の実施をすることとなりますので、スムーズな制度移行ができるように努めてまいります。

保健福祉課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、河津町子ども・子育て支援事業計画により、事業の着実な推進を図ってまいります。放課後児童クラブ、子育てサロンの運営とともに、ファミリー・サポート・センター事業のさらなる充実を図ってまいります。また、平成32年度から新たな子ども・子育て支援事業計画に向け、現在の計画検証及び町民の意向調査等を実施します。

助成事業としましては、子育て応援住宅整備支援事業、不妊治療費助成事業の継続実施に加え、不育症治療費の助成にも取り組んでまいります。子ども医療費助成事業は、中学生までの医療費を無料としています。県補助制度が改正された場合は、県に合わせた制度改正を実施していきたいと考えております。また、育児不安解消のための産後ケア事業、新生児聴覚スクリーニング検査の継続実施に加え、産後うつ病や新生児の虐待防止を図るための産婦健康診査事業を行います。

産業振興課関係事業について申し上げます。

観光振興事業につきましては、平成31年度に本番を迎える「静岡デスティネーションキャンペーン」のプレキャンペーンを一般社団法人美しい伊豆創造センターと連携して展開していきます。

河津桜のまちづくりにつきましては、先に行われた検討会による、「河津川流域における河津桜並木基本方針」を反映し、都市計画などの土地利用の方針や伊豆縦貫自動車道の整備計画等を鑑み新たな計画づくりに着手していきます。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕及び補修工事を計画的に実施し道路機能の維持に努めてまいります。

橋梁事業につきましては、引き続き橋梁長寿命化計画に基づく維持事業を行ってまいります。平成30年度には、橋梁点検にて早期措置段階に該当となった町道小鍋峠線（門の沢橋）の設計業務委託、平成29年度に設計業務委託を実施した町道見高川西川上線（水神橋）、町道見高仲ヶ野向畑線（無名橋）及び町道湯ヶ野小鍋１号線（小鍋橋）の補修工事を実施し橋梁の安全性の維持と長寿命化を図ってまいります。

水道事業につきましては、各施設も耐用年数を迎えつつあり、更新需要が高まってきています。平成30年度の主要な施設更新としましては、見高入谷10トンタンクの更新工事を予算化いたしました。また、安定した水道事業を持続するため、平成29年度に行った「アセットマネジメント」に基づき、平成30年度では水道ビジョンと経営戦略策定事業を予算計上し、現状における町の状況を見据えて水道事業の状況を把握することで、更新が必要な施設等の適切な算出をして実現可能な計画となるよう取り組んでまいります。施設管理においては、各配水池の水位計、ペーハー計の設置箇所をふやし、効率的な施設配水の管理を行ってまいります。

教育委員会関係事業について申し上げます。

河津町教育大綱の基本理念に「豊かな心身を育むまちづくり」を掲げております。豊かな心を育む環境づくりを進め、共に学び、考える力を育てるまちづくりを目指します。

学校教育関係事業につきましては、第１回河津町学校教育環境整備委員会を３月２日に開催いたしました。小学校のあり方を方向づけるということは、一朝一夕に結論を導き出せるものではありません。さまざまな立場やいろいろな角度で論議を尽くさなければなりません。十分な時間をかけて小学校のあり方を論議していきたいと思っております。

賀茂地域広域連携により教育分野の課題に対応し、地域が持続的かつ一体的に発展していけるよう取り組んでまいります。「確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育の充実」により、各学校に学習支援員を配置し、河津中学校においては部活動支援員を配置し、少しでも教諭の多忙化の軽減に努め、教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

情報教育機器の整備につきましては、東小学校、西小学校の教育用パソコンが、更新時期を迎えたため、タブレット型パソコンの新規導入を予定しております。デジタル教材の効果的な活用により、授業の効率化を図り、ＩＣＴ教育を推進し高度情報化への対応を図ってまいります。

施設関連事業につきましては、学校教育施設における安全な教育環境の充実を図るため、河津中学校柔剣道場環境整備として、老朽化による天井改修工事を行います。

社会教育関係施設につきましては、Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館の改修工事を、引き続き実施いたします。平成30年度にはアリーナ屋根、外壁改修等の改修を実施する予定です。

平成30年度の主な事業については以上です。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

津波対策地区協議会について申し上げます。

当町における津波対策として、平成27年度より地域住民、県、町が一体となり、「河津地区協議会」と「見高地区協議会」の２つの協議会を立ち上げ、避難訓練や避難計画の策定、検証等を行ってまいりました。

浜地区と谷津地区の沿岸部におけるレベル１の津波対策に対して防潮堤整備の実施について検討を重ねてまいりましたが、去る１月29日開催の第４回河津地区協議会におきまして、防潮堤を整備することで方針がまとまりました。

また、見高地区沿岸部のレベル１の津波対策につきましては、引き続き防潮堤整備に向けて意見集約を図り、地元区の意見を重視しつつさらなる津波対策に取り組んでまいります。

津波避難訓練について申し上げます。

県では、毎年３月６日から15日までを津波対策推進旬間と定め、今年度は３月11日を津波避難訓練の統一実施日とし、さまざまな取り組みを行うこととしています。

当町におきましても、３月11日に津波浸水想定地区を中心に津波避難訓練を実施しますので、関係する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日本遺産登録申請について申し上げます。

日本遺産登録申請につきましては、当初、伊豆市とともに「伊豆の老舗温泉旅館と文豪遺産」をテーマに認定を目指しておりましたが、全国各地にある老舗温泉旅館との文化的な差別化、また文学作品や文豪を生かした地域づくり、観光活性化事業との差別化が明確にできないという課題が判明しました。

この課題を受け、全国各地で認定に携わった専門家や文化庁のご助言をいただき、河津町、

伊豆市で、日本一の生産量と伝統栽培技術、独自の食文化で国際的にも注目されている「わさび」をメーンテーマに、わさび田の景観、豊かな水資源、ジオや天城山を絡めてのストーリーこそが、河津町、伊豆市が全国や世界に誇るべきオンリー１、ナンバー１であるとの共通認識に至りました。「わさび」をテーマとして平成30年度登録申請に向け準備を進めてきたところですが、「わさび」は日本農業遺産として認定を受け、「世界農業遺産」認定も有力視されております。また、静岡県が中心となって取り組みが始まりました「伊豆半島わさびバレー構想」とも連携することと、特にわさび生産者の理解と協力体制を構築した上で、改めて平成31年に登録を目指し、伊豆市と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

河津バガテル公園フラワー・アート・ウィークについて申し上げます。

２月17日から28日の間、河津バガテル公園フラワー・アート・ウィークとして、イベントを行いました。河津町在住のフラワーアーティスト後藤清也一氏によるフラワーアレンジメントの展示や沼津交響楽団によるコンサートを開催しました。河津桜まつり期間中に開催し、閑散期の誘客に努めるとともに、春バラのトップシーズンに向けた宣伝も行いました。

河津町買い物環境整備事業について申し上げます。

外国人旅行者を含めた観光客の利便性と快適性の向上を図るため、クレジットカード決済環境の整備をするため、河津町商工会が事業主体となり、町が補助金を交付し事業を進めてまいりました。これをきっかけに16事業所、20台の機器を整備していただき、町内の61店舗でクレジットカードの利用ができるようになりました。これに合わせてインバウンド対策のための英語、中国語によるマップをそれぞれ制作し、外国人旅行者の利用促進にも寄与しました。

賀茂地域広域連携会議について申し上げます。

賀茂地域広域連携会議において協議をし、任意による基本協定をそれぞれ締結し、ことし４月より実施することになりました。

１つ目は、市町の自立した徴収体制を確立するため平成30年度から２カ年を期限として延長する「賀茂地方税債権整理回収協議会の設置等に関する基本協定書」、２つ目に介護事業所指定・指導監督の共同実施の仕組みについて「賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定書」、３つ目に賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的として「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す基本協定」でございます。

これら基本協定の実施に伴い、賀茂地域でさらに質の高い行政サービスができるものと期待しております。

町税の収納状況について申し上げます。

１月末現在の町税の徴収率については、現年度分徴収率 79.68％で前年度比 0.38％の増、滞納繰越分徴収率 25.68％で前年度比 5.00％の減、町税全体では徴収率 76.03％で前年度比 0.65％の増となっています。

国民健康保険税につきましては、現年度分徴収率81.43％で前年度比0.21％の増、滞納繰越分徴収率37.05％で前年度比8.88％の増、国民健康保険税全体では徴収率73.54％で前年度比2.32％増となっています。

また、静岡地方税滞納整理機構の徴収状況ですが、10件、1,339万6,000円を移管しており、１月末現在で274万8,000円の徴収実績となっています。

国民健康保険制度について申し上げます。

４月から県が財政運営の責任主体となる国保制度改革が実施されますが、この制度改革に伴う条例一部改正議案等を提出しておりますので、ご審議をお願いいたします。

国民健康保険保健事業実施計画及び特定健診実施計画について申し上げます。

本年度末までを計画期間として、「国民健康保険保健事業実施計画」と「第二期特定健康診査等実施計画(書)」を進めてきましたが、期間満了により、平成35年度までを計画期間として、次期計画を策定いたしました。なお、保健事業実施計画において特定健診及び特定保健指導は中核をなす事業であることから一体策定といたしました。

今後は、本計画に基づき国保制度改革で町に求められている保健事業を実施してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

特定健診について申し上げます。

平成29年度の実施状況は、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの対象者2,034人に対し502人の受診者で、受診率は24.7％、前年比1.9％の減となりました。

75歳以上の後期高齢者につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、対象者1,387人に対し264人の受診者で、受診率19.0％、前年比1.4％の減となりました。

人間ドック受診費用一部助成事業の状況ですが、２月末現在で101人の利用状況で、前年より13人の減となっております。

健診は、病気の早期発見、早期予防や重症化を防ぐとともに医療費の抑制にもつながります。未受診者への受診勧奨や人間ドック助成事業の利用を勧めてまいります。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について申し上げます。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法・介護保険法に基づき作成するもので、一体的に作成することにより高齢者に関し取り組む課題を明らかにし、目標を定めていく計画です。平成30年度から平成32年度までの第８次高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画を策定するため、12月22日に河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会へ計画に対する諮問を行い、２月７日に同委員会より計画案は適当との答申をいただきました。町では答申内容によりパブリックコメントを実施し、町民等から意見を伺う機会を設け、最終的な計画案を作成しています。

この中で、本町における介護保険料については、平成32年度までの３年間のサービス量を見込み、平成30年度から平成32年度までの第１号被保険者の介護保険料の標準額を、現行月額4,900円から6,500円と1,600円、率にして32.65％の増となりました。町民各位には、なお一層の負担をおかけすることとなりますが、安定的な介護保険財政維持のために必要な保険料改定となりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に、介護保険料の改定に係る条例改正を提案しましたのでご審議をお願いいたします。

伊豆わさび応援隊について申し上げます。

世界に誇れる農業遺産であり伊豆半島の特産である、わさびをテーマに生産者、加工業者、飲食宿泊業者、行政機関等地域の多様な関係者が連携し、伊豆のわさびを活用して半島全体の生産振興、観光及び地域振興を図ることを目的として、「伊豆わさび応援隊」が12月14日に結成され、河津町も応援隊に参加することとなりました。

今後は、わさびの活用を目的としたさまざまなイベント等が予定されており、２月15日には伊豆わさびを活用した、「わさびメニューコンクール」が伊豆市にて行われ、数多くの作品が出品され県知事賞、文化観光部長賞、経済産業部長賞等が授与され、関係市町賞の一つとして河津町長賞に創作料理薫風(くんぷう)の海鮮葛鰻頭を表彰しました。

治山事業について申し上げます。

山腹の荒廃等による人家への危険防止のため整備しておりました谷津地区の県単治山(谷津椎之久保)工事は、２月26日に完了しました。

入札関係について申し上げます。

平成30年第１回河津町議会臨時会で可決していただいた補正予算に関する漁港用施設災害復旧工事については、入札を３月15日に予定し、早急な災害復旧を図ってまいります。

観光誘客事業について申し上げます。

１月22日には静岡市内の各テレビ局、同月26日には渋谷区及びＮＨＫ放送センターに対しトップセールスを行いました。また、１月27日には新東名高速道路ネオパーサ駿河湾沼津上り東京方面において、観光誘客イベントとして河津町の名産品の販売及びＰＲ活動を行い、河津桜まつりのＰＲと観光誘客に努めてまいりました。

河津川流域における河津桜並木景観検討会について申し上げます。

第３回検討会を12月21日、第４回検討会を２月23日に行い、河津川流域における河津桜並木基本方針が取りまとめられ、今後の河津川の河川整備方針や河津桜のまちづくりに反映させていく予定です。

第28回河津桜まつりについて申し上げます。

２月10日に始まりました第28回河津桜まつりは、例年より１週間ほど遅い開花となり、２月26日に「見頃宣言」となりましたが、まつり前半の出足に大きく影響しました。

実行委員会の推計では３月４日現在、浜、笹原周辺の入り込み客数は約55万2,000人で前年同日比約85％、特に伊豆急河津駅降車人員は約９万5,000人で前年同日比約85％の状況であります。

町民の皆様にはまつり期間中、交通渋滞などご迷惑をおかけしておりますことを、この場をかりておわび申し上げますとともに、ご協力に感謝を申し上げます。

道路・橋梁事業について申し上げます。

12月20日に実施した入札結果について申し上げます。

防災・安全交付金町道上峰線法面補修工事は、さくら建設株式会社が落札し、949万3,200円で契約しました。この工事は、道路ストック総点検で補修が必要になった法面対策工事を実施し、道路の安全性を確保するものです。

なお、防災安全交付金町道沢田線（寺川橋）新橋架設工事につきましては、資材の調達が想定より期間を要したために工期の延長が必要となりましたので、繰越明許とさせていただきたく補正予算を計上しましたのでご審議をお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道関連事業について申し上げます。

12月20日に実施した入札結果について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関連普通河川付替計画策定業務委託は、昭和設計株式会社沼津営業所が落札し、241万9,200円で契約しました。この業務は、伊豆縦貫自動車道河津下田道路関連事業による逆川地区向井田川流域の土地への残土活用による盛土整地に伴い、河川のつけかえ

と整地後の所有者への返還計画を策定するものです。

伊豆縦貫自動車道天城湯ヶ島・河津区間は、計画段階評価において社会資本整備審議会中部地方小委員会の第三者委員会が昨年12月13日に開催され、３つのルート案から全線が自動車専用道路で集落や観光地へのアクセスにすぐれる西側ルート案が選定されました。伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設期成同盟会では、事業の進捗への感謝とますますの事業推進に係る要望活動を１月25日に国土交通省、２月５日には国土交通省中部地方整備局へ行いました。引き続き、地権者初め関係者及び近隣の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

社会教育施設の施設改修工事について申し上げます。

河津町Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館改修工事は、２月26日に完成しました。工事期間中、施設利用者や関係各位におかれましては、ご迷惑やご不便をおかけいたしました。

社会教育事業について申し上げます。

１月１日に開催された元旦マラソンは、好天に恵まれ、町内外の幅広い年齢層から約280人の参加をいただき、盛大に実施することができました。

１月７日に開催された河津町成人式には、平成９年４月２日から平成10年４月１日生まれの該当者74人のうち、56人の新成人が出席いたしました。式には、多くの来賓の方にご列席をいただき、新成人を祝うことができました。

１月21日に開催された第46回下田・河津駅伝競走大会には、中学、高校、一般合わせて74チームが出場しました。河津町から出場したチームは、中学男子の部で河津中学校男子が１位に、中学女子の部で河津中学校女子が３位、一般の部で44チーム中、「オール河津」が２位、「河津走ろう会」が９位、「伊豆今井浜病院」が23位、「河津町役場」が27位と健闘いたしました。

大会運営にご協力とご尽力をいただきました関係者の皆様、大会に出場いただきました各チームの皆様、また沿道で声援を送っていただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

１月28日に静岡県Ｂ＆Ｇスポーツ大会剣道の部が河津中学校体育館で行われました。県下各地より７チーム、36名の剣士たちが参加し、熱戦を繰り広げました。河津町では２チームが出場し、天心会Ａチームが第３位に入賞しました。

以上、平成30年度の施政方針と12月以降の行政報告を申し上げました。

昨年の11月の就任以来、新任の町長として各方面から温かいご指導と、ご助言をいただきながら行政運営の重責を担ってまいりました。

私は、町民の意見を尊重し、行政、議会、町民が一体となった「オール河津」のまちづくりを推進したいと考えております。政策過程を透明にするため情報を共有し、町民と行政が力を合わせ、一体となって政策をつくり上げていきたいと思っております。町民参加型で進めていくことによって、みんなが安心して暮らしていける。そんな魅力あるまちづくりを推進するためにも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねて申し上げます。

○議長（宮崎啓次君）　これで町長の施政方針及び行政報告を終わります。

11時10分まで休憩します。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宮崎啓次君）　日程第５、一般質問に入ります。

この場合、質問には１問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は１問につき３回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

６番、土屋貴君、７番、渡邉弘君、５番、小林和子君、３番、塩田正治君、１番、遠藤嘉規君、10番、山田勇君、２番、上村和正君、４番、仲里司君。

◇　土　屋　　貴　君

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君の一般質問を許します。

６番、土屋貴君。

〔６番　土屋　貴君登壇〕

○６番（土屋　貴君）　改めまして、おはようございます。

６番、土屋貴です。第１回定例会の開催に際しまして質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、通告した内容に沿ってお尋ねをしたいと思います。

質問に対しましては、一問一答方式にて回答を願います。

今回の質問は３つであります。１問目が今後の教育方針について、２問目が子育て支援策について、最後に情報公開についてであります。町長、教育長及び関係課長の答弁をよろしくお願いしたいと思います。

質問に入る前に、行政報告にもありましたけれども、河津町は、第28回の桜まつりが開かれております。ことしの河津桜は、昨年の台風の影響あるいは１月の寒波、雨不足と、そういうようなことのせいでありますか、ちょっと花の咲き方だとか色のつき方とか、大変例年とは異なるのかなというふうに感じてきておりますし、また、町のほうでも、あるいは桜守人にも協力していただいて、管理を徹底していただいておりますけれども、大分老木が目立つようになって、その辺のところがきついのかなというふうに感じております。

行政報告にもありましたけれども、55万人が来ていますということの中で、当初目標である100万人を何とか達成をしたいというような部分につきまして、まだ日数も残っておりますので、そこらのところが達成するよう祈念をしているところであります。

それでは、最初の質問に入らせていただきたい。

最初の質問は、今後の教育方針についてであります。

これは、報道等によりますと、10年ごとに学習指導要領が改正をされる、このように聞いております。特にそれぞれ小学校、中学校、高校と、従来とは大きく変わってくるというような報道も出ております。そこら辺のところがどう変わっていくのか、これをなるべく私どもにもわかりやすいような形の中での具体的な説明をひとつお願いをしたいなというのがまず１点。

次に、そういう変更していく指導要領の中でも人工知能、特にＡＩを活用した部分、今後10年間を見ていきますと、そこらの部分が相当技術進歩で変化をしていくんじゃないのかなというふうにも考えております。そういう情報機器に関する関連なんかはどうなっていくのかな。

また、ある報道によりますと、小学校でもうプログラムをつくりましょう、情報機器のプログラムをする、そういう学習も始めなきゃいけないよと。いずれにしても、私が経験してきたこの年代になりますと、とても考えられないような社会変化の中に来ているというふうに思っております。

従前は、子供は地域で育てていきましょう、そういう方針も出てきたと思うんです。学校関係者あるいは教育長の方々のほうからすれば、小・中学校の生徒や、あるいはお父さん、お母さん、そういう方々にはいろんな形で広報活動をされているというふうに理解をしておりますけれども、それ以外の方々にはやはりなかなか情報が伝わりにくいんじゃないのかなというように考えまして、今回、まずこの質問について選ばせていただきました。できれば、我々にもわかるように、具体的な形の中でのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの土屋議員の質問に答えたいと思います。

私のほうから概略といいますか、基本的なことをお答えさせていただいて、その後、教育委員会の教育長並びに事務局長より答弁させます。

まず、私のほうからは、２番目の情報教育の現状でございますけれども、直接ＡＩということではありませんけれども、河津町の現状としましては、パソコンですとか電子黒板を使った情報の活用授業を行っております。特にパソコンについては、来年度予算にもございますけれども、タブレット型のパソコンに移行して、Ｗｉ－Ｆｉなどを使って、機能的な授業を行っていこうと、そんな方針で考えております。

あとは教育長、事務局長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君）　教育長。

○教育長（鈴木　基君）　学習指導要領の改訂によって、子供たちの学習がどう変わるかという土屋議員の質問にお答えしたいと思います。

昨年の平成29年３月31日に新しい学習指導要領が告示されました。平成29年度は、それぞれの学校でその理念や方向性を確認し、来年度、平成30年度、31年度は移行措置期間ということでさまざまな研究を行う。そして、平成32年度から小学校では新しい教科書を使用して本格実施となります。中学校は、それより１年おくれて33年度からの完全実施になります。

今回の改訂で特に小学校の学習の内容に大きな変化がありました。４点ほどあるように理解しています。

１つ目は、小学校５、６年生で外国語科という教科が新設されました。ほぼ英語を学習す

ると思いますが、これが２時間加わりました。これは大変大きな変化だと思います。今までは９教科だったのが、10教科に学習指導要領は示されています。２つ目は、小学校３、４年生で英語活動という活動が実施されます。３つ目は、道徳の時間が「特別な教科道徳」というふうに名称が変わりまして、これは４月から教科書を使用して授業が行われるようになります。中学校でも31年度から教科書を使っての道徳の授業が行われます。４点目は、先ほど議員のお話にもありましたが、プログラミング教育の必修化が盛り込まれました。この４点が大きく変わったと理解しています。

中学校では、ほぼ内容は変わりません。

新学習指導要領では、学ぶ内容がふえました。減ったものはありません。したがって、週当たりの学習時間もふえることになります。高学年の子供たち、５、６年生の子供たちでは水曜日以外全て６時間になります。週の学習時間が今までの28時間から29時間にふえていきます。

小学校、中学校では、今移行措置期間の準備をしていますので、それがスムーズに移行できるよう研究を進めていますので、教育委員会としても学校と連携を密にして、円滑に移行対応できるように取り組んでいきたいと思います。

続いて、ＡＩの活用ということでお答えしたいと思います。

テクノロジーが日進月歩で進歩をしていますので、学校でもＡＩを活用する時代が到来することも予想されますが、現状ではＡＩに関しては、指導内容には書かれておりません。

したがって、活用については、今考えておりませんが、ただ、プログラミング教育の必修化が盛り込まれたことを受けて、今後の動向に注目しながら対応していきたいというふうに思っています。

次に、小学校でのプログラミング教育についてお答えしたいと思います。

小学校のプログラミング教育については、先ほど申し上げましたように、新学習指導要領に2020年度からの必修として盛り込まれました。この狙いは、３点ほどあります。１点目は、身近な生活にコンピューターが活用されていることを知ること。２点目は、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと。３点目は、コンピューターの働きを自分の生活の中に生かそうとすること。この３点を狙ってプログラミング教育が導入されます。決して、コンピューターの操作に熟達するとかコンピューター言語を習得させることが目的ではなくて、筋道を立てて考えていく資質、能力の育成を目的としています。

教育委員会では、今後も必要な環境整備を学校と連携しながら進めていきたいと思ってい

ます。実際進んでいますので、整備の現状については、事務局長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君）　それでは、整備の状況についてお答えします。

先ほどの町長の答弁、お話の中にもありましたように、小・中学校において電子黒板と、あと教育用パソコンは更新時期にあわせてデスクトップ型パソコンからタブレット型パソコンへ移行しております。今年度は、29年度は中学校を行いました。来年、30年度には西小学校と東小学校を行う予定でございます。その後に南小学校を更新していく予定でございます。

また、先ほどの無線ＬＡＮの使用については、できる環境づくりを行いました。教員が授業の狙いを示したり、学習課題への興味関心を高めたり学習内容をわかりやすく説明したりする指導方法の１つとしてＩＣＴを活用しております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　今、ご説明をいただきましたけれども、まず１つは、学習指導要領、これが変わりますと。実際に、小学校は平成32年度、そこから変わっていきます。ということですので、日数、年数的にはもう少し時間があるから、そこらは教諭の皆さんを含めて、今、研修期間であると、徹底期間であるという言い方がいいのか、その辺の言葉はちょっと私はうまい言葉は見つかりませんですけれども、そういうふうに聞いております。

あるいは、教科も変わってくるよと。ちょっと気になるのが、やはり道徳の部分はちょっと気になります。どういう形でやっていくのか。本来は政治が教育に関与すべきではないという認識で私は、ずっと今までいろんな関連の質問をさせていただいてきておりますので、そこらはちょっと気になりますけれども、まだ具体的には出ていないだろうというふうに思いますので、また何かの機会があれば、こういう方向ですということはお教えをいただきたいなと。

そういうことの中で、今、ご説明をしていただいた部分で、ちょっと私のほうから調べた中で気になっている点が、１つは、まず政府がことし改訂する青少年のインターネット環境整備基本計画、これらが今、教育長の質問の中にもありましたけれども、プログラミングよりも情報機器を操作をするという世界の勉強の仕方だろうというふうに思いますけれども、そこらの部分の中で小学生、特に低学年から情報教育の充実を図っていきたいというふうに目標として出ていたと記憶しております。

また、静岡県の教育委員会のほうでは、スマホあるいはネットを使った中で、家庭で話し

合える啓発カレンダー、これももう配られていると、あるいは配り始めたということなのか知りませんけれども、そういう形の中でみんなで考えて、時代に即応していこうということだろうというふうに思います。そういう手も打たれている。

あるいは、静岡大学がＬＩＮＥという契約会社で、ＳＮＳというんですか、それの正しい使い方を、保護者向けの教材を開発して、ことしの２月に公開をしたというようなお話も聞いております。

いずれにしても、町長のお答えの中にありましたように、河津町においても新しい電子機器を導入していく、そういう点については、町のほうとしても対応してきているというふうに私も思います。

そこで、心配になるのが、私のような年齢になってきますと、スマホ一つ、うまく使いこなせないという世界があります。ですので、じゃ、私より若い学校の先生はどうなのかなというふうに思いました。よく言われるのが、やっぱり今、世の中で一番忙しい業種の１つであるのが教師だよというふうに言われていると思います。

そういう中で、これらの新しい情報といいますか、教え方に対する部分について教師の皆さん方にどのような支援策、あるいは今後どういう形で対応していこうか、そこらの部分についてのお考えがあれば、ちょっと正確でなくても結構です。こういう方向で考えていますという世界の中で、実際教える立場の人たちに対してどういうことをしていくという点があればお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　教育長。

○教育長（鈴木　基君）　今、教える先生方への研修はどのようになっているのかというご質問だと思いますが、既に静岡県の総合教育研修センターへ研修に行ったり、それから校内での講師を要請しての研修だとかが進んでおります。もっといいものがあれば、それを導入して先生方の力量アップにつなげていきたいと思いますので、今後検討していきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　ぜひともそこらの、やはり覚えるほうも必要ですけれども、教えるほうも必要じゃないのかなというふうに思います。

なぜ今回こんな質問をさせていただきましたのかといいますと、いろんな情報だとか雑誌や報道を聞いておりますと、ＡＩの時代が2035年にはもうそういう時代になりますよ。その時代が来ると、人工知能ロボットが、また人工知能ロボットをつくって、新たな仕事をして

いく。そうなると、これは仄聞ですから正確かどうかわかりませんけれども、弁護士のような高等教育を受けている方で資格を取っている、そういう職業ですら要らなくなるというようなことが、巷間いろんな形の中で言われているわけです。

その時代にあっているのは、もちろん私のような人間は多分そのときにはいないだろうと思いますけれども、今の小学生あるいは幼稚園、これから生まれてくる子供たち、その人たちは我々が想像している以上なスピードで変化をしていく。そこに対応していく教育がますますこれから大事になってくるんだろうというふうに考えております。また、そのことを教えていくという部分については、やはり教える先生も大事になってくるのかなと考えております。

今、私どものその中で考えられるのは、自分がこういう時代になったら大変じゃないかなと、そういう点は思います。

これ以上このことについては、質問は終わりにさせていただきますけれども、ぜひともひとつ我々の生きてきた時代とは違うスピード感のある時代に今なりつつあります。変化をしていくことが十分にありますけれども、一番大事なのはやはり先ほど教育長がおっしゃられましたけれども、それをどう使っていくかという個々の個人の子供たちの考え方、そこがきっちりできないと、ただ単に流されて終わってしまうというふうになっても困るわけですので、そのことをひとつお願いを申し上げまして、次の質問に入りたいというふうに思います。

２つ目が、子育て支援策、これについてであります。

子育て支援策につきましては、河津町は歴代の町長を初めとして町民の総意として子供にやさしいまちづくり、これを基本姿勢にし続けている、これが町の風土だというふうに私は認識をしております。

しかしながら、最近では国や県、いろんな強化策が打ち出されてきております。

今、河津町は、ほかの地域と比べてどうなっているのかな、そこらの部分について少しお伺いをさせていただきたいと思います。確かに、河津町については、いろんな諸施策、これが行われておりますけれども、私の勉強不足でありますけれども、河津町の立っている位置、立ち位置が今どういう状況になっているのかな。そこらが、他市町あるいは市町村と比べてみて、進んでいるのか、あるいは遅れているのか、これらのところがあれば具体的な形でご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの土屋議員の質問で、他市町に比べて子育て支援策がどうな

のかということだと思います。

私自身は、他の市町より多くやっているという認識はあるんですが、その中で私が今特異的なものとして考えるものは２つほどございます。出産に係る費用の一部を助成する出産費助成事業ですとか、子育てしやすい住宅環境整備のためのその一部を助成する子育て応援住宅整備事業などが挙げられると思います。その他もろもろやっているものですから、担当課長から説明をさせます。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　それでは、河津町の子育て支援事業でございますが、かなり多い事業でございますので、事業について町からの助成をしているものの事業、それから母子の保健事業、それから子育て支援事業等について、３つに分けた中で説明をさせていただきたいと思います。

まず、町からの助成事業でございますが、まず少子化対策、それから定住促進を目的とした結婚祝い金事業を実施をしております。これにつきましては、結婚１組に対しまして10万円を助成するものでございます。こちらのほうにつきましては、賀茂地区の市町では河津町だけ実施をしている事業というふうに認識しております。

それから、少子化対策の１つとしまして、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減といった中で、不妊治療費の助成を行っております。平成30年度からは、不育治療に対しても助成を行うこととしております。

また、子供の出生に対しまして町では10万円の出産祝い金を支給をしております。こちらの金額等につきましては、市町によりばらつきがございますので、河津町については10万円という形で支給をさせていただいております。

それから、新生児期における聴覚障害の早期発見、それから早期治療を推進するため、新生児の聴覚検査助成事業を実施しております。こちらは県内の市町が合同でというか、実施しておりますので河津町が特出しているわけではございませんが、そういう事業も実施をしております。

また、産後鬱の予防、それから新生児への虐待を予防することを目的に、平成30年度より産婦の健康診査助成事業を実施をいたします。これも県内の市町が共同で実施をしていくものでございます。

また、子供の疾病や早期発見、それから適切な治療により慢性化の予防を促進し、保護者の経済的な負担を軽減するため、こども医療費の助成ということで中学３年生までを対象に

医療費の助成を行っております。今後、県のほうから対象を拡大するというような話もございますので、県に合わせた形の実施をしたいというふうに思っております。

また、次世代の社会を担う子供たちの育ちを社会全体で応援する児童手当、これは国のほうから、国・県と町のほうという形の支給になりますが、それから、またひとり親家庭には児童扶養手当の支給を行っております。また、児童扶養手当の対象者が小学校入学時には、ランドセルの費用を助成するひとり親家庭等の支援事業を実施しております。

また、子育て世帯が、安心とゆとりある居住において子育てすることができる住環境の整備の支援として、先ほど町長が申しました子育て応援住宅整備事業、こちらのほうについては郡内の市町では河津町だけ実施をしている事業だというふうに認識しております。

それから、就学前の誕生日を迎える子供の図書カード等を交付して、誕生を祝う事業として、子育てスマイルバースデイ事業といったものも実施をしております。こちらにつきましても、河津町だけ実施をしている事業というふうに認識しております。

以上が、町からの助成事業でございます。

そのほか、母子保健事業としまして、子供を授かった場合には、まず母子手帳の交付があるわけでございます。その後でございますが、町が実施している妊婦さんとその家族を対象に、町が実施している子育て支援策の説明、それから産後の生活について話す機会の場として、ママパパ学級を実施をしております。こちらのほうにつきましては、28年度までは、母親学級として実施をしていたものを、父親の参加等も踏まえましてママパパ学級として実施しているものでございます。

それから、妊婦の経済的負担の軽減と必要な回数の健診費用を公費負担する妊婦健康診査事業、それから生後４カ月児までの家庭については、乳幼児の発育、それから発達状況、それから産婦の健康状態の確認をし、育児支援ができるようにするための保健師による新生児訪問事業といったものも実施をしております。

また、産後の心身回復期は、孤立しやすく、育児不安を抱きやすい時期であることから、産後に心身の不調または育児不安等のある者に対しまして、町の指定する事業所で相談できる産後ケア事業といったものも実施をしております。

また、子供の発育、それから成長状況を確認しながら乳幼児の健診、それからまた相談等を実施をしております。そういった中で子供の状況によっては療育教室への参加も勧めております。

それから、次でございますが、町のほうで子育て支援事業等でございますが、子育て支援

中の親同士の情報交換、それから仲間づくりの場として子育てサロンの実施をしております。それから、子供の保育、それから保育園等の入園、子供の保育関係でございますが、保育園へ入園している方、それから地域型保育としまして、家庭的保育者、それから事業所内保育事業のほうに子供を預ける事業を行っております。そちらのほうにつきましては、公定価格という形で国のほうで示された金額を町のほうで支給を行っております。

それから、29年度からにつきましては、ファミリーサポートセンター事業を実施をしております。子供を預かる方に対しましては、そちらのほうの方に講習等を実施をして、子育てを、子供を預かれる環境といったものを整備を行っております。

また、24時間の電話サービスという形で、年中無休による医療、それから健康相談ができる24時間電話健康相談を実施をしております。

このような形で町のほうとしては、事業を実施しています。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　河津町としては、大変子育て支援、これについては充実をしているということにつきましては、ありがたく思っておりますし、またそういう中で河津町独自で支援をつくっている、これは大変いいことではないのかな。ここらの部分につきましては、もう過去にもいろんな形の中で広報をされておりますし、承知している方も多いわけですけれども、やはりこれからの中でいくら広報活動を続けていってもいいことだろうというふうに思いまして、今回はそういう質問をさせていただきました。

河津にとってそれだけ手厚くしている子育て支援でございますけれども、先ほど来の説明の中にもありましたですけれども、１つにとっては医療費の無料化、これについてはやはり中学だけじゃなくて、国や県の動きを見据えて、その動きさえ出てくれば、すぐに対応を図っていく姿勢があるというふうに理解をさせていただきました。果たして、それでいいのかどうなのか、その辺も後でちょっと、一言で結構ですからお話をいただきたい。

それから、もう一ついろんな話題になってきているのが、高校の授業の無料化やあるいは大学や専門学生に対する支援策、これも一部行政報告等の中でも説明がありましたけれども、ここらの高校の授業の無料化あるいは支援策は、具体的にどういうことを考えられているのか、そこらについても説明をしてもらいたいと思います。

特に高学歴の世界の中においては、問題になってくるのは、給付型の奨学金であれば全然というと語弊がありますけれども、ほとんど問題は少ないんだろうけれども、そうでない場

合についてはやっぱり返還義務が発生をしてくるものですから、そこらの部分について卒業した後、大分苦しんでいるというお話を聞いておりますし、今はもうこんなことないんでしょうけれども、私の時代ですとやはり保証人をもらったりとかという形になってくると、その本人だけじゃなくて保証人まで迷惑がかかるというような状況にもなるというふうに聞いております。

ですので、そこらの部分の基準づくりというのは大変難しいだろうと思います。実際にこれは今検討段階だから行われるについては相当時間がかかるんだろうというふうに思いますけれども、そういう大学生とか専門学生に対する支援策の部分があればお願いをしたいなと。

それから、これはちょっと全然違うわけですけれども、子供たちの学校給食の問題です。

学校給食については、当初一番ベストなのが無料化だろうと思うんですね。なおかつ、アレルギー対応、アレルギーの人たちに対する対応策もしてあげると、その辺のところが一番いい方法だろうというふうに思うんですけれども、これについてもやっぱり費用がかかる。ですので、現状、個人の皆さんから負担をいただいて、運営をしているということの中である部分やむを得ないところもあるんだろうというふうに思います。

そういう意味で、いろいろ言わせてもらいましたけれども、もう１回質問の趣旨を整理をさせていただきますと、医療費関係についてはどのような考え方があるのかな。２つ目としては、大学あるいは専門学生に対する支援策、これの具体化がどうなのか。あるいは３つ目といたしまして、学校給食等の関連について今お考えがある点があれば、これについてのご説明をいただければとかように思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの土屋議員の質問に答えたいと思います。

まず、医療費の無償化でございます。これ今、県の制度として中学生まで県の補助が２分の１から３分の１ございます。今、県が30年度予算でさらに高校生まで広げるということで県議会へ提出中でございます。

私ども、町としてはもし県議会で通れば、実施時期が多分10月だと聞いているものですから、それに合わせて町も中学生と同じように無償化に向けて議会のほうにお願いをして、予算が通れば、無償化に向けて進めたいと思っております。

今、試算では大体550万円程度と試算をしてございます。また、議員の皆さんにお諮りしたいと思っております。

それから、給食費の補助については、現在、幼・小・中で月額1,000円補助をしてござい

ます。また、わかば保育園の園児に対しては、３歳児未満の食事の分については、国のほうの公定価格に含まれているということで、公定価格に含まれていない３歳以上の園児について町の補助と同じ歩調を合わせまして、主食費の600円の３分の１を町のほうで補助していると。200円ということでございますけれども、この保育園についても補助しているということでございます。

それから、奨学金の関係でございますけれども、今、給付型の奨学金の話があるわけですけれども、町独自としては現在、奨学金制度として月7,000円を支給する制度がございます。特に、今は高校生が利用しているわけですけれども、給付型で月7,000円を出しております。今現在、３人の方が利用されております。

それから、30年度に予定しておりますけれども、これから高校、大学等に行かれて、その上の大学院等も含めてですけれども、お金を、教育ローンを借りて、大学に行かれる方も多いと聞いておるものですから、その利子の補給制度を30年度にしていこうということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　全てという部分については、なかなか難しい世界があるかと思いますけれども、冒頭の質問でも申し上げましたように、子育てにやさしいまち、これが河津町の伝統文化であるというふうに理解をしておりますので、できる範囲の中で今後も続けていただきたいというふうに思います。

一番問題になってくるのは、やはり財源の問題だろうというふうに思いますけれども、この財源の問題を議論をしていくときに課題になりますのは、実はある程度年齢をとっている人というと語弊がありますけれども、子育て関係については支援策がだんだん厚くなってきているわけですけれども、そういう支援策を受けていなかった人たちがだんだん高齢化をしていきます。そうなってくると、自分の時代にはそんなことはなかったよと、その辺の精神的ギャップが出てくるだろうというふうに思います。

ですので、やはりいろんな諸問題はそうですけれども、いずれにしても子育てについても老後についても世代間の共通認識を持つ、このことが一番大事だろうというふうに私は思っております。ですので、河津町においてもやはり40％を超えたという高齢化率があるわけですので、これらの方々のバランスを配慮した中での運営をお願いをして、次の質問に入ろうかなというふうに思います。

最後の質問が、情報公開についてであります。

この情報公開、一口に言っても大変難しい問題だなと、質問を考えたときに私も実は大変悩みました。どこまでやればいいのかな、それからどういう項目をやればいいのかな、これらのものについてのところが、選別をしていくのが難しいのかなというふうに思っております。

しかも、現在でも情報公開法が施行されていて、それなりの意識のある方が情報公開法に基づいて請求をしていくと、それは開示をされると。ですけれども、何でもかんでも全部開示すればいいのか、こういう問題ではないというふうに理解もしております。

そうなると、一つの、私なりに考えましたのは、やはり町民が知りたいことは何なのかな、そういうことを見つけて、そのデータを含めて、それを開示していく、これが手っ取り早い、あるいはわかりやすい情報公開なのかなというふうに私は考えました。いろんな意味で全てのものを出すというのも１つの考え方ですけれども、必要なものも出すというのも１つの考え方だろうというふうに思います。

そこらを含めて岸町長の場合には、情報公開を基本とした開かれたまちづくりというような部分の中で、姿勢としておっしゃっておりますので、12月の議会でも言われておりましたけれども、改めてここでその考え方、方向性、それらについてお考えがあればお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの土屋議員の情報公開についてお答えしたいと思います。

これ12月議会でも申し上げておりますけれども、やはり行政を進めていく上で情報を共有して、一緒に政策立案にかかわり、必要な政策をつくり上げていくことが私は大事だと思っております。そのためには、情報を提供することで、何回も申しておりますが、正しい判断ができて、理解を得られるものとそう思っております。要するにプロセスを共有することが大事であると。その結果として、私が言うような情報公開と町民参加のまちづくりにつながると、そう思っております。

それから、伝達の関係でございますが、今までの町の行政といいますと、どちらかというと受け身の形といいますか、町民が開示請求をしたときに見せる、知らせるようなそういう消極的な情報公開ではなかったのかなと思っております。

これからは、もっとやはりこちら側から、行政側から情報を発信して、理解を得ていくことが大事ではないのかなとそう思っております。このことについては、議会でも同じことだ

と思いますし、やはり議会にもこちらから情報を提供して、理解を得ていくと、そういうことが大事ではないのかなと思っております。

さきの議員さん方の説明会も行わせてもらいましたけれども、30年度予算についても皆さん、理解を得たいということも含めて、さきの議会に対しても説明会を開かせていただきました。

それから、先ほど土屋議員がおっしゃっている何が何でも全て出すのかということでございますけれども、これについてはやはり私は全てのことを町民や議会に提供するんではなくて、特に重要な事業や町民に大きく影響を及ぼすような事業、計画について、町民や議会に対して情報提供を行いまして、理解を得て、進めていきたいと思っています。

具体的には、静岡県で情報提供推進に関する要綱というのがございます。基準がつくってございます。それを参考にして、町もそういう基準をつくった中で、今後情報公開をしていきたいなとそんなことを思っております。

それから、この間、町としてどんなことをやってきたのかということでございますけれども、まだ要綱等ができておりませんので、とりあえず身近にできることからやってまいります。

１つは、広報かわづの２月号から情報公開のページを設けて、会議の結果ですとか、状況などを情報提供してございます。これは今後も続けていきたいと思っております。

それから、先ほど申しましたように、議会に対してもこれから必要なものについては、皆さんにご説明なりして、理解を得たいなと思っております。

それから、新年度予算の関係でございますけれども、30年度予算が審議、これから行われるわけでございますけれども、それが決まりましたら、今まで広報だけで、新年度予算については項目だけの説明だったと思います。それをもう少しわかりやすく財源等も含めて、町民に別の冊子として配って、町民の理解を得たいなとそういうふうに思っております。

それから、最後でございますけれども、今、広報の関係、担当１人でございますけれども、何とかもう少し広聴という部分で事業を充実させていくためにも、ぜひ人員配置等についても今後考えていきたいなとそう思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　新しい取り組みをされているということで、まだそこらの部分の成果という部分はこれからだろうというふうに思いますけれども、是が非でもそういう取り組み

は進めていっていただきたいと思います。

実は、今の答弁の中にもありましたけれども、私も１つ提案として考えましたのは、広報かわづです。広報かわづの中で、よく新聞なんかですと決められて、データ分析の欄が１コラムとしてケースが出ているのが必ずあるんです、週に１回とか。だから、そこにはそういうデータをきちっと出してもらったり、こういう状況にいます、毎週出すには大変なことですけれども、年に１回交代で各課の皆さんが、これは町民に知っておいていただかなきゃならない、データがないとやっぱりきちっとした正しい判断ができないでしょうから、そういうデータ分析をこう見ている、そういうコーナーを設けたらどうかなというようなことも考えました。

それからもう一つ、これは是が非でも検討していただきたいのは、実はきょう持ってまいりましたんですけれども、町が決算のときにつくる主要な施策の成果、これについては本来町でいけば予算をつくる段階の中で、ローリングを行って、予算つけをして、それに基づいての管理をしていく、それが成果だというふうに思います。そのローリングも短期ローリングも長期ローリングもあるわけですけれども、そこらのものもいろいろ取捨選択をして、ここに出てきたものが成果だろうと。

こういう中で、やっぱり必要になってきますのは、中には大分入ってきておりますけれども、やはり資料編的なもの、時系列として判断をしていくことによって、計数は、これ見る人によって判断が違ってきますから、この中の後ろでも結構ですから、変な話ですけれども、資料的なもの、統計データ、そういうようなものがもし、こういう中でしていければ、それをもとに今度は議員と町民の皆さん、あるいは町民の皆さんと町の役場の皆さん、共通認識の中で議論ができます。一緒に考えるという仕組みができるんじゃないのかなというふうに思いますし、実際にこの主要な施策については、図書館に行けば、実際に読んでいただけるわけですよね。興味がある人は、そこへ行って、調べようと思えばすぐできます。というような仕組みをひとつ検討していただければなというふうに思います。

そこらの部分につきまして、ちょっと即やるというか、あれでしょうけれども、考え方として、町長どうでしょうか。そういう方向の中で、今、先ほどご答弁していただいた中でのものにつけ加えることが可能でしょうか。そこらをちょっとお答えいただければと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　現在、広報かわづで２ページ、情報のコーナーを設けております。新たに設けたわけでございます。実際のところ、今、体系的になっていないものですから、そ

れぞれ必要と思われることを原則、広報として、情報公開として載っけてございます。

そういう中で、今後の検討課題ということで、そういうデータですとか主要施策の部分についても、検討させていただくということで、答弁にかえさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　この主要な施策の成果の、特に決算のときに、私、必ずそのお願いをしているものですから、できるだけよい方向の中でのご答弁をいただければなというふうに思います。

そのことをお願い申し上げまして、私の質問は以上で終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君の一般質問が終わりました。

午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時０２分

再開　午後　１時００分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇　渡　邉　　弘　君

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君の一般質問を許します。

７番、渡邉弘君。

〔７番　渡邉　弘君登壇〕

○７番（渡邉　弘君）　平成30年町議会第１回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は、次のとおりでございます。

１件目、新年度予算案について。２件目、子育て支援事業について。３件目、河津桜まつり出店について。

町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速でございますが、質問に入らせていただきたいと思います。

新年度予算案ということで質問をさせていただきます。

予算編成方針におきまして、河津町第４次総合計画に基づき、健康・福祉・地域医療体制の充実、幼児・学校教育・生涯学習等社会教育の充実、農林漁業・商工観光振興事業の推進、生活基盤・生活環境の充実、安心・安全に暮らせるまちづくりの推進をとの重点施策がありますが、町長の目指すまちづくりはどのようなまちづくりをしていかれるのか。また、そのまちづくりのために、初年度、町長、最初の年度の予算編成での重点施策においての具体的な取り組み、予算づけをどのようにしたのか、お伺いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの渡邉議員の質問で、具体的な取り組み、目指すまちづくりと重点施策の予算づけについてのご質問でございます。

新年度予算案につきましては、先ほど施政方針の中でも述べましたので、繰り返しになりますが、平成30年度の予算編成に当たっては、町制施行60周年を迎えまして、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創設を目指し、飛躍する年とすべく各事業に取り組んでまいります。地方行政の現状も踏まえまして、行政改革の促進、財政運営のさらなる健全化の推進を実施しつつ、町民本意の各種施策を推進していくため、情報公開と町民参加のまちづくりを推進し、「小さい町だけど、美しく」、「小さい町だけど、子どもからお年寄りまで生き生きと暮らしていける」、「小さい町だけど、納得できる利便性がある」をスローガンに各施策に予算配分をしました。

先ほど申しましたが、一般会計の予算額は37億4,100万円で、前年度より減額となり、町民生活に密着した堅実・着実型の予算編成となりました。

総合計画の５つの柱があるわけでございます。１つは「一人ひとりが輝くまちづくり」、２つ目が「豊かな心身を育むまちづくり」、３つ目が「地域資源を活かしたまちづくり」、４つ目が「豊かで快適なまちづくり」、５つ目が「町民協働のまちづくり」、これらを主要項目と掲げて、30年度の重点テーマを５つ挙げてございます。

１つ目が「子育て・教育環境の充実強化」、２つ目が「減災・防災対策」、３つ目が「河津バガテル公園の再生」、４つ目が「第１次産業と第３次産業との連携事業の推進」、５つ目が「効率的な行政運営と開かれた行政への推進」。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　一応今のお話で、概要の５つの重点項目ということでお話をいただきました。

その中で、結局バガテル公園は予算をつけますよとか、子育てにはどんなことを重要な項目としてお考えになって、予算づけをしていくのか。そこら辺をお伺いしたいなというふうに思います。

また、町長、最初の７つの公約を示されて、その７つの公約をもとに予算編成がされているというふうに考えるんですけれども、ただいまお話しいただきました５つの項目が、７つの、要は重要な項目だということでお伺いをいたしますけれども、もし、具体的にここの部分としてはどうしても今年度やらなきゃならないんで、予算づけをしましたよとか、そういうようなところでその重点施策として町長が取り上げた部分がございましたら、お伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　７つの公約との関連でございます。具体的な重点施策を申し上げます。

先ほど申したように５つのものがございますが、それについて説明いたします。

まず、１つ目の子育て関連施設でございます。

平成26年に策定した子ども・子育て支援事業計画の見直しを、来年度、平成30年度、31年度の２カ年で行います。これはニーズ調査と計画策定を行うものでございます。その中で、子育て関連施設の前計画を踏まえた計画策定と用地候補について諮問する方向で進めます。予算的に委託料と会議の費用が上げてございます。

２つ目の小学校の統合問題でございます。

これは先日も行われましたけれども、学校環境整備検討委員会事業で委員19名による小学校のあり方の方向づけの検討を行っております。既に、３月に１回目を開いたわけですけれども、来年度も続けて開きたいと思っております。その中で、小学校の統合問題も出てくるのではないのかなと、そういうふうに思っております。

３つ目でございます。バガテル公園の再生の関係でございます。

再生に向けて、私は今２段階で進めようと思っております。１つは、当面の運営の改革を行いまして、その後に再生計画による運営形態等も含めた事業を検討し、パリ市との調整も行いたいと思っています。

当面の再生事業として、29年度中に賃借料の減免を行って、店舗の誘致を図りました。まだ、店舗が閉まっているものですから、何とか店舗の誘致を図って、当面の運営を改善したいとそう思っております。

それから、30年度ですけれども、プレデスティネーションキャンペーン事業がございます。そういう中で、デスティネーションキャンペーンは５月に当たります。そういうことで、プレデスティネーションキャンペーン事業経費ですとかシャトルバスの運行経費、また、バガテルは夜間がちょっと暗いものですから、夜間にも対応できるような照明装置の設置なども考えております。

それから、入り口横にありますカーネーションハウスがありますけれども、それをバラの展示館とするべく来年度、栽培床というのは、ベンチといいますか、それを撤去を行って、バラの展示施設として使いたいと思っております。

それから、バガテル公園の事業再生検討業務委託を行います。将来に向けた再生案を検討する予定でございます。

それから、４つ目でございますけれども、第１次産業と第３次産業との連携でございます。

これはふるさと納税の返礼品に農産物ですとか、加工品をさらに提供すべく呼びかけを行っております。また、遊休農地対策や農業振興、観光事業に寄与できる新たな作物として、現在、河津桜の切り枝の利活用を図り、出荷体制の試験的な研究や、ＪＡや県の農業技術センターの協力を得て、取り組んでおります。

それから、５つ目でございますが、効率的な行政運営や開かれた行政の推進や行財政改革でございます。これについては、広報による情報提供、あるいは来年度予算の中では広報等にかわって情報提供ができるように、新聞折り込み等の情報提供についても予算をとってございます。

それから、広報広聴の部分につきましては、機構改革や人員配置等の見直しを行う予定でございます。事業としては、広報広聴事業の充実、あるいは町税のコンビニ収納などの効率化の行政として取り組んでいきたいと思っております。

それから、６つ目の防災・減災対策でございますけれども、これについては現状での対策を再検討しつつ、新たな計画を進めております。

それから、７つ目の幼稚園や保育園の将来的な運営形態の検討については、当面は現状把握などの研究を進めております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　本当に、７つの公約、それで、かくかく取り組み、お話をいただきましてありがとうございます。ぜひ前を向いた取り組みがほとんどになっているかなというふうに思いますので、充実した取り組みをしていただきたいというふうに思います。

また、町の政策が予算編成にあらわれてくるわけでございますので、町民の意見を聞く事業という部分が町長の考え方の中に大きく反映されているわけでございますので、町長としては町民の意見を聞く事業というのはどのような事業なのか。金銭面において、要は多くの費用がかかる事業が意見を聞く事業なのか、継続的に進めていかなければならない事業が要は意見を聞く事業なのか、そのような意見を聞く事業の線引きというんですか、そこら辺をどこら辺に線引きをするのか。また、住民の意見をどのようにお伺いしていくのか、そこら辺がちょっと不明でございますので、できればお教えいただきたいなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの渡邉議員の質問の中で、情報の公開をした中で、どのような線引きをして町民意見を取り入れるのかと、そういう質問だったと思います。

まず、情報の提供をしたいということが前提でございます。先ほども土屋議員の質問にも答えましたけれども、まず当初予算についても今まで町民の皆さんに詳しくお知らせすることがなかったものですから、今年度、来年度といいますか、30年度からは広報だけではなくて、別の形で町民に詳しく予算関係もお知らせしたいと。今年は、こんな事業を予定していますよということで、町民にお知らせをしたいと思っております。

それから、線引きの関係でございますけれども、これも先ほど土屋議員の質問にも答えましたけれども、県のほうで情報公開を推進する要綱というものがございます。それに基準がある程度示されております。情報公開条例ではなくて推進、積極的にこっちから情報提供するための要綱がございます。それを制度設計といいますか、担当課で今、検討し始めておりますけれども、その中に従って、今後は全ての情報開示するではなくて、その中で線引きをした中で、これから制度設計をして、決めながら要綱をつくりながらその線引きを決めたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　情報の公開というところが主な施策の中で大きく取り上げられるわけでございますけれども、例えば学校の問題についても、例えばバガテルの問題についても、

基本的に委員会等をつくりながら、その議論がされていくわけでございますけれども、結局、委員会等で諮問された部分につきましては、後で結局我々議員も含めて町民の方たちも、後で決まったよという知らされ方と、例えば間々で要はどういうような、こういうような進み方になっているとか、こういう方向で行きたいとか、そういうものが事前にわかれば、町民としてはなおよろしいんではないかなというふうに思いますので、そこら辺をご検討いただきながら、情報公開の方法も考えていただければありがたいなというふうに思います。

４問目になりますので、私は次の質問に入ります。

子育て支援事業についてお伺いをしてまいりたいと思います。

前回の私の一般質問におきまして、医療費の問題を取り上げさせていただきました。１つは、高校生までの医療費の無料化、もう一つは、インフルエンザの予防接種の無料化の事業の取り組みについてお話をさせていただきました。町長のほうからは検討をしていく必要があるというようなご回答をいただきました。

今回、県の予算案におきまして、高校生までの医療費の無料化、助成案が示されておりました。河津町においても先ほども町長が話ししましたが、県のほうで決まれば県の流れに沿って、そういう高校生までの無料化等については取り組んでまいりますよというようなお話がございました。

ただし、インフルエンザにつきましては、県のほうもどうも、どこの市町でも恐らくやっていないというのが現実だと思いますので、今、インフルエンザになって学級閉鎖、これ県内どこの学校でも県外であっても学級閉鎖ということが新聞紙上等において、多々取り沙汰されております。

当町におきましては、学級閉鎖は11件、年度で11件の学級閉鎖があり、患者数は56名というような方がインフルエンザにかかられて、そういう学級閉鎖が起こったというようなことをお伺いしました。予防接種を受けることによりまして、重症化も防げて、結局教育にも子育てにもやさしい事業ではないかなというふうに考えられます。財源におきましても、そんなにたくさんの財源がかかるわけではないんじゃないかなというふうに思います。

学校、幼稚園、保育園、予防接種の状況、これが何名の対象者がいて、何名受けているのか、そのようなデータも現状としてはとられておらないのが現状ではないかなと。そのようなデータをしっかりとることによって、この事業を進めることが是なのか非なのか、学校の教育にもかかわる部分でございますので、そこら辺をどのような考えがあるか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまのご質問でございますけれども、予防接種の関係だと思います。

先ほど、土屋議員の質問にも答えましたけれども、医療費については先ほど申したように県の助成制度の予算が通れば、町として当然議会の皆さんの承認を得るわけですけれども、そういう中でそれに合わせて町のほうでも対応したいと思っております。

それから、インフルエンザの予防接種の関係でございますけれども、高齢者については、予防接種法による定期予防接種とされております。ただ、ご指摘のように子供の予防接種については、任意ということになっております。そういう中で、現実的に今中学生までの医療費についても町が県以外ものは負担しているわけですよね。そういう中で、今度は高校まで広がっていくと、その負担も大きくなると。そういうことで、現段階では、そのインフルエンザの子供たちの予防接種を導入するとなると、また恒久的な予算措置をしなきゃならないということもあるものですから、慎重に検討すべきものと考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　お医者様の先生たちの意見等も要は踏まえて考えますと、インフルエンザの予防接種をすることによって、重症化が防げたり、例えばそこの学校を休む期間が短くて済むとか、やはりこれは子ども・子育ての部分ございますけれども、学校教育の部分も踏まえて、取り組むべき事項ではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きにご検討いただければなというふうに思います。

次の質問でございますけれども、放課後児童クラブの状況につきまして、早急に改善をする必要があるんではないかなということでございます。現状を見て、預かりの施設につきましては、非常に狭くて、そういうような環境に問題があるというふうに考えられます。なお、夏期におきましても預かりの人数がふえたり、そのような部分がございますので、暑い状況だとか体調にも影響があるというようなことが考えられるわけです。そのような状況を早急に改善する必要があるんではないかな。そこら辺を含めまして、施設の改善などにお取り組みいただけるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの質問は放課後児童クラブの状況のことだと思います。

実は、私も先日、放課後児童クラブを見てまいりました。大変子供たちが元気で過ごして

いる姿を見ましたけれども、特に夏に子供の数がふえるようでございます。そのときには、学校施設を借りて、放課後児童クラブの活動をやっているということを聞いております。

そういう中で、新年度予算においては、夏対策として特に小学校の施設を借りて、冷房施設がないものですから、一応リースといいますか、レンタルの冷房施設の予算は上げてあります。

そういう中で、今後の施設改善の話なんでございますけれども、それについては今町のほうで子育ての関連施設の計画なんかも今後やっていくものですから、できれば現状で改善をしながら、できればやっていきたいなとそんなふうに思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　今、くしくも放課後児童クラブにつきましては、現状がそういう現状なので、ともかく早急に環境改善の取り組みをしていただきたいというのが、いろんな利用されている方たちの声があるということをご理解いただければなというふうに思います。

子育て支援施設につきまして、その取り組みにつきましては、人口減少対策においても大変重要なジャンルではないかなというふうに考えております。

つきましては、早急にその施設をつくっていくために、そこの施設の中にどのような支援項目、例えば今、町長おっしゃられた放課後児童クラブをそこに入れるか入れないかというのは、また入れる部分なのか、入れない部分なのかということもあるかなというふうに思います。

例えば一時預かりの事業でありますとか、ファミリーサポート事業でありますとか、いろいろ今町のほうで取り組んでいる事業があると思うんですよ。そのような事業の中で、どのような事業をその施設の中に取り込んで、そこの施設がどういうような形で、要は土地の取得だとか建物のこと、そういうものも含めてどのようにお考えになっているのか、町長のお考えがあれば、どのような施設を入れるつもりでいるのか、そこら辺がお伺いできればありがたいなというふうに思うんですが。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの質問でございます。

先ほどの学童保育の関係でございますけれども、それは私の入れたいという要望でございます。まだ確定ではありません。

確かに、子育てのサポートの部分も福祉の２階にあって、ちょっと狭い間借り的なものか

なという感じもありますし、そんなものも今後入るといいのかなとそんなことも思っています。

そういう中で、これから考える子育て支援施設でございますけれども、前計画といいますか、複合施設に計画したのが、平成26年８月27日に河津町子ども・子育て会議により答申をいただいた計画でございます。この内容の検証といいますか、実は30年、31年度で同じ計画を子育て関連施設も含めてそういう計画を立てなきゃならない時期に来ているものですから、この内容をもう一度その子ども・子育て会議の中で再検証をしてもらえたらなと思っております。

そして、私どもの考えている諮問の内容に、できればその用地についても子ども・子育て会議の中に諮問として用地候補を数カ所挙げてもらえるような、そんなことを今考えております。その中で、今後の施設計画と用地についても検討していけたらなと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　用地の問題だとか、今から30年、31年度に要は入れる部分とかそういうものを決めていくというような解釈をしたほうがよろしいんでしょうか。まだ結局白紙の状況で、何もないよと。だけれども、用地だけは何とか先に進めていきたいんだよって、そういうような形ではないと思うんですが、これもう４問目になるんで、そこはちょっと私としては、質問は、これ、流さざるを得ないかなというふうに思っているんですけれども、もし町長の答えがありましたら、ぜひこんなものを入れていきたいんだよという具体的なものがお考えの中にあれば、お伺いできればなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　すみません、説明不足で。

考え方としては、基本的には前計画のものを入れていきたいということが原則でございます。

ただ、それから大分年数もたっているものですから、もう一度その辺を含めて再検討をしてもらうことも必要じゃないのかな。例えば新たに入れたいものとか、これは必要ないものとかそういうものも含めて、基本的には前計画のものについてお願いをしたいなと思っています。

それで、答申の関係ですけれども、特に用地の関係については、なるべく早目に答申をも

らうような形で諮問をしたいなと思っております。できれば、30年度以内とか、そんなことを考えております。施設についても前計画が大分煮詰まった計画なもので、面積なんかも。だから、前計画にそんなに変わりがなければ、大分早くその内容については詰まってくるのかなと。

そのほかの計画というか策定については、それを含めた中で、計画自体が後になっても、子育て関連施設だけでも先に諮問に対する答申をいただけたら、どんどん先に進むのかなと、そんなことを思っております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　多くのご回答をいただきましてありがとうございます。

やっぱり事業というのは、これとこれとこれをするために、こういうようなことをするんだということが大前提でないかなというふうに思いますので、質問をさせていただきました。

これの結局情報公開も、また委員会等で何段階かで決まってくるかなというふうに思いますので、またその情報開示もひとつできればお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

この２月10日から３月10日ということで、河津の桜まつりが開催され、まことに大きな経済効果を河津町が全県、全国に効果を与えているのかなというふうに思います。

そこで、河津桜まつり出店について質問をさせていただきます。

毎年、桜まつり開催時に当たりまして、商工会において商工会協賛店のスペースを確保して、商工会の会員に出店を支援をしてきております。しかし、情報によりますと、来年より出店ができなくなると、そのようなことをお伺いしました。

この桜まつりに、商工会の会員の方が10年ほど前からあそこの今の観光交流館の下のところに、地元の商品を初め農家、農協の人、いろいろ商品を持ち寄って、出店して、まつりを盛り上げてきていただいたわけでございますけれども、その情報がなぜ出店できなくなるのか、知っているのか。また、もし知っているんであれば、どのような状況だから、理由だから出店できないんだよというようなことをお伺いできればありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　桜まつりの商工会が行っている賛助店の関係でございます。

現在の商工会の賛助店の場所は、ご存じだと思いますけれども、もとのサークルＫさんの裏側の笹原公園に向かうところの左側だと思います。あの場所は、駐車場用地として町が借りまして、実行委員会に貸してある土地でございます。しかし、桜まつり期間中は、ご存じのように、慢性的な駐車場不足が発生しているため、少しでも解消を図るため、駐車場が欲しいことも事実でございます。

そういう中で、商工会が賛助店の出店の募集をしているわけでございますけれども、聞いたところによりますと、募集しても、今回のおまつりでも12ブース中８つしか集まらないということだそうです。そういうようなこともありますので、商工会さんのお考えもあると思いますが、そういうようなことで集まらないというのも１つの要因ではないのかなと。事情がちょっとよくわかりませんけれども、そんなことで商工会としてそういう方向を決めたのかなとそういうふうに原因を考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　理由はそういうことかなというふうにも思います。

ただ、町長のお考えの中に第１次産業の推進、観光事業と連携をしながら町の特産品、そういうものを活用しながら取り組んでいきたいというふうにお伺いをしているわけでございます。

また、出店を今まで協力してきた町民の方たちが、駐車場用地を借りて、要は町に返還するから商工会としては、もうそこのところはできないんだよ。また、12ブースの募集なのに８ブースしか集まらないから、もうそこで商工会としてはやめるんだよ。それで、今まで10年間、一生懸命努力してきた人たちを簡単に、何ていうんですか、もうあなたたちはいいよというような考え方であるならば、今後なかなか１次産業の方たちがそういう事業にイベント等に、要は協力してきてくれるのがなかなか難しくなるんではないかなというふうに思うわけです。

そんな中で、もし出店ができないんであれば、別の場所等を何とか、例えば商工会でありますとか、町の担当課の方たちとかが町民に対してご協力ができれば、支援をお願いしたいというふうに思うんですが、そこら辺のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　町としては、特に第１次産業と第３次産業、連携が大事だということは当然考えているわけでございます。

ただ、今回の場合は商工会さんの事情もあるような気もします。それで、本来、実行委員会としてやるべきこともあるかと思います。例えば駐車場の確保ですとか、周辺の設備だとか、管理することも大事だと思います。

そういう中で、今後、商工会のお考えもあるかと思います。そういう中で、実行委員会等のお話し合いの中でどうしていくのかということもありますけれども、町として決してやめろと言ったことはありませんけれども、いろんな事情の中でこのようなことが起きたのではないのかなと、そういうふうに想像しておりますので、今後、商工会さん等の考え方もあると思いますので、町としては排除するということではなくて、その当事者といいますか、その方たちがどういうお考えなのかわかりませんけれども、その中で対応していくしかないのかなと。先ほどから何回も言うようですけれども、町が特別に排除したということではありませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　ありがとうございます。温かい気持ちで町民のそういう事業にご協力をしていただければ、町民も一生懸命町の事業のために協力してくれるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそのまま見捨てるとかいうんでなくして、ご協力をいただければありがたいなというふうに思います。

なお、今後の桜まつりの開催の方向性について、ちょっとお伺いしてまいりたいと思います。

河津桜並木景観検討委員会が開催されまして、今後、川沿いの桜のあり方、結局堤防の問題もあり、桜並木のあり方がいろいろ検討をされているわけでございます。

今後、桜並木、堤防のところに植えられている木が枯れたりした場合は、恐らく再度の植栽がなかなかできなくなると。そのために、要は河津の町の中で河津桜をどのようにして保存し、生かしていくのか、いろいろ計画をされていると思います。今後の桜並木計画に基づいて、まつりのあり方、今後の開催のあり方など方向性を検討する必要性があるんではないかなというふうに思います。

具体的には、出店のあり方として、会場の範囲の設定、また駐車場等の営業のあり方、運用費用も含めて運用費用の集め方など実行委員会が取り組んでいらっしゃるんでないかなというふうに思いますが、今後は町の協力支援も必要だと思います。町として今後まつりの開催に協力支援、取り組まれていくのかお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたしま

す。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　町としては、実行委員会の中で当然町も入っているものですから、一緒になってやっている意識がございます。ですから、特別実行委員会の中で協議されれば、それに従って一緒になってやっていくという気持ちがございます。

それから、先ほど、今問題になっておりますのは、河津川沿いに既に植えられている、特に川面に、川に面したほうの部分の桜の関係でございます。これ植栽基準というのがございまして、それに沿っていないということで、万一倒木だとか枯れた場合には、そこの部分に植えることができないというようなことだそうです。

そういう中で、景観の検討会等を４回ほど、今まで下田土木さんと町と一緒になって検討を重ねてきました。

その中で、結論的には、町として考えるのは、今ある川面に面したのり面の桜については、なるべく延命化を図っていこうと。現在、桜の守人さんたちにお願いをして、枝を剪定したりとかやってもらいますけれども、そういう中でぜひ延命化を図りたいと。

もう一つは、堤防の裏側といいますか、内側、斜面があるわけですけれども、そこに盛り土をすることをよって平らになれば、植えることができるという話もあるものですから、裏側の部分をなるべく埋めるような方向、そんな方向を進めたいと。

それを進めるに当たっては、当然費用もかかるわけです。それで、今、下田土木さんなんかでも一緒になって考えているのは、町が来年度、河津桜まちづくり計画をつくっていく中で、県と一緒になって、県の河川計画等も含めて一緒になってやっていくことによって、もしかしたらそういう補助的なものも得られるかもしれない可能性もあるものですから、来年度、町がつくる桜のまちづくり計画によって、この堤防の背後地の埋め土の問題も進めていきたいなと思っています。

それと、もう一つは、やっぱり桜は当然川面にもあるわけですけれども、町中にも広げたいということもございます。特に山側というんですか、山の桜も俯瞰といいますか、遠くから展望できる桜もいいということで、特に最近城山ですとか、涅槃堂の上といいますか、あと峰の東大寺の横ですか、そこあたりも大変いいという話もあるものですから、そういうのを連携してやっていくことも大事じゃないのかなとそんなことも思っております。

そういう中で、今後、30年度に河津桜を生かしたまちづくり計画をつくっていく中で、この堤防の桜についてもぜひとも背後地等を埋めることによって、植えることができれば、将

来の対策ですけれども、すぐなくなるわけではないので、延命化を進めながら、そういうことも進めていきたいなとそういうふうに思っております。

あと、運営面の費用ですとか、範囲の設定ですとか、駐車場の問題とか、いろいろあるかと思います。そういう中で、いろいろ問題を含めては、実行委員会の中で今後含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君。

○７番（渡邉　弘君）　ありがとうございます。

河津桜は、恐らくこれからも日本全国の中のメジャーの１つの桜だと、これは自信持って河津町としては運用していっていい素材ではないかなというふうに思います。

そんな中で、先ほど町長がお話しいただきましたけれども、山のほうとか、あとはいろんな河津の中でここのところに行けば、こういう桜が見えるよ。だから、そのゾーンづくりだとか、そういう例えばまつりの開催の要綱だとか、そういうものが今までは少し場当たり的におまつりの運営についても、要は協賛金の問題についてもやられていたのかなというふうに感じておりますので、そこら辺を今後のまちづくり計画の中に河津桜まつりというジャンルも取り組んでいただきまして、これからの河津の財産である河津桜がよりよい方向で集客につながるような事業のあり方であってほしいということをお伝えしながら、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎啓次君）　７番、渡邉弘君の一般質問が終わりました。

午後２時まで休憩します。

休憩　午後　１時４４分

再開　午後　２時００分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇　小　林　和　子　君

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君の一般質問を許します。

５番、小林和子君。

〔５番　小林和子君登壇〕

○５番（小林和子君）　こんにちは、５番、小林和子です。

改めまして、今回、私、定例会に質問を通告したところ、議長より許可が得られましたので質問をさせていただきます。

今回の私の質問は２問。

乳幼児の保育について、２つ目は、教育行政について。この２つです。

まず、１問目は、乳幼児の保育について質問をいたします。

幾度も今までにも私は同じことを言っていますが、保育の原点、これをちょっと皆さんに改めて理解していただきたいと思って話をします。

保育の原点は憲法にあります。人の基本的人権は守られて、１人ひとりが尊重されて、健康で文化的な最低限の生活を営む権利があって、等しく教育を受ける権利を持ち、子供たちへの教育は、国または地方公共団体は、その成長に資する良好な環境の整備または振興に努めていかなければいけません。幼児の健やかな成長のために、よい環境を与えて心身の発達を助けることを目的にする。このようなことが法によって保障されています。

言い忘れましたが、質問は一問一答でお願いをいたします。

子供は、生まれたときから社会の一員であるということです。安心して暮らすことができて権利が保障される、平和な社会でこそ子供たちは育つことができます。平和な未来を子供たちに手渡すことは、私たち大人の義務でもあります。公が子供の育ちを保障していかなければなりません。これらは、当たり前のことですが、昨今の子供たちを取り巻く社会情勢には、身のすくむような事故やあらわれも見え隠れしています。

そこで、町長の保育行政に対しての考えをお聞きしたいと思います。

乳幼児保育のあるべき姿をどのように捉えていらっしゃいますか。切れ目のない支援策をどのように整備していくのでしょうか。

(2)の質問も続けてします。

30年度の子育て支援はどのような政策を考えていますか。これらは、先ほどの行政報告ですとか、同僚議員からも少し話が出ていましたけれども、改めてお答えください。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの小林議員の質問にお答えします。

まず、乳幼児の保育についてでございます。

私の考え方としてましては、次代を担う子供たちが健やかに育ち、安心して子供を生み育てられる環境を整備し、社会全体で子育てを支え合うことが、町にとって大事な施策であると考えております。ただ、現状としては少子高齢化が進みまして、地域の活力の低下や社会保障を初めとする地域経済全体に影響を与えております。さらに人口減少の進む中で、いかにして子供からお年寄りまで支え合い、安心して住める魅力あるまちづくりを進めるためには、何としても労働人口の確保が重要課題であります。そのためにも、子育て世代の人たちが安心して子育てができ、働くことができる、そういう環境をつくることで、都市からの移住者を初め、近隣市町からも多くの人が住んでもらえるようにすることが、人口減少に歯どめをかける重要な施策であると考えております。

新年度のどのような施策を考えているかということでございますが、先ほどもほかの議員の質問にもありましたし、施政方針の中にもありますけれども、新年度予算の中に、公約である子育て関連施設については先ほども申しましたけれども、本年と来年にかけて子ども・子育て会議により、子ども・子育て支援事業計画を検討するので、その中でこれまでの計画の再検討と施設の建設場所についても諮問し、答申をいただきたいと思っております。30年度予算には、その策定委託料と会議費用を計上しております。

それから、私の公約であります将来的な子供の保育の関係、例えば幼稚園とか保育園の関係をどうしていくのかというのが将来的に検討しなきゃならないというのも公約であります。そういう中で、先日伊豆市の湯ヶ島にありますふらっと月ヶ瀬というのを担当課長ともども見てきました。そこには、認定こども園があったり介護の施設があったり、あるいは授産所的なものもあったりして、将来的にはどういう方向にいくかわかりませんけれども、大変参考になった次第でございます。なお、30年度予算等については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　30年度の予算関係でございますが、まず、放課後児童クラブ等につきましては、先ほども町長のほうから答弁ありましたとおり、夏場の学校教室を借りるという関係上、冷房機器の導入というのを新年度として取り入れる予定でおります。

それから、ちょっとゼロ歳から２歳児の保育の関係についてちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、保育の関係でございますが、町内の保育園のほうで１歳児の保育が一応５名、それから２歳児の保育が13名、それから他市町の保育園のほうで２歳児を１名という希望が出ておりまして、希望どおり保育のほうをする予定でおります。それから、地域型

保育の事業所のほうで、１歳児については３名、それから２歳児については４名ということで、保育のほうお願いをしております。また、家庭的保育事業としましてゼロ歳児が２名、それから１歳児が５名、それから２歳児が７名ということで預かる予定で、希望どおりの保育ができるような状態でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　今保健福祉課長のほうからも、後で聞こうかなと思っていたゼロ歳、２歳のところの保育の現状をお聞きしました。そして、町長のほうからも30年度にやる子ども・子育て会議のことが予算計上してあるよというお話もされました。

その中で、子ども・子育て支援の部分で、保健福祉課長のほうから希望には全部添えているよというお話、これがあったので、まずは足りているというような思いがありますけれども、町長のほうから大きな体制を将来考えなくてはいけないというようなお話がありました。これは、やはり今やっている子育て支援は皆さんで、とってもいいような形が町の中にできています。努力されているし、住民の方も保護者も一生懸命そこへ向かっていると思いますが、その子育て会議の詳しい中身について少し質問したいと思います、１点か２点。

それは、前の26年度の会議の中身を尊重して、新しく先ほど再検証してもらえたらいいかなというようなお話をされました。その会議の構成員はどんな人が入るのかなと。そこと、もう第１回の会議はいつ開かれるのか。そして、子ども・子育て支援施設の諮問にも時間がかかる、30年、31年というお話が出ましたので、仕上がりは、供用というんですか、それはいつごろになるのか、この３つと、それから、放課後児童クラブのこと。先ほど同僚議員から話が出まして、とりあえずは現状を改善しながらやっていくというお話がありました。その放課後児童クラブの改善を、その都度、その都度要望があればやられていくという、こういう認識でよろしいでしょうか、この３つをお聞きします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　今の小林議員の質問でございます。

最初にちょっと申し上げたかったのは、乳幼児の保育ということで、私が先ほど保育行政といいますか、認定こども園の話をしましたけれども、現状としては子育て支援施設を何とかしたいというのがまず第１点目。将来的には保育園、幼稚園も含めた子供の施設をどうしていこうかという課題がありますよということでお話をしたつもりでございます。そういうことでご理解願いたいと思います。

それで、まず子供の子育て関連施設の関係でございます。

先ほど渡邉議員の質問にもお答えしましたけれども、30、31年度で子ども・子育て会議にお願いをしまして計画をつくってもらう予定になっております。ただ、私としては、その支援計画をつくるわけですけれども、子ども・子育ての関連施設については先に何とかめどをつけていただいて、その分だけ先に答申をもらえたらいいのかなと思っております。

先ほども申しましたけれども、できれば30年度中に施設の内容の検討、あるいは用地についても答申をいただければいいのかなと。それで全体計画としては２年にまたがっていただければいいのかなと、そういうことで子育て支援施設については、用地が決まって、当然補助金申請なんかの問題もあるもんですから、なるべく早く進めたいと、そういう意味も含めて30年度に子育て関連施設の関係の施設内容の答申、あるいは用地についても何カ所か挙げていただくような、そんな答申がいただければいいのかなと思っております。

その他については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　まず、子育て会議の構成員でございますが、これにつきましては、例えば幼稚園、それから保育所といった現場の方の声を聞きたいということもありますので、そういった方もメンバーに入ってもらう予定でおります。実際河津町にあっては、放課後児童クラブのほうからも一応意見等伺いたいことがございますので、そういった方もメンバーに入る予定でおります。実際に子育てをしている方々を含めて委員構成をしたいという、現在も子育て会議自体は残っておりますので、子育て会議のメンバーで検討していくといった形になろうかというふうに思っております。

それから、あと最初の会議でございますが、早目の時期をとりあえず予定をしておりまして、新年度に入りまして早急に会議が開ける体制を今月中に組みまして、４月からの会議という形をとりあえずとりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○町長（岸　重宏君）　１点忘れていることがありました。放課後児童クラブの関係でございます。

先ほど、渡邉議員にも申し上げましたけれども、現状では私が見る限りは夏の暑さ対策といいますか、それが大変急務かなと思ったものですから、30年度予算の中で冷房装置等の機器のリースを予算化した次第でございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　施設の供用開始の関係でございますが、こういう子育て関係の施設、大切な施設だというふうに思っていますので、なるべく早い時期にという形しか今のところ回答はできないというふうに思いますが、先ほど言いますとおり、子ども・子育て会議の中で30、31年度、基本的には30年度の中で新たな施設の対応といったものを検討した中で、県の補助金等もございますので、なるべく早い時期の供用開始を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　なるべく早めに供用開始できるように頑張ると、こういうふうに受け取りました。ぜひ用地も早く出していただいて、供用が早目にできるようにお願いします。

それと、先ほど働く世代がほしいというようなお話がありました。その中で、お母さんたちも働く機会がふえて、保育の需要はふえることはもう想像できるわけですので、乳幼児の保育、ここの質、量をもう少し研究してふえるような形をとっていくことはできるでしょうか。そして、その保育の量、そして保育の質ということも考えると、幼稚園の子も保育園の子も事業所保育の子も、河津町の子には同じようなレベルの保育が受けられるように、お互いに連絡を取り合って研修なども開催していかれるといいと思いますが、このようなことについてはどうでしょうか。保健福祉課長、お願いします。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　まず、保育の量でございますが、現在家庭的保育者という形で３名の方が補助者を雇いまして、ゼロ歳から２歳児までの子供を一応５名預かってもらっている方が３人ほどございます。それから、事業所保育ということで、事業所内の保育という形でゼロ歳から２歳までですが、そちらのほうの保育という形をやっていただいております。

子供の今後の保育の数がふえるかどうかといった問題なんですが、子供の出生数がかなり落ち込んできているのが現状でございます。そういった中で、子供の今後の希望がどれくらいあるのかといったものを計画の中に盛り込んだ中で、新たな体制というのを今後考えていくのかなというふうに考えております。

それから、あと保育の質の関係で研修ということのお話でございますが、県の主催する研修会のほうに各事業所のほうに行っていただいているのもありますし、また、各場所でどう

いう形をやっているのかといったことの調整をする会議というのも、保健福祉課のほうを中心になってやらせていただいております。保育所、それから事業所保育所、それから家庭的保育者の方に集まっていただいて、どのような現状なのかといった話のまとめもさせてもらっていますので、そういったものについては共有できているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　今保健福祉課の課長のほうからお答えをいただきました。ここの県の研修、県の人たちも交えて調整会議を一緒にやっている、これは以前に比べるととても前へ進んで、河津町の保育行政がとてもよくなっているなということを、今まで私が訴えてきたことが少し実現しているかなと思って喜んでいるところです。これからも続けていってください。保育者の人たちと保護者が励まし合えるような対等な関係の中で、ともに育ち合う環境づくりをしていってください。若い人たちが喜んで子育てができるまちづくりを町中でつくって進めていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、教育行政についての質問です。２つあります。

１点目は、幼稚園、南小学校の安心、安全についてどのように考えていらっしゃるでしょうか。それと、30年度の教育行政について、この２つについて質問をします。

まず、１点目の学校の安心、安全について。

町長は、就任前に子育て施設の予定地の安全について厳しくおっしゃっていました。このさくら幼稚園と南小学校の安全をどのように考えているのか、町長と教育長にお話を伺いたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいま、南小学校とさくら幼稚園の安全対策について考えを聞きたいということでございます。

両施設とも、皆さんご存じのように県が指定する津波災害警戒区域、通称イエローゾーンと言いますけれども、その中にあります。現状では、津波に対しては高いところに避難することがベストであると考えるので、訓練を通して日ごろから万一の場合に備えることが大事であると思います。

先日、幼稚園児の南小学校屋上への避難訓練を見せてもらいましたけれども、先生方の指

導の中しっかりと訓練されていると感じた次第でございます。しかし、両施設とも将来的に改築ですとか移転を検討する状況が生まれたならば、私は現実には想定外のことが起こるような昨今の状況であり、新たに建設するならば津波が想定されない地区への建設がベストであると考えます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　教育長。

○教育長（鈴木　基君）　小林議員の、幼稚園、南小学校の安全対策について私のほうから考えを述べさせていただきます。

今、町長からもありましたように、南小学校、さくら幼稚園はともにイエローゾーンにあります。したがって、安全対策が現状で必要であると強く認識はしています。現状でできる安全対策ということでは、ハードとソフトの両面から対応を考えなければならないと思っています。

ハードの面では、昨年８月、幼稚園、南小学校に緊急地震速報受信装置を設置しました。一刻も早く地震を感知して園児、児童に知らせる体制をつくるためです。２月28日、幼稚園でこの装置を使った避難訓練がありました。私も見せていただきましたが、この装置は効果を発揮していました。防災施設や設備によるハードの面での対策は、一朝一夕の対応が難しいところもありますが、今後も研究、検討を重ねていきたいと考えています。

ソフト面では、間もなく新年度を迎えます。園や学校では30年度版教育計画がつくられます。今後も防災計画、防災教育の内容の見直しも含めて、園児、児童の命を守るための取り組みに努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　今町長と教育長からお考えをお聞きしました。南小の幼稚園、子供たちが安全に生活できるように各種の訓練を繰り返し続けていくのは当然のことなので、それはもう一生懸命やって、保護者にも納得していただけるように努めていっていただきたいと思います。そして信頼関係をつくってください。この防災教育の中には、発災したときには自分で考えることができるように育てなくてはいけないと思っています。議論を重ねて行っていただきたいと思います。

そうすると、この安心、安全の対策、保育園から幼稚園、学校、このことを考えると、もっと大きな命題、学校をどうするのか、幼稚園、小学校をどうするか。そうするとここに学

校の統合の問題も絡んできます。この話は簡単にできることではないと思っています。時間がかかるでしょう。町長は先ほど、将来的にもし改築とか移転のことがあったときには、新たにつくるときには被害のおそれのないところへということもおっしゃいました。それがいつになるかわかりませんけれども、災害はいつ来るかわかりません。これに対しても早目の備えが必要ではないでしょうか。このことについてどう思われますか。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　確かに災害はいつ来るかわからなくて大変心配はするわけですけれども、当面の措置として先ほど言ったように、とにかく訓練ですとかいろんなハード、ソフト含めてできる限りのことはしていきたいと思っています。ただ、特に小学校の場合には、東、南、西と３園ございます。その中で統合されていないということで、教育委員会のほうで今そういう検討委員会といいますか、会議を持ってございますので、それを待つしか当面はないのかなと思っています。

大変難しい問題でありますけれども、そういう中で町民の皆さん、あるいは父兄の皆さんの声を聞きながら、今後どういうふうな学校のあり方がいいのか、その辺を踏まえて、その結論が出た上で今後の学校の統合問題については検討していくべきなのかなと、そういうふうに思っております。

今現在進めているので、ここで特にコメントはございませんけれども、その会議を進めて、その中で考えていきたいと、そういうふうに思っております。

状況については教育長、お願いします。

○議長（宮崎啓次君）　教育長。

○教育長（鈴木　基君）　学校環境整備委員会について、小林議員のほうにお答えをしたいと思います。

１月18日の定例の教育委員会で、環境整備委員会による今後の小学校のあり方の検討を行うことが承認されました。委員の人選も行い、同日の総合教育会議の論議を経て２月の定例教育委員会で諮問の内容も決定しました。小学校のあり方について検討してくださいというふうな内容です。

先週の３月２日、学校環境整備委員会の第１回会合を開催したところです。諮問内容の確認、児童数の変遷などを資料に、参加委員の現状の思いなどを話していただきました。次の会合からは論点を絞り、論議を進める予定でいます。なお、協議の内容については町民の皆さんに公開していくことを考えています。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　今現在、行っている取り組みについて教育長からお話を伺いました。町長のほうからも取り組んでいくよと、大きな命題だけれども取り組んでいくよという、こういうお話をいただきました。それはしっかりやっていただきたいと思います。

そして、教育長のほうから定例教育委員会があったと。学校環境の整備委員会があったと。この定例教育委員会というのは傍聴ができると。これをできるんですよね、ちょっとこれまだ質問、ちょっと答えないでくださいね、もうこれ３問目に入っていますので。このことはもっと大勢の人にも知らせるべきじゃないかなと私は思っています。そして、学校環境整備委員会の内容も公開をすると。これは、公開するときにはそろっと公開しないで、公開するぞと大きな声を上げて公開していただきたいと思います。

そして、次の質問に移ります、２問目の(2)のほうの学校教育の、今度はあり方について。教育長にお尋ねします。

土屋議員のところでいろんなカリキュラムですとか電子化についてだとか、そういう細かい話をお聞きしましたけれども、私のほうではもう少しふんわりとしたというか、教育長の子供たちに対する学校教育を進めていく、どのように進めていくのかという、このようなことに限ってお話をしていただきたいと思います。そして、社会教育と生涯教育についてもどう考えているかお話を聞かせてください。

○議長（宮崎啓次君）　教育長。

○教育長（鈴木　基君）　学校教育の考え方について小林議員のほうにお答えをしたいと思います。あわせて社会教育、生涯教育の考え方についてもお答えをいたします。

学校教育には、時代や社会がどのように変わっても大切にしていかなければならないものがあると思っています。確かな学力の形成、豊かな感性の醸成、健やかな心身の育成、いわゆる知・徳・体の調和のとれた育成は、時代が変わっても不易の事実だと私は考えています。

その目標を達成するために実際に大事なものは、学校で行われている一番時間の多い授業の充実だと思っています。そして、一番長く児童・生徒が生活をする居心地のよい学級づくりだと思っています。この２つが基本にないと、子供の成長、発達はなかなか保障しにくいだろうと思っています。今後も先生方とよりよい授業、学級づくりについて研修を重ねて、きょうの学校での授業や活動を楽しみに登校する子供の姿が見られるような学校教育を進めていきたいと思っています。

次に、社会教育、生涯教育についてお答えをします。

学ぶということは、本来楽しい充実したものです。また、楽しく学ぶということは生き生きと生きがいのある生活にもつながる要素でもあると考えています。社会教育や生涯教育には、そうした学びの楽しさを知るきっかけをつくることや、学びの継続的な支援を直接に間接に行うことが求められているものと捉えています。

そのことを基本に置いて、今後も社会教育、生涯教育の事業を取り直しながら、多くの方の知恵もおかりし、進展を図りたいと思います。あわせて、図書館の充実や利用、生涯学習室の活用、各施設の開放など利用の促進を積極的に進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　教育長のほうから、学校教育の知・徳・体が大事であって、大事なものは２つある。学校が楽しく子供たちが通えるような、そういう学校にしていきたいというようなこととか、社会教育、生涯教育についても多くの方が生活を豊かにしながら生きていかれるというような、そういうことをお話をされました。

私ここで１つ提案したいんですけれども、去年、川端康成先生の文学祭のところで、「伊豆の踊子」の感想文コンクールがありました。あのイベントが、私にはとても新鮮で感動の大きいものでした。こういった文学祭というんですか、こんな文学祭というようなこういうイベントをできれば１年に１回、無理ならば２年に１回でもいいような、こういうことをやってもらえるといいなと。これは私の意見ですけれども思っています。

河津町には文豪にゆかりの宿があったり石碑があったりたくさんあるので、そういったものを活用して文学散歩、あるいは本の読書会、またほかには河津町の歴史も深いので、そういったところも文学祭の中に入れ込んで、河津町の文化を大きく広めていただく活動をしていただきたいなと思っています。

きょうの質問は、町長と教育長に、新年度の方針を質問いたしました。この年度を新しい河津町に向けて取り組んでいかれるように、次の世代につなげる一歩を進めていかれるようによろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君の一般質問が終わりました。

２時50分まで休憩します。

休憩　午後　２時３６分

再開　午後　２時５０分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇　塩　田　正　治　君

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君の一般質問を許します。

３番、塩田正治君。

〔３番　塩田正治君登壇〕

○３番（塩田正治君）　平成30年第１回定例会開催に際しまして、一般質問の通告をいたしましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式にて答弁をいただきたいと存じます。

まず、質問に入る前にですが、通告しておりまして質問要旨と若干内容がずれてしまうというところができてしまったこと、今回質問を考えるに当たって非常に自問自答を繰り返しながら苦戦をしまして、ご迷惑をおかけしますが、質問については明確にしたいと思いますので、ご容赦願いたいと存じます。

それでは、１問目から質問に入らせていただきます。

町おこしにつながる地場産品の掘り起し、こういった題材について質問させていただきます。

現在の河津町の経済構造、農業環境、そして言わずと知れました少子高齢化に伴います人口減少問題など、一体何から手をつけたらよろしいのか、問題は山積しております。そんな中、河津は桜まつりを初め、観光資源の豊富なことなどによりまして、流動人口というのは近隣市町に比べましても健闘しているほうなのではないでしょうか。しかしながら、実益と申しますか、お金を落としてもらうのがとても、残念ながら下手な町であると、自他ともに認めざるを得ない現実というのがあると私は考えております。

その理由の一つとして、大きなホテルや旅館等の宿泊施設が少ないことがありまして、目に見えてお客さんにお金を使っていただくということが、そういった場所がないことや、わ

さびやミカン以外に余りこれといった目立った農産物というのも残念ながらない。訪れていただいたお客様に、河津に行ったらこれを買わなければと思わせるほどのインパクトのあるものも、今のところないというのが現状ではないでしょうか。

取り壊してしまった国民宿舎を今さら再建させるわけにもまいりませんし、新規の国民宿舎を建てるなんてとんでもございませんという話にもなろうかと思います。また、バガテル公園を町営のまま管理、運営を継続していくようでは、私としては残念ながらお先真っ暗と言わざるを得ないのが現状と考えます。

しかし、私たち河津町民は、どんなに厳しい状況になりましてもこの場所で生活をしていかなければなりません。これまでと同じことを繰り返していたのでは我が町が滅んでいってしまう。これは間違いないんではないでしょうか。ただ黙って見過ごすというわけにはまいらないと思います。

今後は、若い世代の人たちの斬新な意見も上手に取り入れ、また、経験豊富な方々のアドバイスも真摯に聞きながら、移住してきてくださったようなよそからの目線というものをしっかりと持っている方々の意見も取り入れながら、岸町長の目指すオール河津の力を結集してこの難題に立ち向かっていかなければならないと考えています。

そこで、私は、河津に来たならば、これは河津に来たら買わなければと思ったり、あ、河津に行ったんだから、これ食べなきゃ、食べずに帰ったら損だよと、そのぐらい思っていただくこれぞと思える逸品を掘り起し、その逸品をもとにまちづくりにもつなげていきたいと、そんなことができないかなと考えました。自分の土地で生産し、販売し、加工し、そういったことも全部行えば、おのずとお客様が来てくれるイコールこの河津町全体が潤う、儲かるという実感が持てるんではないだろうかと思います。

そうすれば、これまでの利益を河津はイベントが上手で、イベントはやるけれども利益は皆よそに持っていかれているよなどというようなことを言われる、そんな河津町から脱出することができるんではないでしょうか。

ですが、その逸品、これを見つけ出すということは非常に難題であると思いますが、河津町皆の力と知恵を出し合い、今後必ず見つけ出していかなければならないと考えています。それにはまず、町当局自身が河津町民の扇のかなめになり、積極的な施策の立案、実行と町民をリードしていただきたい。そして町民全員で逸品を掘り起こしましょうと、そういうくらいの勢い、こういったものがほしいと私は思います。

そこで提案でございます。

そこへ向けた第１弾としまして、河津町におります料理人の皆さんの知恵をおかりしてはいかがでしょうか。

現在河津町にある大きなホテル、旅館の料理長さん、こういった方々の中には、まちづくりや地域の活性、こういったことにも大変協力的な方々が現実におられます。町長自身もよくご存じの方々、こういった方だと思いますので、もしも町長からの協力要請ということになれば間違いなく協力してくれる、よい返事はいただけると考えます。

そこで、私がなぜプロの料理人の皆さんにお願いするのか、それには大きな理由があります。まず、素人の私たちが考える以上に食べ物のことをよく理解しています。また、私たちふだん生活している河津町内で流通しているそういった食べ物以外の、我々が余り知らない食べ物も世間が認知されるようになる前に料理人の皆さんはよく知っておられます。その使い方もよく知っています。当然のことながら料理人さんでございますから、大変おいしいものにつなげてつくってくださいます。そして、料理人の皆さん自身が提案した以上は、ご自身で率先して使ってくれるということにつながっていくんではないでしょうか。

まだそのほかにもメリットはたくさんあると思いますが、そんな料理人の皆さんに委員会を構成していただき、本気でこれならばというような３品から５品程度の提案を委員会の意見として挙げてもらう、こういった考えを委員会を形成してもらってはいかがでしょうか。

その提案をもとにして、役場の職員の皆さんや県の職員の皆さん、それから農業試験場、ＪＡの技術員の皆さん、そういった皆さんと連携を図りながら現実にどれが河津町の環境に適して、そして実際に生産したときに採算ベースに乗せることができるのか、そういったことの調査、研究、試作品をつくる、そして最終的にはその逸品を生産するまでのマニュアルづくり、そういったことまでつくり上げることができれば、その提案された逸品、絞り込まれた逸品は誰でもつくることができる可能性を秘めたものになり、誰でも挑戦できるものになるんだろうと思います。

私は、最終的にはこのマニュアルをもとに、将来人口減少が心配されますので、移住者の皆様の呼び込み、これにつながるアイテムになり、また耕作放棄地、こういったことの解決策にもつながっていくんではないのかな、空き家対策にもつながっていくんではないのかな、そういう可能性を秘めた逸品になるんではないかと考えます。

そこで質問させてもらいます。

まず、単純明快で構いません。町長に、私が今お話しした話でイメージが湧いたかどうか定かではないんですが、感想をお聞かせいただきたいと思います。それから、産業振興課長、

今私のお話ししたこの提案、法的なものとかいろいろそういった技術的な面で何か問題のようなところがあるか、なければこの提案についての感想を聞かせていただきたい。それからまちづくり推進課長、当然まちづくり推進課長、企画課の課長でございます。この提案、率直に私は検討してほしいんですが、どうお考えになりますか。その３名の答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　塩田議員の質問にお答えします。

まず、感想についてお尋ねです。

塩田議員のお気持ちといいますか、思っていることは十分わかりました。しかし、私は産業振興というのは行政が率先して行うことではなく、本来は産業団体の企業や個人事業者がみずから考えていくことが大事であり、その土壌といいますか、その気運をいかに実行に結びつけていくかが大事であると思います。その過程で行政が支援したり、民間が考える新たな可能性について協力することが行政にとって大事であると思っております。産業振興の主役は企業であり、行政は裏方として企業活動を支援するものであると私は考えております。具体的には人材の育成、環境の整備、新たな展開への支援などが考えられます。

塩田議員が言うように、まちおこしにつながる特産品を開発することは大変大事なことであります。そこには、特産品として素材の研究や価値、商品化、流通、人の問題など多くの課題も存在していると思われます。現在、町内では商工会を中心としてわさびや河津桜を利用した商品化づくりが行われ、県では国内の農業遺産としてわさびが認定され、現在世界農業遺産としての登録認定に向けた活動も行っていて、その中でわさびを使った料理のコンテストなども開催されております。また、民間企業の伊豆急行と東急電鉄では、オリーブの栽培やオイルを活用したことなども進めております。

今後はこれまで地域にあったものや、これから新しく研究開発して育てていくものなど、それぞれが考えて進めていくことが特産品が生まれる基礎ではないかと思います。現在では、町と産業団体ではわさびを中心として研究、開発が行われておりますが、町も団体と一緒になり、その推進、開発に協力している状況であります。まだまだわさびだけではなくて、いろいろな分野で特産品となり得る可能性は数多くあるのではないかと思いますが、町や経済団体だけではなく民間商店や企業も含めて考えていくべき問題であると考えおります。その過程で町の役割として必要なものは協力していきたいと考えます。

その他については担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君）　産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君）　この逸品の掘り起しについて法的な問題はないかというようなご質問だったと思います。

法的な問題というのは特にはないのかなというふうに感じます。ですけれども、最後に移住者の呼び込みの関係で、遊休耕作放棄地の解消につながるのではというようなご発言がありましたが、その関係で申し上げたいと思います。

移住者を呼び込むことにより耕作放棄地の解消ですが、農地を取得したり賃貸借する場合には農地法の許可などが必要になり、下限面積の要件などの条件がありますので、移住者が農地を使いたいというような考えがある場合は、あらかじめ農業委員会へご相談されるようになるかと思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（後藤幹樹君）　塩田議員から先ほど企画の担当としてどうでしょうかというお話がございました。町長が先ほど答弁をしているとおりでございますけれども、私としては町だけの推進だけでは限られることが多々あるのかなというふうに思っております。県とか、ここでいいますとＪＡ伊豆太陽さん、あと関係機関、それと先ほど出ました料理人の方々等の関係者、そういう人たちとの連携といいますか、総合力が必要じゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　ありがとうございます。

まず、私やはり自分が経営者という視点にどうしても立つ。町長は官僚上がりといいますか、行政マン上がりということでちょっと言葉は悪かったらご容赦ください。行政マン上がりということで、やっぱりちょっと見る視点が、その辺若干違うのかなと思うんです。

というのは、実際にまちおこし等で成功している全国の事例を見ますと、官と民の連携で成功している事例、その中の全てとはもちろん申しませんけれども、多くが実は官が主導しているという成功事例が多々あります。１つだけ事例を挙げれば、前にも一度、事例としてこの議会で取り上げさせてもらったことがあるんですが、富山県羽咋市です。ローマ法王にお米を送ったという、食べさせたということで、神子原米という神の子供の原っぱのお米ということで、名前が一致しているということだけでローマ法王に食べさせたところ、それが

何ていうんですか、一つのブランド化、地域ブランドになったんだということで、通常のお米の売価のおよそ３倍ぐらいの流通価格で販売されたと、そういう事例があると。それは、何を隠そう、それこそ、その当時の羽咋市の係長が立案し、何の変哲もないお米だったそうなんですけれども、それを無農薬を徹底し、もともとあったその土地の名前ということだけで食べさせることに成功したことによってということで、行政、官が主導した形というのもありますということで、決して主役は民、これは最終的な主役になるのは民かもしれませんけれども、そのきっかけとスタートの合図を切らせるのは官でいいんではないかと私たちは思っております。

あと、産業振興課長の農業委員会のほうにという話、この点については僕も心配を実はしておりましたんですが、この農業委員会の件に関しましても、もしかしたら役場という行政が窓口になって扇の中心になって管理することによって、その問題ももしかしたら民が主導するよりも解決する糸口を見つけ出すことができるんじゃないかなと、僕は勝手に思っています。

まちづくり推進課長の言われました総合力。まさに総合力、オール河津、頑張っていきたいなとも思いますし、ぜひとも企画課としてのまちづくり推進課長にも、総合力たる河津の底力を見せるんだぐらいの新たな企画、思い切って立ち上げてほしいなと期待するところでございます。

そんな中、河津町のふるさと納税が特に西伊豆町あたりに比べますと、一歩も二歩もおくれをとっていると言ってもいいんではないでしょうか。西伊豆町のはもう10億なんていうちょっと桁が違うような話をしているわけですから。我が町のこういったことによって逸品を掘り起こすということで、もしかしたら一気に形勢逆転、こういったこともできる可能性を含んでいるんではないかと思います。

それには、私が言った料理人の皆さんにとか何とかというんではなくていいんです。まちづくり推進課長の言われた総合力でもってということでもでいいんです。とにかく、このまず一歩を踏み出すための何か企画、それによって初めのとにかく一歩を出すんだという、踏み出すんだということをしなければ何も起こらないので、また現在静岡県が伊豆半島に、特に伊豆半島の振興施策に大変力を入れてくれている今だからこそチャンスなんだろうと思っています。

常時町民の皆さんに情報を公開しながら、また共有しながらぜひともこういった官、私の提案は明らかに官主導の民との連携による逸品の掘り起しということですから、町長にもう

一度こういった民ではなくて官が扇の中心になって一歩踏み出す、この勇気ある決断をする気があるかないかお聞かせください。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　塩田議員の質問にお答えします。

先ほどから言っているように、私が行政出身だからということではないところでございます。私が言いたいのはやはり土壌といいますか、気運といいますか、そういうものがないとなかなかこういうものは発展しないんじゃないのかなと。その辺を民間に求めたいということでございます。ですから、それをどうして実行に結びつけていくか、その中で行政の役割としてあるんではないのかなと思っております。

特に、今回、きのうですけれども、河津桜切り枝の商品化の研究会立ち上げましたけれども、それが一つの例としてあるかと思います。町は一歩踏み出さないわけではなくて、一歩踏み出して皆さんと一緒にやっていきたいということで、最終的には生産者の皆さんに組合等をつくってやってもらいたいわけですけれども、そういうことで行政として一歩踏み出さないわけではありませんけれども、ただその土壌となるものですとか気運がとても大事なと、そういうふうに思っています。

それから、ふるさと納税の活用についてでございます。

とても大事なことで、特に返礼品についてはとても大事だと思っております。特に特色あるもの提供することによって大きく伸びた市町もあるという話を聞きます。先ほど塩田議員もおっしゃいました近隣では西伊豆町とか焼津市の話は聞いたことがございます。河津の場合、事業者を募り、返礼品を提供しておりますが、まだまだ河津らしい返礼品が少ないと思われます。農産物や魚介類などもありますが、季節限定であったりですとか、特色ある農産物の加工品などももっとふえれば活用できるのではないのかなと思っております。また、宿泊補助券なども返礼品として使っておりますが、やっぱりもっとＰＲしたり、やっぱり魅力づくりが必要だと思います。いずれにしてももっとそれぞれ研究や工夫していかなければならないと思っております。

そういう中で、やはり塩田議員が言うように誰が一歩踏み出すかという、先ほどから言っているように全て民間に、私どもはやれと言っているわけではございません。お互いにいろいろ工夫してからこそ、議員が言われるように情報交換しながら情報を共有することから始まると思いますし、それがこれから私の行政の進め方にも通じるかと思っております。

一つの考え方として、先ほど塩田議員が県が伊豆半島に大変力入れているよという話があ

りました。そういう中で今広域で１つ問題になっているのが、参考までにお話ししたいと思いますけれども、今広域の中で高校の魅力化の検討が行われています。なぜかといいますと、賀茂地区の人口減少に伴って今後４校ある高校の存続の問題があります。特に稲取高校はこの30年度から、募集人員が１学年に今まで３クラスあったものが２クラスに減らされました。今後10年以内には人口減少により賀茂地区全体の対象人数では、１学年分で３クラスが減らされる状態となります。今後、広域で高校の魅力化の検討委員会が開かれていくのかと思います。

そういう中で、例えばの話なんですけれども、高校再編を考えたときに、私は地域の特性とか考えたときに、例えばの話ですけれども、稲取高校に食物調理科ですとか、さっき塩田議員が言ったようなそういう関係がある食物調理科ですとか観光科ですとか、そんな実業系の学科が創設ができると地域の広がりがもっていくのかなと。こういうことで県なんかと今後研究しながら、こういう学科をつくることによって存続が例えば図られたりとか、地域にとってもメリットがあることがあるじゃないのかなと。

そういうことをもし行われたならば、将来の調理人や専門家を育てることを高校から行えれば即地元で雇用ですとか、日本を代表するような調理人も生まれ、食材の利用など大きな期待ができるのではないのかなと、そういう意味で県が力を入れているということも含めて、高校の再編も含めてこんなことも考えたらいいのかなとそう思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（後藤幹樹君）　すみません、先ほどちょっと前後いたしますけれども、ふるさと納税の状況について多少ご説明申し上げたいと思います。

本町のふるさと納税の状況です。

昨年度平成28年度ですが、県内では25位ということで低いほうに位置をしているわけでございますけれども、全国的に見ますと事業構想大学院大学の出版部の資料でなりますけれども、全国の710の自治体にアンケート調査をした結果を参考にしますと、ふるさと納税の受け入れ額の関係でございます。本町の位置というものが全国の中でどの辺にあるかということでなりますが、受け入れ額の上位のほうから28.7％から41.7％というその枠の中に本町の位置づけをされているところです。言い方にすれば中の上、あるいは上の下というんでしょうか、そのぐらいの位置にいるということでございます。

本町では平成27年の９月からクレジットカードによる支払いも導入をしたということで、

これも早期に導入をしているということで、ふるさと納税の制度に対しては本町はかなり健闘しているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

今年度のふるさと納税の状況でございます。

ことし、２月末現在までの状況ですが、昨年度の同月末比、２月末の状況ですが、12.6％増ということで、ふるさと納税が寄附をいただいているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　ふるさと納税については本当に頑張っていただきたい。これはもう本当にいい財源と思えるものですので、頑張っていただきたいと思います。

それから、町長のおっしゃることも十分理解をできます。稲高のことについても大変だと思いますし、また本当に県と連携をとって。

それから、県のほうが今実は川勝知事自身が料理人の皆さんにものすごく可能性を見出しているんじゃないかなと思っています。だからこそ、この間、町長も行かれましたわさびメニューコンテストですか、あれに何か、実は僕もちょっと見学させてもらったんですけれども、ああいったのを見ても世間ではわさびというのは、やっぱり料理に使うのはなかなか難しいよと言われ続けた素材なんですけれども、ああいったメニューコンテスト見ますと、創作料理、そういったものですばらしいなと、思わずうなってしまうような料理がたくさんありましたんで、こういった我が町にも少なからずとも腕のいい、特に私個人的には県ナンバー１の実は料理人が河津に今いてくれるんじゃないかなと思っていますんで、そういった方々の力をぜひともおかりする、このことは今後の行政、施策、企画立案にも生かしていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、手前みそで本当はどうしようか非常に悩んだんですが質問させてもらいます。

湯ヶ野温泉復興への道ということで、街路灯の再整備ということで質問させてもらいます。

かつて隆盛を誇りました湯ヶ野温泉も今や寂しい限りの町並みになってしまいました。私自身の住んでいる町ではありますが、記憶をたどれば昔の湯ヶ野温泉には何でもありました。宿泊関連業者だけでも２桁の数がありました。小学校あり、中学校あり、幼稚園、役場、酒屋、米屋、肉屋、八百屋、電気屋、薬局、食堂、洋服屋、靴屋、和菓子屋、駄菓子屋、自転車屋、床屋、パーマ屋さん、医者、歯医者、本屋さん、映画館までもあったんです。湯ヶ野に行けば何でもそろい、遊べ、いつでも観光客のげたの音が鳴り響いて、風情のある私自身

も大好きな町でございます。

ノーベル文学賞作家川端康成先生の愛してくださった町並み、風情、情緒、今や残念ながら到底感じることができないありさまと、あえて言わせてもらいますが、そういった状況でございます。日本中で１つしかない川端先生の文学碑をお守りすることさえも今後大変つらい状況になりつつあるというのが現状でございます。

だからといってこれまた諦めてしまうというわけにはまいりません。湯ヶ野温泉には、日本中、いや世界中にファンの方々が実はいらっしゃってくださいます。昔の活気あふれる町並みを取り戻せるように、地元に住む者の務めとして私は頑張りたいなと決意するものであります。

伊豆縦貫自動車道の全線開通までには、おおむね20年ぐらいかかるのかもしれませんが、湯ヶ野・逆川間の開通までには12年、13年、そのように言われております。私は、それまでに湯ヶ野温泉を河津の玄関口として、しっかりと整備しておかなければならないと考えております。

河津インターチェンジからトンネルに入るまでの高架橋からは、ちょうど福田屋旅館さんの裏山が一望できます。麓の温泉場も見える位置関係になると思われます。その湯ヶ野温泉が寂れた状況のままでは河津は単なる通過点になってしまうのではないか、大変心配されることであります。逆に、高架橋から見たときに、きれいに整備された公園と花々、一度は歩いてみたくなるようなこじゃれた遊歩道が目に飛び込んでくるような状況に整備されているならば、一旦は通過してしまったお客様も帰りにはぜひ河津に寄っていこうかなというようなことになるかもしれません。

昔、小鍋から天川につながる、人一人歩ける昔の古道とでも言いましょうか、小道がありました。現在は旧国民宿舎の川の向かい側あたりが斜面崩壊などを起こしたことによって、通れるような状況ではないのが現状でありますが、この昔の小鍋・天川線、これを軽トラック１台程度が通れる程度の遊歩道整備というもの、これができないかなと考えております。現在ある湯坂のあります遊歩道とつなげることによって、１週およそ２キロ程度の遊歩道、これができれば縦貫道の高架橋から１番よく見える位置、ちょうど福田屋さんの裏山のところあたりにちょっと平らなところがあるんですが、そこにポケットパークみたいなものを配置しまして、山側の遊歩道沿いに河津桜を何十本も植えて、河津桜の新名所をつくる。できればそのままその裏山全部を河津桜にしてしまう、そんなこともできたらいいなと考えています。

縦貫道の河津・下田間が開通するまでにはあと十二、三年と先ほども言いましたけれども、そう私は聞いておりますが、桜が成長してきれいに花を咲かせるまでのことを考えれば、そんなに時間に余裕があるとは思えません。

そんな湯ヶ野温泉を復興させるための第１弾として、今現在、湯坂遊歩道と呼ばれているところにあります、壊れてしまっている街路灯を今一度点灯させたい、私はそう考えています。後々の維持管理、電気代、この実は維持管理、電気代が捻出できなかったことにより、今の街路灯は壊れ果ててしまった状況になりました。

なので、そういったランニングコストのことを全く考えることなく済むようなソーラー発電を利用しましたＬＥＤ電球、こういったものにしてはどうかなと。そうすれば、設置さえすればある程度の年数は電気代も何もランニングコストというものがかからないということになる。そうすることによって、定期的に何年かによって更新するということで遊歩道整備ができるんじゃないかなと思って考えました。

ＬＥＤとソーラーパネルを利用したというので、最初非常に高くつくと思いました。実は質問趣旨書を出した後にも一生懸命調べたら、どうもそんなにお金かからずともできそうだなということもあったんです。実は、今のガーデンランプというのが１つ2,000円前後であります。これが意外に明るいんです。メーカーさんに実はちょっと問い合わせしましたところ、多少なら形状変更等も多少のプラスアルファで要望にお応えできないわけではないというようなお答えもいただきました。

そんな中で、実はものすごいコストがかかるんであれば、今ちまたではやりのクラウドファンディングというやり方をやってみてはどうかと思ったんです。ちょっと説明しますと、クラウドファンディングというのは、インターネット経由で不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み。クラウド、これは群衆、ファンディング、資金調達ということで、こういったシステムで実は成功事例が日本中のみならず世界中でかなりあるのが現状なので、こういったものを利用して挑戦してみたらおもしろいんじゃないかなと思いました。

今回の質問にも投げかけてみたわけなんですが、思いのほかコストもかかりそうもないということで当面は、実は今回の街路灯をつける一番の目的というのは、地域住民の皆さんのやる気スイッチを灯したいと私自身は思っておりますので、多少なりとも足りないということでクラウドファンディングというものにも挑戦するということもありかなと思っております。

地域住民の皆さんといろいろ調べながら、やりながらやっていこうかなと思うわけですが、ちょっと脱線してしまいましたけれども、もとに戻しますと、ただ、このクラウドファンディングというシステム自体をもし使うということで、もし、こういうことに成功すると、今後の河津町のいろいろ地域振興とか事業とかにも役に立つシステムなんじゃないかなと思ったので、ちょっと研究する価値があるんじゃないかなと思ったわけです。

そこで質問でございます。

ちょっと今の話とはちょっと離れていただいていいんですが、まず町長は現在の湯ヶ野温泉について率直にどのような認識をお持ちでしょうか。また、今後伊豆縦貫道が開通するまでの間までに、湯ヶ野温泉、今後はどうあるべきと考えているのかお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　質問にお答えします。

まず、街灯の件につきましては、湯ヶ野湯坂の街灯の再整備、費用がかかるのでＬＥＤ化にすることは大変大事であると思っております。しかし、これまでの経過の中で町が街灯を設置した後、維持費について地元で確保できないので地元の要望により撤去や使われない状況が生まれたということも聞いております。やはり地元として、街灯のみならず住民や観光客への対応を含めて検討すべき問題であると思っております。先ほどの問題につながると、やっぱり土壌とか気運、その辺が盛り上がってくることによって地域づくりも変わっていくのかなとそう思っております。

それから、湯ヶ野温泉についての認識を聞かれたわけでございますが、先ほど塩田議員も言っているように、今後伊豆縦貫道のインターチェンジができます、河津に。そういう意味で梨本ですとか湯ヶ野地区の観光客の誘導は大変大事なことでありますし、今後やっぱりインターチェンジも絡めてもう少し全体的な問題として、特に湯ヶ野地域については川端康成の「伊豆の踊子」の舞台として資源や土地の有効を生かすことを考えまして、地元区ですとか上河津財産区にも協力いただき、一緒に考えていくべきではないのかなと思っております。

今特に、私が湯ヶ野地区で急いでやらなきゃならないこと、私の考えでございますけれども、例えばの話ですけれども、個人の所有でもあるので、もし許可がいただけるならばという前提でお話をしますけれども、貴重な川端康成文学の資料が湯ヶ野地区に大分ございます。個人のお宅にございます。その資料を分析をして、その資料をまとめることとその価値を確かめることが大事ではないかと私は思っております。個人の貴重な資料であると同時に、町

にとっても貴重な資料であることに変わりはないわけでございます。将来的にどのように生かすかによって共同で利用できることもありますし、将来において湯ヶ野地区の起爆剤となる可能性もあるのではないかと思っております。

それと、文学碑周辺の環境づくりのことも大事だと思っております。踊り子祭りなどイベントも観光協議会などにより開催されておりますが、地元区を初めとした組織強化も大事であると思います。いずれにしても、踊り子祭りで今現在、映画上映会がやっておりますが、私は以前職員の時代に歴代のフィルムの購入を地元の方たちと一緒になって苦労をして手に入れた思い出があります。やはり地元でいろいろ検討していただき、今何が大事か、今何を優先的に行うべきか、どうまとめて組織をつくっていき、活動に結びつけていくか、そういうことを考えていくことによって、町と一緒になってやっていくことも大事ではないのかなとそう思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　ありがとうございます。

町長も湯ヶ野温泉、非常に気にとめてくださっていることは理解しました。私もちょうど今月湯ヶ野区の総会がございますんで、今の町長のお気持ち、これは湯ヶ野区民の皆さんにもきっちりとお伝えしたいなと思います。

次に、クラウドファンディングについてなんですが、これ今後のいろんな企画関連事業とかこういったものに、もしかしたらクラウドファンディングというものについて調べていたらすごく可能性を感じたんですが、これを通告してあったか、してなかったかというと非常に微妙なところになってしまうんですが、総務課長、クラウドファンディングについて研究してみる価値があるかないか、ちょっとお答えできませんか。町長でいいですか、すみません。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　クラウドファンディングは私は調べた経緯がございますけれども、やはり個人がやっぱりしっかり計画を立てて募集を行い、事業を起こすことが本来趣旨であると思います。そういう意味で町が補完するということではなくて、個人がしっかりと計画を立てて募集をして資金を集めていく、それで事業を実施していくと、そういう制度であるのかなと、ただそういう手法としては大変いい制度だなと思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　実はクラウドファンディングも、行政が主導しての成功事例も実はあるんです。なもんですから、だからこそ僕はおもしろいんじゃないかなと思った次第です。なので、もしあれでしたら総務課長なり企画課の関連課長の皆さんには一度ぜひ研究してみてもらえないかなと思います。これは意見というかお話。

○議長（宮崎啓次君）　答弁はいいですか。

○３番（塩田正治君）　答弁は結構です。

それでは、最後の質問に移ります。

町長の政治姿勢についてなんですが、町内経済対策についてということでお話をさせてもらいます。

景気対策という話になりますと、これは国全体の話ということになるのかもしれませんが、地域経済の対策ということになりますと、一自治体の河津町行政として重要な仕事の一つであると私は考えます。町長に就任して４カ月、まだ短い期間でございますけれども、30年度当初予算も本日上程されまして、私この台本つくっているときにはまだ概要しか拝見させてもらっていなかったわけですが、真新しい施策です。特に経済対策に結びつくようなものがちょっと感じられなかったのが、私としては残念に思いましたが、時間的な問題もあっていたし方ないというふうには思うんですが、今後を踏まえたときに、町長は地域経済、町内経済の対策、こういったことについておおまかな経済対策という観点で結構ですから、どのようなお考えを持っているのかちょっとお聞かせ願えればなと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　町内の経済対策でございます。

特に観光面では、先ほど申し上げた伊豆縦貫道のインターチェンジを見据えた誘客による経済対策が今後は大事だと思っております。そういう意味で30年度はインターチェンジを含めた活性化対策等も予算化をしたいと思って上程してございます。

あとは、若い人の働き手、特に人口減少していく中で、やはり若い人たちに住んでもらう、そういう施策をしなければならないということで、先ほどより申し上げておりますが、やはりそれには、若い人たちに住んでもらうには子育て環境、暮らしやすいやっぱり状況をつくっていかないと若い世代も来ないのではないのかなと、そういうことも含めて今後検討していきたいなと思っております。

あとは、できればまだ設計といいますか考えの中だけなんですけれども、将来的にはやっ

ぱり移住も含めた例えば住宅政策みたいなことも含めて考えていかなければならないのかなと、そんなふうに思っております。とにかく今の状況としては、私は町民とお約束した公約を進めながら数々の問題に取り組んでいくことが町内の経済活性化につながると思っております。今後とも経済団体と協力しながらやっていきたいと思っております。

それから、まちづくりの方針というか予算の関係でございます。

確かに議員の見方もあるようですが、新町長として、先ほどもほかの議員さんにもお答えしましたが、政治情勢の情報提供もできることから進めております。７つの公約についても大方について計画などの費用の予算化も進めている状況であります。町制60周年を迎えるわけですが、さらなる発展、新たなまちづくりを目指した計画づくりの年として、子育て、教育を中心に、今後の計画づくりと安全面、研究性を考えました施設などの改修や修繕を優先的に実施した予算であると考えております。

その結果として、全体としては堅実型予算でありますが、計画や準備段階であり、また予算計上できる段階に至らない状況でもありますが、小さい町だけどということでコンパクトなタウンとして、内容的には将来に向けた実効に向けての予算であると私は考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　いろいろまだ町長もお腹の中には考えていることはいっぱいあるよということで理解をさせていただきました。

今ご自分でもおっしゃったように、今回の予算編成、これはもう明らかな堅実型であると。今回に限っていえば私もいたし方ないと思うんですが、次世代に引き継ぐ新たな河津町、飛躍にする年と、そういう話でお話を進めていく中で、堅実に健全化に努めているということだけですと、到底将来につながっていくような状況が、未来展望が町民の皆さんにはなかなか伝わらないんじゃないかなというところがあろうかと思います。将来につなぐために、移住者向けにとか住宅政策とか今おっしゃいました。これ非常に大事なことだと思っています。そういった将来につながるようなどこかの場面で、町としても投資というものをするときが必ず必要になってくるのかなと思います。

今の時点でビジョンを示せとかという話をしたところで、なかなか難しい部分はあるかと思いますけれども、町民の皆さんにわかりやすいビジョンというのを情報公開とともになるべく早い段階で提示していただきたいなと思っておりますので、町長の考える経済対策というのはまだまだお腹の中にあるのがわかったということで、きょうは納得させていただきま

したので、今回の私の質問は終わらせていただきます。

ちょっと自分でも今回の質問を組み立てながら、あっち行ったりこっち行ったりで大変わかりにくい質問になってしまったことはおわび申し上げたいと思いますが、真摯にお答え、答弁くださいまして、まことにありがとうございました。

これで質問を終了します。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君の一般質問が終わりました。

一般質問の通告のありました１番、遠藤嘉規君、10番、山田勇君、２番、上村和正君、４番、仲里司君の一般質問はあす７日に行います。

◎散会の宣告

○議長（宮崎啓次君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

あすは定刻再開します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時４６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名をする。

平成　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員

第　　２　　日

３ 月 ７ 日 （ 水 曜 日 ）

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君）　おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（宮崎啓次君）　日程第１、一般質問に入ります。

この場合、質問には１問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は１問につき３回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序により、これを許します。

１番、遠藤嘉規君、10番、山田勇君、２番、上村和正君、４番、仲里司君。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

１番、遠藤嘉規君。

〔１番　遠藤嘉規君登壇〕

○１番（遠藤嘉規君）　おはようございます。１番、遠藤嘉規でございます。よろしくお願いいたします。

平成30年第１回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告しましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりです。

１件目は、子育て支援拠点整備について。

２件目は、観光振興の取り組みについて。

３件目は、防災・減災対策について。

４件目は、先進技術と官民連携について。

以上、４点でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、昨年、私が一般質問の中で検討してはいかがかということで提案をさせていただきました不育治療に関する助成事業、新年度の予算で予算化していただいたということで、これで河津町では不妊治療とあわせて不育治療も整備をされるということになりました。どういった方が対象になるのかという部分をしっかり町民にアナウンスしていただいて、１人でも多くの方が子供を産むに当たって、よりよい環境となるように取り組んでいただけたらいいなというふうに思います。

それでは、子育て支援拠点整備についてお伺いいたします。

昨日の一般質問でも同僚議員の方々から質問が重なっておりますので、より詳しい答弁をいただければと思います。12月の議会の中でも質問をさせていただきました子育て拠点整備計画についてですが、新年度を迎えるに当たりまして、予算づけですとか、今年度どのように取り組んでいくのかといったような供用開始に向けたスケジュール等を説明いただければと思います。お願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの遠藤議員の質問の中で、子育て支援拠点の整備ということで、特に供用開始までのスケジュールについて、ご質問だと思います。お答えします。

昨日も答弁してございますけれども、来年度から、平成30年度、31年度に今後５年間の子供たちと子育て環境を支援するための子ども・子育て支援計画の策定が子ども・子育て会議の委員会で答申が予定されております。複合施設計画で予定されていた施設計画も、この委員会で答申されたものが計画されておりました。今後の子育て支援施設については、従来計画されていたものをもう一度見直して再検討してもらい、候補地についても検討していただくよう諮問する予定でございます。全体の支援計画と整合性を図る必要もありまして、施設整備についてもその中で検討していただきたいと考えております。

具体的な供用開始までのスケジュールでございますが、これはあくまで予定でございますが、昨日も答弁いたしましたが、平成30年度中に委員による施設整備の答申をまとめていただき、その後に用地交渉、候補地確保の見込みが立ち次第、基本設計の予算確保と契約、平成31年度には基本設計を受けて実施設計の契約をし、補助金の申請の準備を始め、実施設計の完成を予定しております。平成32年度から建設に入り、できれば平成33年度に供用開始ができればいいなと、そういう予定でございます。あくまでもこれは予定ですので、このとおり進むか不確定ですが、できるだけ早い時期に整備ができれば進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。

33年に供用開始を、予定ですけれども目指すということでお話を伺いました。建設予定地の検討状況というのはこれから行うということなんですけれども、進捗といいますか、予定地選定の方法など現在考えているところがありましたら、回答いただければと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまご質問の予定地の選定でございます。これは、私どもは今のところ白紙でございます。委員会において、場所の選定については数カ所を絞っていただき、それぞれの検討過程を明記した答申をいただければなと、そういう方向で諮問していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　委員会のほうで検討するということで、その過程がわかるようにという回答をいただきました。その過程でどういう検討がされているかというところはすごく重要な部分になるかと思いますので、わかりやすくつまびらかにしていただけたらありがたい

なというふうに思います。

続きまして、２問目の質問に移りたいと思います。観光振興の取り組みについてということで質問をさせていただきます。

観光振興のお話をすると、観光業に直接関係のない方々からは、よく町民福祉のほうをしっかり行ってほしいよというような声を聞くんですよね。もちろん福祉関係というのをしっかりやっていくというのも大事なんですけれども、河津町は観光立町であるということで、主要産業が観光業であるということは周知の事実であるかと思います。その観光立町の中で、観光が廃れるということになれば経済の規模は縮小していきますし、当然、そうなると税収も縮小していくかと思います。税収が縮小していってしまうと、行政が行う町民へのサービスというものも縮小せざるを得なくなってしまうのかなと。

そうなりますと町は、住みにくくなるでしょうし、そうなれば人口が減ってくるのかなと。人口が減るということは、地元の商店というものが商売をやっていくことができなくなる。そうなりますと、当然その商店の後継者というものも生まれません。悪いスパイラルになってしまいます。

これを逆転の発想で、福祉を厚くすることでまずは住みやすい町を整備して、移住者を呼び込もうと。仕事は町外へ行ってもらおうと、こういったベッドタウン化を目指すという考え方もあるのかなというふうに思いますけれども、周辺の市町というものが東海道の沿線みたいに働くところはたくさんあるような自治体であれば、そういったベッドタウン化ということも可能かもしれません。

ですが、この賀茂郡全体を見てみますと、総じて観光業が主体であるというところを考えますと、伊豆の縦貫道が全線開通しない限りは、なかなかベッドタウン化というのは難しいのかなと。縦貫道整備が10年以上先であるということを考えますと、主要産業である観光施策にしっかりと取り組んでいくということは大変重要なことじゃなかろうかというふうに、私は考えております。

そのような中で、現在静岡県では、外国人旅行者を呼び込もうということで、インバウンドに力を入れていたりとか、国内の観光客を伊豆半島に呼び込もうということで、デスティネーションキャンペーンを行うであったり、また、2020年にはオリンピック・パラリンピックの開催も控えておりまして、これをまた観光誘客の起爆剤にしようというようなことで、静岡県のほうでは多分過去に例のないレベルで観光振興に力を入れているんじゃないのかなというふうに、私は考えております。

この地域の河津町の経済状況なんかを見てみますと、テレビなんかでは景気が上向いてきているよというような話を言っておりますけれども、実際この地域でその景気の回復というものを実感している方というのはほとんどいないというのが実情じゃないかと考えます。河津町の経済のことを考えますと、県が力を入れているこの機会を逃さずに、県としっかりと連携をしていただいて、観光振興に取り組んでいただく。その上で地域が外貨を稼いで、地域経済をしっかりと回していく必要があるんじゃないかというふうに、私は考えております。このような状況を背景にしまして、次の質問をいたします。

１点目、河津町におけるオリンピック・パラリンピックに向けた取り組みはどうなっているのか。

２点目、デスティネーションキャンペーンに向けた取り組みはどうなっているのか。

３点目、夏季観光誘客に向けた取り組みがどうなっているのか。

４点目、観光振興に向けて新年度の予算づけと、また、具体案等あるんであれば説明を伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの観光振興への取り組みについてのご質問です。

遠藤議員のお考えもお聞かせいただきましたけれども、私も、この地域としてはやっぱり交流人口といいますか、観光業は大変大事だと思っております。ただ問題として、やはり定住者の問題もあるかと思います。特に、人口減少によって大変購買力も落ちるということもあります。そういうことで私は、交流人口をふやしながら定住人口も確保していくような、両方の側面があるのかなと、そんな対策をしなければいけないのかなと思っております。

それともう一つは、やっぱりインバウンド対策がこれから大事になってくるんじゃないかと思っております。今回、桜まつりに向けて商工会の補助金ですけれども、キャッシュカードの機器を入れたということで、こういうお客さんを見てみますと、特に外国人の方はカードをお使いになる方が多いということで、大変よかったんではないのかなと、そんなことも思っております。

それから、観光全体の関係で、遠藤議員のお尋ねのオリンピック・パラリンピック関係の取り組みでございますけれども、この取り組みについては、現在、県を中心に組織づくりに取り組んでおりまして、現状では、自転車競技に対する応援・支援の活動が特に検討されております。具体的には、後ほど教育委員会事務局長と産業振興課長より答弁させます。

それから、デスティネーションキャンペーンへの取り組みでございます。

これは県の観光協会が中心となり、県下一円でこのキャンペーンが行われるわけですけれども、伊豆地域では一般社団法人の美しい伊豆創造センターを中心に、ことしの４月にはプレのデスティネーションキャンペーンということでオープニングイベントが行われ、５月には全国販売促進宣伝会や商談会やＰＲが行われます。そのほかにも伊豆東地区では、エクスカーションといいますか、複数の人が同じ目的のために共同で利用する事業ということだそうですけれども、５月16、17日にかけて行われまして、当河津町については、17日に河津七滝と河津バガテル公園を訪れます。そういう中で、旅行商品に入れてもらえるような宣伝をする予定でございます。これについても、後ほど商品企画について産業振興課長のほうから答弁させます。

それから、夏季の観光誘客についての取り組みでございます。

これについては、なかなか夏季の場合は天候に左右されるという大きな問題がございます。ここ２年間ぐらい天候不順で大変苦戦をしたなという思いはございます。そういう中で町としては、観光協会等に委託して砂浜の安全を行っているわけですけれども、今後もライフセービング等お願いをしたり、観光協会等にビーチクリーナー等の更新の時期も来ているようですので、その辺の町等の対応をしたりして、より海岸が安全で、海水浴に適したきれいな海水浴を楽しめる環境づくりが町としては大事なのかなと、そんなふうに思っております。

それから、全体的な観光施策については、後ほど産業振興課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君）　遠藤議員にお答えします。

オリンピック・パラリンピックのポスターを社会教育事業やスポーツ大会に掲載して、周知しているところでございます。ただいま、成人式とか、あと静岡県Ｂ＆Ｇスポーツ大会の剣道の部のところにも掲載させていただきました。そして、小学校にマスコット３案についての投票を行いました。それでまた、伊豆市のベロドロームで開催されます自転車競技は、伊豆半島東部11市９町で協議会を立ち上げ、自転車競技開催に向けての地域一体となった取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君）　私のほうから同様に、オリンピック・パラリンピックに向け

た取り組みということでご説明させていただきます。

ご存じのとおり、東京2020大会ですね、自転車競技のトラックレースとマウンテンバイクの競技が伊豆市ベロドロームでの開催が決定されて、ロードレースのゴール及び個人のタイムトライアル競技会場を富士スピードウェイとすることを承認したというふうに聞いております。自転車競技が開催される動きを受けまして、河津町を含む伊豆東部の13市町、県、各観光協会、商工団体で組織する美しい伊豆創造センターでは、平成28年度にサイクリングリゾート伊豆基本計画を策定しまして、サイクリングの聖地として事業推進をしているところであります。事業推進のためにサイクリングリゾート伊豆作業部会が設置され、構成団体による事業推進を図っているところでございます。

また、東京オリンピックが開催されることに合わせ、伊豆半島固有の美しい景観を守り、よりよくしていくことを目的とし、静岡県では伊豆半島景観協議会を立ち上げております。この協議会は、伊豆東部の13市町及び美しい伊豆創造センター並びに伊豆半島ジオパーク推進協議会、そのほか、県の交通基盤部、文化観光部、経済産業部などにより構成されています。事業の一環として県では、屋外広告物の規制強化が平成29年11月から実施されているところであります。内容については、「広報かわづ」の平成29年10月号にて紹介をしております。

続きまして、プレのデスティネーションキャンペーンの商品企画ということで、エクスカーションで行われる商品企画のほうのご説明をさせていただきます。

５月に行われるエクスカーションで紹介する旅行商品につきましては、「６年ぶりの大滝見学！河津七滝ぶらぶら散策ガイドと大願成就」と題し、七滝の散策や出世あやかり、パワースポットにふるさと案内人がご案内するガイドツアーを予定しております。

それともう一つですが、バガテル公園での「世界にひとつだけ、自分だけの香りを作ってみませんか？」と題し、バラの香りの調香体験や園芸スタッフによる園内ガイドツアーを予定しておるところでございます。

最後に、観光関係の来年度予算について、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

観光振興における予算につきましては、観光費として、平成30年度１億5,087万5,000円を計上しております。詳細につきましては、また予算審査特別委員会で説明をしますが、この中で新規事業ということで、観光客市場調査手数料として125万8,000円、河津桜まちづくり計画策定業務委託料として594万円。これは、２カ年を予定しているうちの初年度の費用と

なります。そのほか、笹原多目的駐車場の一部610平米の土地の購入として、3,696万6,000円の事業を予定しております。そのほかですけれども、先ほど町長が申し上げました海水浴場の管理委託やビーチクリーナーの賃借料につきましては、29年度と同額を予算計上しているところであります。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　いろいろと説明をお伺いしました。

オリンピックに関して、教育委員会のほうでマスコットを選ぶというような取り組みをやっているということで、アの案にたしか確定したんですよね。学校でそういうことをやっているという話を、僕も息子から聞きました。そういった事前の取り組みというものをしっかりとしていただいて、地域内の空気をどんどんよりいい方向に醸成していっていただいて、一生に一度の大事業に多分なると思うんですよね、この地域の中でのオリンピックという位置づけは。

なので、ぜひ河津町の町民全員がウエルカムオリンピックの気持ちで2020年を迎えられるように、空気づくりというものをしっかりとやっていただいて、なおかつ、産業振興課長のほうからも説明をいただきましたけれども、美しい伊豆創造センターを中心にして、自転車の聖地化というようなことでも取り組んでいくということですけれども、ぜひこのオリンピック・パラリンピック、こういったものがどれぐらい経済に影響があるのかというところをしっかりと町内にも周知していただいて、これは商業のチャンスだよというようなところもしっかり知ってもらうことでより地域の経済にも影響を及ぼすのかなというふうに思いますので、そのあたりの周知というものもしっかりとアナウンスをしていただきたいなというふうに思います。

新年度の予算づけとして、ビーチクリーナーの件ですとかいろいろ説明を受けたんですけれども、やっぱり外部からの観光客を引っ張ってくるという部分をどれだけ積極的に取り組めるかというところでかなり誘客の数って変わってくるかと思うんですよね。周辺の市町や何かを見ていても、かなりその辺で力を入れている自治体があるかと思いますので、そのあたりしっかり、観光協会に丸投げするというだけではなくて、できればもう少し町としても主体的に官民と連携をして誘客に励んでいただきたいなというふうにお願いをしたいと思います。

河津町の最大のイベントと言えば、今現在進んでおります河津桜まつりなんですけれども、

この河津桜まつりにおけるいろんな地元の出店をされている方がいるんですよね。昨日の一般質問でも、渡邉議員が出店に関して質問をされておりました。現在では河津桜まつりってかなり全国的にも有名になりつつあるなというふうに感じるんですけれども、この河津桜まつり、伊豆半島全体で見てみても、観光のすごく大きな目玉の一つであるということは断言できると思うんです。このようなまつりに育ててきたというのは、身を切って協力を惜しまずに努力してきた町民の方々があってからこその現在だというふうに、私は考えます。

ですが、いろいろ今の桜まつりの状況というものを聞いてみますと、桜まつりで利益を得ている方々というのは、もっぱら町外の事業者がほとんだというような話を聞きます。創成期から地道に努力をしてきた町内の方々、そういった方々からは、意外と不満の声を聞くんですよね。人によっては、もう河津桜まつりは迷惑だなんていうような声も、実は耳に入ってきてしまっていると。このような状況が続くと、最近話題になっております河津川沿いの桜の並木の存続の問題やなんかとも相まって、河津桜まつり自体の存続の危機を招くんじゃなかろうかというようなことを、とても危惧しております。

河津に住む多くの方が河津桜まつりがあってよかったと、桜まつりのおかげで暮らしも豊かになったと、そういうことが言えるような、そういう状況を目指して、行政がリードをして進めてもいいんじゃないのかなというふうに思うんです。よく行政サイドがリードしてという話をしますと、行政は観光振興には不得手なんだというような話も聞くんですけれども、民間と協力して、またなおかつ、外部の知恵なんかも借りていただいて取り組んでいく、そういった必要があるんじゃないでしょうか。そういった取り組みによって、結果的に河津桜まつりに参加した町民の方々が収益を上げると、それによって税収の向上にもつながるというふうに考えるんですよね。

ちょっと聞いた話だと、河津桜まつりは費用がかかるばかりだと。で、税収の増加にはつながらない。だから町が頑張る必要はないんだと、こういったような話を河津でしているぞというようなことを、私、伺いました。ですが、この考え方というのは、私は、ちょっと間違っているのかなというふうに思うんです。なぜかといいますと、どこの町に行っても、県外に出ても、河津桜まつりというのは成功例として必ず言われるんですよね。

現在、昨日渡邉議員の質問の中にもあったんですけれども、商工会のテントが今年度で終わりだというようなお話で、そのテントの出店者が集まらないというものも本年度で終了する理由の一つだということなんですけれども、私が聞く範囲ですと、出店費用が高過ぎちゃってとてもペイできないというような声も耳にします。

以前は１次産業の従事している農業をやっているような方とか、そういった方々がかなりそこに出店をしていたというふうに僕は認識しているんですけれども、１次産業と観光というのは、昨今の地産地消というものの考え方からすると、切っても切り離せないすごく緊密な関係にあるんだというふうに思います。その地場産品を生産している１次産業の方、農業の方だったり、漁業の方だったといるわけですけれども、こういった１次産業の方々には桜まつりの中で出店をするための優遇措置というものを明確に検討してもいいんじゃないかというふうに考えます。

例えば、桜まつりの会場近くに、１次産業に従事している方々であれば優先的に利用できる、できれば無料がありがたいなと思いますけれども、そういったフリーマーケットなんかができるようなスペースというのを、一角でもいいんで設けてはいかがかなというふうに私は考えます。

観光業に直接かかわりがないそういった方々でも河津桜まつりをやってよかったと、そういったような仕組みというのを検討するために、まずは現在出店している地域の方々、また、以前は出店していたんだけれどももう出店するのをやめたよというような方々、そういった方々の声を拾って、よりよい形はどういうふうなことが必要なんだという試行錯誤をする必要があるかと思います。今後の桜まつりの取り組みというものに対してどう考えているのか。地元の出店者の声というものをどう集めてどう生かすのかというようなあたりの所見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　河津桜まつりの関係でございます。

具体的には、実行委員会の各部門、例えば出店部会ですとか、そういうところで問題点を出して、それぞれ機会ごとに協議をしてもらい、全体で検討している状況だと思います。特に開催内容ですとか問題点についても、反省事項も含めて協議しながら、協働で進めている状況でございます。

遠藤議員の桜まつり全般の考え方がございましたが、私は、河津桜まつりの話をするときにまず言うことが、町民が育ててくれた桜なんですよと、それがもとにあるんですよということを強く言っております。その上に商売は成り立っていますし、やはり町民の方の理解がないとこのおまつりは成り立っていかない、過去においてもそんなような気がします。

そういう中で町としても、実行委員会としても、今後のあり方としてその辺をどうやってこれから補完していくのか、その辺が大事なことだと思っております。商売も当然大事なん

ですけれども、やはりこれまで守り育ててきた、これからも守り育てる町民の理解というのが大変必要ではないのかなと思っております。

特に今回のおまつりで私が感じたのは、河津中学校の生徒の行動です。河津中学校の生徒がみずからチラシを作って、配ってくれたということも、これは中学１年生だったと思います。でございます。それで観光業の方が大変感動したという話もございます。

それから、先日、農協の有線テレビでも流れておりましたけれども、中学校のテニスコートの横の階段の下で、中学３年生が合唱をお客さんに披露してくれたということもあります。そういうことで、お客さんも上のほうから見ていただいて、大変感動していたような風景がテレビ等で流されておりました。

そういうことで、出店者の皆さんにも、そういう本来このおまつりは町民を支えてきたんだと、これからも一緒に協調してやるんだという、そんな姿勢が大変大事ではないのかなと。そういうことで、町としてもこれからお客さんに対してもおもてなしをどうしていくのか、あるいは営業関係の部分も、これは実行委員会等でまた相談をしながら対応していかなければならないのかなと、そんなことも思っております。

それから、優遇措置の関係ですけれども、これは大変難しい問題もありまして、いろいろな業者の方もおりますし、いろんな関係の方もおりますので、これについては検討課題とさせてください。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　優遇措置に関しては要検討ということで、町長がおっしゃった子供たちのその地図、それは私も見させていただいて、実は、うちのお店にも河津の公式ガイドマップと一緒に置いてあるんですけれども、手づくりですごくいい、地元情報が書かれた地図なんですよね。そういった地域でおもてなしをするというような空気感というのはものすごく大事だと思いますんで、そういった部分を子供たちがやっていってくれるというのは、これからの桜まつりに希望が持てるなというような部分かなというふうに思います。

優遇措置に関して、難しいという話なんですけれども、例えばアンケートで、桜まつりが終わった後に実行委員会のほうでアンケートをとってというようなことをやっているということは伺ったんですけれども、もしそのアンケートの結果というものがしっかりと反映されているんであれば、そのアンケートが本音で綴っていいようなものなんであれば、多分この商工会のテントの件に関してとか、地元の出店に関してなんかもっといい方向に行っていて、

本当に地域経済にプラスになる部分というのが、直接観光業に普段は関係ないような方々でもプラスになる部分というのが出てきてもいいのかなと思うんですけれども、これが縮小傾向にあるというのは、多分どこかに大きな問題があるんだと思うんです。なので、このアンケートで拾えない部分というのがもしその原因であるんだとすれば、いくら子供たちがそうやって取り組んでくれたというような未来につながる部分があっても、いい方向に好転をするということが難しいかと思いますので、ぜひ声を拾ってみていただいて、そこの部分の問題をどう解決するのかというのを実行委員会と町としっかり検討していただいて、来年度に向けて取り組みを始めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、防災・減災対策について質問をいたします。

政府の地震調査委員会が先だって、関東から九州、沖縄地方までの南海トラフ巨大地震について、30年以内の発生確率というものを70％から80％に引き上げるというようなことがニュースになっておりました。この発生率を引き上げるというのは、時間が経過すればするほど年々上がっていくものだというふうに認識をしているんで、どんどんこれからも起きない限りは上がっていくのかなというふうに思うんですけれども、地震調査委員会の東京大学の平田教授が言うには、年が変わって80％に引き上がったからといって、急に地震が発生しやすくなると、そういったわけではないんだけれども、刻一刻と巨大地震が迫っているというあらわれだと、いつ起きてもいいようにしっかりと備えてほしいと、こういったような話をされております。

国の作業部会のほうでは、従来言っていた確度の高い予想は困難だというふうなことをもう明確にしているんですよね。そうなりますと、地方自治体の対応の部分というのにとても力点が置かれる状況になっていると。しかし、行政がという公助の取り組みというのには正直限界があるというふうに私は考えております。何よりも重要なのは、１人ひとりの自助と地域の共助、この努力の大切さが改めて重要になっていくのかなというふうに思います。

そのような背景から質問をさせていただきたいんですけれども、町長は、防災・減災対策ということでソフトの面で取り組んでいくというお話をされております。新年度予算におきまして、この防災・減災対策、どのように予算づけをされているのか。また、ソフトを強化するということですけれども、他の自治体に先進事例というものが多くあると思うんですが、そういったものをしっかりと研究していただいて、それに基づいて取り組んでいただいたほうがより効果的なのかなというふうに考えます。

例えば、同じ静岡県内ですと藤枝市では、家具転倒防止と、地震が来たときに自動的に落

ちる感震ブレーカーというものがあるんですけれども、こういったものの設置に取り組んでおります。この設置に関して、地元の建築業の団体やなんかと連携を行って、減災対策の推進というものと同時に、その建築業のほうの活性化にも一助として取り組んでいるのかなというように感じるんですよね。河津町としてはそのあたりをどういうふうに取り組んでいくのかというようなところをお伺いできればと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの遠藤議員の質問でございます。防災・減災対策でございます。

遠藤議員が申しておるように、やっぱり、公助の取り組みには私も限界があると考えております。そういうことで、防災の減災対策を主に進めたいという、そんな思いもあります。新年度予算における減災対策につきましては、昨日の施政方針の中で述べておりますので、これについては省略したいと思います。

私の考える減災対策でございますが、まず地震があったときに、家屋の倒壊の下敷きですとか、部屋の中の家具でとにかく下敷きにならないで、けがをしないで動けて、生きていることがまず大事であると、そう思います。防災対策に、先ほど遠藤議員も言ってございますけれども、自ら助かるための対策、これは自助ですね。それから２つ目として、お互いが助け合う対策、共助。それから、先ほど遠藤議員が申しました公共機関が助ける対策、これが公助ですね、この３つがあるとよく言われております。

私は、地震のあった場合にはとにかく助かっていてほしいと、そんな思いがまずあります。なぜそう言うかといいますと、自助によって助かることによって、その方が実は共助に変わるという、そういう利点があります。災害時には、なかなか公共機関が公助で助けるところに限界があります。なかなか思うように救援活動が進まない可能性も考えられます。特に災害のときに大事なのは共助であり、その中の中心にいるのが河津で言いますと、各地区の自主防災会でございます。特にその自主防災会の活動が大事であると私は考えております。

実際、過去の阪神・淡路大震災などで家屋などで倒壊して下敷きになった人を助けたのは、約７割が家族であったり、隣近所であったりという話も聞いております。公共機関が助けた例は全体では数少なかったと、そういうことがよく聞かれます。そういうことで、まず自ら助かる自助、それから、自主防災会を中心とした共助、そのことがとても減災対策にとっては大事なことであり、これからも私が進めていきたいと、そういう思いでございます。

それから、事例としての研究でございますけれども、まだ制度設計については研究段階な

んですけれども、私は、家具の倒壊を防ぐための諸施策として、自主防災会を絡めた転倒防止器具の設置ですとか、補助制度の創設ですとか、あるいは、家屋の倒壊防止のための診断費、あるいは耐震工事の補助拡充とか、そんなことを絡めていくと、この減災対策の政策として成り立つのかなと。先ほど遠藤議員が申しました藤枝の例なんかも参考にしたいと、そんなふうに考えております。

それから、減災対策として今町が特に取り組んでいるのは、先ほど言いましたように、いつ地震が起きてもおかしくないような地震の脅威に当然さらされているわけですけれども、特に津波は、この11日が東日本大震災のあった日でございますけれども、防災訓練も行われるわけですけれども、やっぱり想像をはるかに超える巨大な災害をもたらしたこともございます。そういうことで津波に対しては、逃げるということがやっぱり一番だと思います。そういうことで今町は、防災の総合ガイドマップ等をある程度つくり直して、町民に周知をしていくと、そんなことを進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　自主防が主体になって家具の転倒防止なんかについて取り組んでいくということで、そういった小さい取り組みが積み重なることで、地域の防災力というのが少しずつですけれども、１人ひとりから一家族になって、一家族から地域になるというふうに進んでいく部分かと思いますので、ぜひまずは家の中の家具転倒防止、家族の安全を守るというところから着実に進めていただきたいなというふうに思います。

私がさっき言ったその藤枝の例なんかですと、正直言って、これはかなり予算がかかる取り組みになるんですよね。例えば65歳以上の方とか、高齢者の世帯とか、そういったところは多少予算をかけてでもそういうような取り組みをしつつ、そうではない方々に関しては、取りつけは自分でやっていただくとか、隣近所で協力していただくとかというような感じで、すみ分けといいますか、そういった考え方もあるかなというふうに思いますので、この家の倒壊をなくすというところに行くのにはかなりお金がかかりますけれども、家具でけがをするって多いんで、そのあたりしっかりと取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。

減災の基本は、町長のおっしゃるとおり、避難を行うというところが一番大事になるというふうに思うんですけれども、その避難を行うというためには、まず危険を知ってもらわないと逃げてもらえないということが現実問題としてあると思います。河津町内全体を見てみ

ますと、町内23地区の中で各地区ごとに置かれた状況というのは全く違いまして、地震で裏山が崩れてきてという危険があるところもあれば、地震の後の火事が危険だというところもあれば、津波がというところもあれば、川からの水害、山崩れ、いろんな危険があるんですよね。その地域に住んでいること、その地域にある危険というものがどういう危険があるのかというところを知っていただかないと、そもそも避難につながらないと。

この話をしますと、じゃ河津町なんか住むところはないじゃないかという話をされるんですけれども、そうではなくて、危険というものを知ってもらう取り組みがあって、危険を認識して、危険を認識するから自助の対策につながるんですよね。先祖代々住んで守ってきた土地というのは、その土地に襲来した自然災害というのが幾多もあるはずなんです。この自然災害を乗り越えてきた先祖がいるから今が守られていると。昔の方々というのは自然とともに生きて、自然にとても敬意を払っていたというふうに思います。だからこそ逆に自然の変化というものにものすごく敏感に気づくことができたと、だから生き延びることができたんじゃないかというふうに思うんですよね。

そうなると、住んでいる場所の抱えている自然の脅威というものと真摯に向き合っていく必要があるのかなと。現在の取り組みは、防災訓練で逃げるとか、逃げた後どうするんだというような訓練は行っていますけれども、それとあわせて、その地域にはどういう危険があるのかというものを知ってもらう取り組みというのが必要になる、大事になるんじゃないかなというふうに思います。

河津町には防災士会という組織があるんですけれども、こういった組織を使って、知ってもらう取り組みというものを始めてみてはいかがかなと。また、その防災士会に向けたフォローアップのための研修なんていうものも必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　まず、防災士会の話でございますけれども、当然、防災士会の活用について進めなきゃならないと思っております。遠藤議員のおっしゃるようなフォローアップ研修等の参加にも、ぜひとも参加できるような方向で検討したいと思っております。

それから、根本であります危険性を知ってもらうための取り組み、大変これは大事なことだと思っております。先ほど言いましたように、防災のガイドマップ等もそうですし、当然訓練等でもやっぱりそうですし、自主防の対策の中でも地域をもう一度見つめ直してもらうということも大事だと思います。

確かに災害は起こってみないとわからないところもあるわけですけれども、ただ、事前に知っておくということも大変大事なことだと思っております。ただ、私ども町としましてもいろんな対策をとらなきゃならないことも承知をしておりますけれども、なかなか思うように進んでいかないというのも現実でございます。そういう中で、来年度、その防災関係の体制として、何とか職員についても強化をしたいなと、そんなことも思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　難しいところではあるかと思いますけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

３点目の質問として、防災教育の取り組みについてお伺いいたします。

教育長がかわりましたのでお伺いしたいんですけれども、地域防災力の向上というものには、地域的、計画的な防災教育というものが不可欠かというふうに思います。小学校の６年間、中学校の３年間、計９年間の間に身につけることができる自助・共助の考え方といったものが地域防災力の向上に不可欠だというふうに考えるんですけれども、防災教育についてどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　防災教育の取り組みでございます。

東日本大震災で、中学生の避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例も紹介されております。この教訓に学びながら、これからも防災教育を生かさなければならないと考えております。

今の質問については、教育長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君）　教育長。

○教育長（鈴木　基君）　防災教育について、遠藤議員にお答えをいたします。

教育は、意図的、計画的、継続的な営みです。したがって防災教育に関しても、意図的で計画的で継続的な指導が必要なことは言うまでもないことだと考えております。

幼稚園、小学校、中学校では、静岡県教育委員会の防災教育基本方針を踏まえて、地域性や発達段階を考慮して防災教育の計画を作成しています。計画には避難マニュアル、避難訓練の計画、防災教育に関する授業での指導の内容も示されて、実施されております。

また、計画にはなくても、帰りの会、集団下校時、それから朝礼や集会の折など、機会をとって指導が行われています。こうした指導を重ねることで、防災意識の生活化が図れるよ

うに進めていきたいというふうに思っています。今後も繰り返し指導を行うように、防災教育の体制を継続していきたいと考えています。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　ありがとうございます。

防災・減災の全ての根っこになる部分かというふうに思いますので、ぜひ子供たちに向けた防災教育というものを計画的に取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

続きまして、先進技術と官民連携についてということでお伺いをいたします。

ことしのお正月のテレビの中で、政府公報のＣＭというもので、「Society5.0」といったものをテーマにしたＣＭが流れておりました。そのＣＭの中で、ドローンの宅配便があったりとか、無人運転のバスがあったりとか、テレビ越しのスマート診療であったり、無人の機械がやるスマート農業とか、ＡＩ家電とか、ＡＩスピーカーとか、そういったいろんなものがそのＣＭの中で出てきました。

たまたま今朝のＮＨＫの「あさイチ」という番組の中の冒頭でも、遠隔診療ということでスマートフォンをかざして、このスマートフォン越しに病院の先生と診察をすると。処方箋なんかは郵送で送られてきて、決済はクレジットカードで行うというような話だったんですけれども、従来のイメージだと、先進技術といえば大体都市部から始まってというようなイメージなんですけれども、こういった先進技術というのはむしろ少子高齢化が進んでいる田舎にほど有効活用する価値があるかというふうに考えます。

このような技術の実証試験というものが国内で結構行われておりまして、昨年の12月から浜松市では、もう廃線になってしまった路線バスの経路を使って、自動運転技術を活用した次世代交通システムの事業化に向けた実証試験というものを行っているそうです。袋井市と磐田市では、ＩｏＴ技術を使いまして、水田の水温管理とか水利管理というものを無人化するといった遠隔管理するというシステムの実証試験も始まっております。

自治体によっては、役場内の作業の効率化に向けてＡＩを導入して、職員の負担を軽減したというような実例もございます。防災の面で見ますと、ＩｏＴ技術を使って、わざわざ役場の職員が被災した現場をあっちこっちみんなで手分けをしなくてもいいように、地域にいる人たちとかその近所にたまたまいた人たちが情報をどんどん送ることで速やかに問題が解決できるといったような取り組みもありまして、こういった防災面でも先進技術を持つ企業

と連携するということで、より安全な暮らしができるというふうに考えられます。そういった先進技術の実証試験について、町としてはどのように考えているのか、また、各地で行われているような実証試験の誘致というものについて、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの実証試験、実証実験といいますか、そのことについてお答えします。

遠藤議員がおっしゃるように、いろいろな形でこれから技術進歩により進んでくるという認識がございます。ただ、今の段階といいますか、今後当然いろんな部門でこういうものが広がってくるのかな、必要性は当然感じておりますけれども、今の段階で町としては、いろんな情報を集めながら対応していくことが大事なのかなと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　いきなり先進技術を町にどんどん導入してほしいというのも、なかなか厳しいところかなというふうには思いますけれども、ぜひアンテナは高く張っていただいて、どういったものがあるのかというものを逐一把握しながら、新しい技術の導入というものの検討を進めていただきたいなというふうに思うんですけれども、この先進技術の中に、昨年３月議会において、私、質問させていただいたんですけれども、ドローンが含まれております。この１年間見る限り、このドローンというキーワードが河津町内ではどうもタブーのような扱いになっているような気がしております。

昨年の私が質問をしたときには、町独自のルールを検討してみてはいかがと、いろいろな活用法を考えてみてはいかがかと、そのための有識者を呼んで、少し協議などをしてもいかがかというようなことを伺いました。回答としては、ルールも活用方法も検討をしていくというような話だったんですが、その後どのようになっているのか。去年の３月の段階で、ドローンを使った地域活性化の面では、この河津町の中で行われていたドローンを使った取り組みというのは、伊豆地域内で最も進んだ取り組みが行われていたというふうに感じております。そのとき実際に出入りしていたドローンパイロットの方々というのは、全国のドローンの映像コンテストにしろ、そういったものに出れば上位入賞を間違いなくするような人たちがかなり出入りしていたんですよね。そういった面で考えても進んでいたんじゃなかろうかと思うんですけれども、実質、河津町では、去年の３月から１年間放置をしたような感じがしております。

その間に周辺の自治体では、ドローンの活用というものを積極的に取り組んでございます。先日、伊豆新聞に載っていましたが、伊豆の国市では、ドローンを使った民間事業者と災害時の情報収集に向けた協定を結んでおります。西伊豆町では、ドローンの先進地と言われている那珂町へ町長と役場の職員の方で先進事例の視察に行ったりもしております。ドローンに知見のある町おこし協力隊の方を採用したなんていうようなこともやっており、その中で、映像を使った観光誘客だったりとか、ドローンを飛ばす環境とセットにして宿泊客を呼び込むなんていう取り組みも行っておるようです。

例えば民間活用のレベルで言いますと、河津町ではドローンはどこで飛ばしてもいかんというようなことを言われているようですけれども、この町内のこのエリアに限っては自由に飛ばすことができると、そういった場所を検討していただくと。町内のここはドローンを飛ばすのは適地だというような場所を検討していただきたいなというふうに思うんですよね。そういった大きな企業の誘致というのは簡単じゃないということは承知しているんですけれども、町内で、民間のレベルで小規模とはいえドローンを使ったというようなことをやっている方々がいますんで、例えば地域活性化にそれを使ってみたりとか、観光ＰＲに使ってみたりとか、災害時でも連携をするということも十分可能だというふうに思います。これ、民間サイドとも町ともお互いに協力できるような部分というのが多々あるんじゃないかというふうに思うんです。積極的に連携をすることで町にとってはメリットがかなりあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、河津町ではこの３月以降、１年間どのような対応をしてきたのか、また今後どのように取り扱うのか、そのあたりの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの質問でございます。

ルールづくり等については、現在は、国の法令に従い対応している状況でございます。クラブの結成については承知をしておりませんが、私としては、観光面ですとか防災面の活用ができれば今後検討したいなと、そんなふうに思っております。

先進地としては、私が知っている範囲では、焼津市あたりもこの防災面ということで使っているのかなと。それからきょうの新聞にもありましたけれども、藤枝市で通販の業者と市が提携をしまして実証実験を、山間地のほうに災害時等を想定して物を運ぶような実験もやっているというようなことも聞いておりますんで、そんなことも含めて、観光面、防災面の活用が特に考えられるのかなと、私自身はそう考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　すみません、定刻になってしまったんですけれども、最後なんでいいでしょうか。

○議長（宮崎啓次君）　はい。手短にお願いします。

○１番（遠藤嘉規君）　今、町長がおっしゃいました焼津の事例ですとか、その無人で運ぶというような事例ですとか、実際にそういった経済面での取り組みだったりとか、あとドローンもレースというものがありまして、とてもレジャーのような感じがしますけれども、実際にはワールドカップやなんかも行われていて、世界規模で広がりを見せているもので、こういったドローンのレースというものを誘致しようということで取り組んでいる自治体も、実は周辺では話を聞きます。例えばハウステンボスなんかでもそのドローンのレースなんか行われているんですけれども、誘客に関してはかなりの力を持っているのかなというふうに思いますんで、実証試験といったものも含めて、観光振興も含めて、もう少し積極的な活用というものを考えていただきたいなと。今、そのドローンに関しては、かなり河津町は避けられる傾向にあるというふうに感じておりますので、例えば、ここだけは自由に飛んでいいというような場所の検討だけでもしていただきたいなというふうに思います。

多くの可能性を持った先進技術なんですけれども、町単位でやるということが難しいということであれば、周辺の自治体やなんかと連携をしていただいて、例えば賀茂郡全域で先進技術の誘致に取り組むというようなことを考えてみてはいかがかというふうに思うんですけれども、この自然豊かな環境、これ自体、河津の長所なんですけれども、それに先進技術をプラスアルファすることで、都会よりも豊かで、それでいて快適な暮らしができると。そんな未来を目指しつつ、目先のこともしっかり取り組んでいくという姿勢が必要だというふうに思うんですけれども、連携をして先進技術の誘致に取り組むというような考えに関して、所見をお伺いできたらと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

簡単に回答をまとめてお願いいたします。

○町長（岸　重宏君）　まず、ドローンの観光利用については、先日、インターネットで３月２日に河津桜の中継を、飛んだ映像も見ました。何か原木の背後あたりからも撮影したということで、大変きれいな映像を見させていただきました。そういう観光利用もあるのかなと思います。

あと、所見といいますか、今後やっぱりこういう先進技術の活用については当然考えなきゃいけないこともわかっておるんですけれども、具体的にちょっと情報が不足しているものもあるもんで、そういう点を補いながら将来的には考えていきたいなと、そう思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君。

○１番（遠藤嘉規君）　ありがとうございました。時間をオーバーいたしました。失礼をいたしました。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（宮崎啓次君）　１番、遠藤嘉規君の一般質問が終わりました。

11時15分まで休憩します。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１５分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇　山　田　　勇　君

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君の一般質問を許します。

10番、山田勇君。

〔１０番　山田　勇君登壇〕

○１０番（山田　勇君）　一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、質問をいたします。

一問一答方式でお願いをいたします。今回の私の質問は３問ございます。

１問目が農業振興について。

２番目が、風力発電地内の道路の観光利用について。

最後が空き家対策についてであります。

それでは、早速質問に入ります。

まず、農業振興についてですが、町内の農業につきましては、花やわさび、イチゴなどの集約的な経営に取り組んでいる農業者がいる一方で、高齢化あるいは後継者の問題からやむなく農業をやめざるを得ない、こういう人もおり、全体では先細り、このような状況になっております。それに伴って、遊休農地あるいは耕作放棄地が年々広がっている状況にあります。このままの状態が進んでいけば河津町の農業が立ち行かなくなるだけでなく、周りへの影響、あるいは、さらに進めば海への影響までも広がり、自然を壊す、あるいは生態系を壊す、このようにもなりかねません。町としても真剣に農業問題に取り組んでほしい、このように思っております。

そこで、農業振興について幾つかをお聞きしたいと思いますが、現在で耕作放棄地はどのようになっているか。周りを見ても、最近まできれいに耕作されていた畑がいつの間にか竹や雑木林になっていると。占領されている、このようなところが目につきます。耕作放棄地というのは見た目でわかる、農地が農地でなくなった典型的な光景であります。町内には耕作放棄地がどのぐらいあるのかお尋ねをいたします。

次に、就農者の状況についてお聞きしたいと思いますが、就農者の高齢化が年々進んでおります。農業者の年齢別の構成がどのようになっているか。同じ高齢者といっても、60歳や65歳、こういう歳ならまだ深刻、このようには思いませんけれども、後期高齢者の割合がどのようになっているかお聞きしたいと思います。

次に、農業の活性化対策。

河津町を元気にするためにはどうしたらいいか。町長は、７つ挙げた公約の中にも農業の振興について取り上げておりまして、１次産業と３次産業の連携について推進すると言っております。また、加工まで取り入れて６次産業を生み出し、発展させると言っておりましたが、それを成功させるには、その土台となる農業そのものをしっかり活性化させなくてはなりません。農業そのものを活性化させる方法、これをどのように考えているかお聞きしたいと思いますが、一昨日、３月５日の伊豆新聞の１面のトップ記事で、河津桜の枝の商品化について、河津桜切枝商品化研究会、こういうものを立ち上げると、こういった記事がありました。こういう記事ですが、切枝商品化研を設立、ブランドを生かし、生産販売へと、こういう大きい記事でしたけれども、このことについて詳しく、この取り組みについて説明をしていただきたい、このように思います。耕作放棄地の現状、就農者の年齢別の構成、この切り花のこと、この３つについてお尋ねをいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　山田議員の質問に答えたいと思います。

１点目は農業振興ということで、耕作放棄地と後継者の問題。

２点目としては、活性化対策として新規作物、特に河津桜の商品化の関係だと思いますが、その点について答弁したいと思います。

まず、１点目の耕作放棄地と後継者の問題でございます。

これは私も、私自身の近所にも耕作放棄地が最近できてきて、大変目についてきているなという感じはあります。それから、私の周辺の農家の方でも大分もう高齢化してきて、中には面積を減らしたりする方もあるということで、これも大変大きな問題だと思っております。現状については、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、活性化対策としての新規作物でございますけれども、先ほど山田議員もおっしゃったように、第１次産業、第３次産業との連携、あるいは６次産業についてでございますけれども、私は、６次産業については特に加工品の開発を推進したいと思っております。昨日も申しましたが、加工品ができることによって、ふるさと納税なんかのこれは返戻品としての大変活用ができるではないのかなと。それからもう一つは、やっぱり加工することによって、一大イベントであります現在開いている桜まつりなんかでも大変人気商品としてその可能性が高いんじゃないのかなと思っております。

私も、現実に地元の売店で農家の方がつくったマーマレード、これが大変売れているのを見たことがございます。確かに手づくりですので日持ちはしませんけれども、ただお客さんには、これは大変安くておいしいと評判のようでございます。それはミカンの皮を使ったマーマレードなんですけれども、そんなことも見ているものですから、やっぱり一手間加えた６次産業といいますか、そういうものを推進したいと、そういうふうに考えております。

それから、山田議員がおっしゃる土台の農業を活性化させることが大事だよということを言っているわけですけれども、そういうことで私は、やっぱり第１次産業と第３次産業の連携をどうしていくのか、そういうことが大事だと思っております。

それで、先ほど山田議員からご質問がありました河津桜の商品化の関係でございます。

これは、いろんな意味で私は商品化できればいいなと思って進めている事業でございますけれども、とにかく遊休地対策として、耕作放棄地対策としても、河津ブランドであります河津桜の切り枝の販売や出荷について検討することが大事ではないのかなと、そう思っております。というのは、この河津桜の花を咲かせる技術については、県の農業技術センターで

早く咲かせる技術も持っております。特に12月から１月に出荷できる体制ができれば、市場などで高額で取引されることも予想されますし、また町にとっても、河津桜まつりの誘客宣伝等にも大変重要な役割を担うんじゃないのかなと、そう思っております。

聞くところによりますと、もう既に他県から市場あたりに河津桜の切り花が出荷されて、高額で取引されているという情報も聞いております。ですから早目に研究会を進めて、必要ならばそういう組織を立ち上げて、第１次産業、第３次産業をつなげながら何とかこの研究会が組織として成り立てばいいのかなと、そう思っております。詳しくは担当課長から答弁させます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君）　まず、私のほうからですが、耕作放棄地と農業者の年齢別の人口についてご説明させていただきます。

耕作放棄地の状況につきましては、平成29年12月定例会の上村議員の一般質問でも一部お答えをしておりますが、平成28年度に農業委員会が農地の利用状況調査を行っております。農地全筆約１万筆を農業委員会及び農地利用最適化推進委員が巡回し、確認をしておるところでございます。その結果ですが、再生利用が可能な荒廃農地、これは遊休農地ということですが、約900筆、54ヘクタール、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が約2,400筆の175ヘクタールあったというふうに聞いております。

また、農業者の年齢別人口につきましては、2015年の農業センサス静岡県統計書によりますと、河津町の農業経営者は185人で、40歳から49歳までが10人、50歳から59歳が26人、60歳から69歳が53人、70歳から79歳が62人、それ以上が34人となっております。このほかに世帯員も含みますと、全体で324人となっております。

また、後継者の就農状況につきましては、調査していないので不明となっております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（後藤幹樹君）　河津桜の切り枝の商品化について、その関係の取り組みについて答弁をさせていただきます。

今回の河津桜の商品化につきましては、１次産業と３次産業の連携取り組みということで進めているところでございます。河津桜発祥の地、河津桜ブランドを活用した河津桜の切り枝生産に特化したという中で、今進めているところでございます。河津町河津桜切枝商品化

研究会を、先ほどお話にありましたが、３月５日に設立をしたところでございます。これまで、他県、あと他地区で河津桜を市場に出荷した事例では高い評価をいただいているということも聞いております。河津桜ブランドとして河津桜の切り枝は大変期待できるものであるというふうに考えているところでございます。

研究会では、まちづくり推進課が事務局となりまして、町の農業振興部門、あと県の賀茂農林事務所、伊豆農業研究センター、あとＪＡ伊豆太陽、町の観光協会、町の商工会、あと町の農業経営振興会、それに、河津桜守人の会の方にも参加をいただきまして、構成をしているところでございます。先日の初会合では、河津桜の市場や消費者からのよい評価があるということの報告がありまして、河津桜ブランドとしての認証方法、試験出荷のため切り枝をどのように確保していくか、農業用として河津桜を植栽した場合、どのような課題があるかなど、その関係につきまして意見が出されたところでございます。研究会では、ことし末から年が明けてになりますが、市場への試験出荷を考えております。河津ブランドの河津桜切り枝が市場や消費者の皆様にどのような評価を実際いただくかということを調査、また評価をしていこうと考えているところでございます。

並行しまして、切り花用の河津桜の苗木の作付についても研究をしていきます。鑑賞用向きではなく、切り枝に適した枝の誘引、剪定、あと鳥獣害対策をも継続的に研究していくということでございます。このような課題を研究会で研究を進めていけば、できれば年度内に切り枝生産を行う農業者の参画も得たいということで、そうなった場合には、生産出荷に携わる組合の設立もしていきたいという流れを考えているところでございます。

河津桜ブランドを認証していくような制度を設けまして、景観用河津桜とのすみ分けを明確にして、心配されるトラブルの回避ということも今後の研究課題ではございますが、河津桜の切り枝生産が行われるということで、遊休農地の活用、新規就農や中高年の農業参入に効果が期待できまして、ほかにも景観作物としての魅力もあります。仕組みづくりに農業関係のほか、商工観光の関係者等の多方面の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、この事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　河津桜の枝のこれが商品化されれば、農家にとっては大変喜ばしいことです。今までは、河津桜によって潤っていたのはどちらかというと河津川沿いの人たち、あるいは、旅館や民宿などの宿泊業をやっている人たち、それと、桜まつりに直接店を出し

ている人たち、こういう人たちでしたが、桜の枝の商品化が軌道に乗れば、桜まつり会場から離れたところの人たち、こういう人たちにも河津桜まつりの恩恵が得られる。河津桜で利益を上げられるわけで、町全体が今まで以上に河津桜の町と、このようになるものと思います。

先ほど遠藤議員から、農業者のまつりに出店する際の優遇措置についての質問がありましたが、私の質問とは直接は関係ありませんけれども、なるべく多くの人がこのまつりにかかわる、携わる、こういうことで、共通するところもあるんではなかろうか、このように思います。その意味からも、この切り枝の成功、これを早く軌道に乗せてほしい、このように思うわけでございます。

しかし、河津桜の値段については、何年か前に河津町の特産として販売を検討したことがありましたが、お客さんが花の咲いた桜の枝を持って歩いている、それが栽培して商品化されたものか、あるいは河津川沿いのものをちょっと失敬して、それを持っているか、こういう見分けがつかないと、こういうこともありまして、立ち消えになったというか、それ以来は、桜の枝の商品化についてはある意味でタブー視されてきた、こんなこともあったかに思います。この辺の対応をしっかり考えて町民の皆様の理解をもらって、この事業を進めてほしい、このように思いますが、その対応について質問をいたします。

次に、産業振興課長の説明でもわかるとおり、耕作放棄地は年々広がっていると思います。恐らく後期高齢者の比率も年々高まっている、このように思われます。こうなりますと、何年か後にはと、こういう心配もされるわけですね。いずれにしても、河津町の農業は危機的な状況にある、このようにも思わざるを得ません。

私は、河津町の農業を元気にするには、河津桜のほかにもう１つあると思います。それは同じ切り花、切り枝ですけれども、河津桜のほかにアカシアとか、ユーカリとか、あるいはコデマリとか、ネコヤナギとか、あるいはシキミとかですね、いろいろな枝物があります。これを河津桜の枝と同時に推進なり奨励してはいかがか、このように思います。

この花木と言いますが、枝物の産地は、全国的に見ても余りふえておりません。技術的にも比較的取り上げやすい、こういう作目ではなかろうか、このように思います。この枝物についても河津でも何年か前に取り入れたことはありましたけれども、その後立ち消えになってしまったと、こうなっております。

現在の産地としては、県の西部、浜松周辺の引佐地区あたりが熱心に栽培されているようであります。今の河津町が取り入れる作目といえば、この枝物が最も適しているのではなか

ろうか、このように思います。河津桜だけですと、先ほど町長のお話にもありました12月、１月、この間になりますが、そのほかの枝物を取り入れて、年間を通じて出荷していく、こういうことが耕作放棄地の減少、こういうものにも役立つんではなかろうか、このように思います。

次に、新作物の導入とは関係ありませんけれども、耕作放棄地についての質問になりますが、28年度の税制改正で、29年度より耕作放棄地における固定資産税の課税の強化というような問題があったように思います。固定資産税の課税が1.6倍とか1.8倍とか、これが強化される、こんな記事だったと思いますけれども、もしこれが本当なら大変なことになりますし、この問題が本当なのか、あるいは、もしそうなった場合は河津でもこれが適用され、あるいはいつごろから適用されるのか、このことについて質問をいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　何点か質問があったと思います。

まず、河津桜の切り枝の関係でございます。

確かに、過去において切り枝を切って、大変大きな問題になったことも承知しております。ただ今回、この商品化に向けて特に私が思っていることは、河津桜の咲く時期も当然あるわけですけれども、県の研究センターの技術を使えば12月、１月にもう出荷ができるということで、特には正月の需要とか、ちょっとやっぱり早目に出すこともできるということが考えられます。

そういうことで、当然桜まつりもかぶることもあるかもしれませんけれども、しっかり仕分けをしていく中で、どういう形で河津町としてのブランドといいますか、そういうことがわかるような仕組み、あるいは包装にも工夫するとか、そういうことによってある程度仕分けができるんではないのかなと思っております。

何か近隣では、南伊豆町ではもう既にこの桜まつり期間に売っているという話も聞いたことがあります。そういうこともありますが、何かそれは包装等で工夫をしてあるみたいです。だから切り枝と違う仕分けをしてあるということで、そんなことも参考にしながら、しっかりこれは商品としての切り枝ですよということをわかるような、そんなことを対応したいと思っております。

それから、耕作放棄地対策としての切り枝の問題でございます。

やはり現実として、農家の方は高齢化をしております。その中で、小労働力といいますか、小さい労力で農家の収入が上がり、そして生活が安定するということが大事だと思います。

とにかく技術自体はなかなか一般の人が参入できるのは難しいと思いますので、今やっている方たちには、労働力の少ない中で何とか農産物が生産できるような、そんな仕組みの中で、山田議員がおっしゃるように枝物といいますか、そういうものもいいのかなとも思いますが、ただ、私も技術的に市場のこともよくわかりませんので、今後、ＪＡさんですとかいろんな関係者との話し合いの中で、この河津桜の枝物をきっかけにそういうものをこれから進めていくこともいいのかなと思います。

それから、３点目の耕作放棄地の固定資産税の関係でございますけれども、私は、ちょっと聞いていないもんですからお答えができませんけれども、もし担当課長が聞いていればあれですけれども。

〔発言する人あり〕

○町長（岸　重宏君）　申しわけございません、担当課長も情報として得ていないということでございますので、また後ほど調べて、答弁したいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　この固定資産税の問題は、私も定かではないけれども、そういう新聞なりテレビなり見たことがありますから、これを担当課で知らないということはちょっとうまくない、このように思います。早急に調査をお願いしたいと、このように思います。

それから、桜の枝以外の枝物については、前向きに取り組んでもらえるような、こういう答弁の内容だったと思いますが、これはその検討ではなくて、研究をしていただきたい。検討というのは、やっぱり受け取り方で２つありまして、何もやらないのも検討だし、前向きにやるのも検討だし、研究というのはやっぱりそのものについて調べる、それでいいものなら進める、悪いものならだめと、こうなるわけで、ぜひ研究まで行っていただきたいと、このように思います。

河津町でイチゴの栽培が始まったのは、今から43年前の昭和50年からです。それまでは、商品作物としてのイチゴは一株もありませんでした。ミカンやキヌサヤにかわる作物、ミカンやキヌサヤを補う作物として、農協が本腰を入れて農林事務所や伊豆農協の応援を得て推進した結果、今では河津町、東伊豆町で２億円の作物に成長いたしました。今の河津町の農業を活性させるには、今までにないもの、今ここにあるものだけじゃなくて、ないものを取り入れること、これが大事ではなかろうか。何としてでも河津桜、それからそれ以外の枝物について、成功をされていただきたい。

また、後継者問題についても、学校を出てから農業につく若い人はなかなか見当たりませんが、定年を迎えてから農業を始めた人、もうすぐ定年を迎えようとしている人、これは河津町にとってはかなりいるようであります。学校を出た人ばかりが農業後継者ではなくて、このような中高年の方たちをも後継者と考え、これが農業を活性化させることにつながるのではなかろうか、このように思います。この方々が農業によってある程度の収入が得られることができれば、町内の農業は見違えるようになると思います。そのことは耕作放棄地の解消にも大きくつながると同時に、中高年の方の生きがい、健康寿命にもつながる、このように思っております。町長には本腰を入れてこの農業問題に取り組んでいただきたい、このように思います。

次の質問に移ります。２番目は、風力発電地内の道路の観光への利用についてであります。

風力発電が営業運転を始めてから、１年数カ月がたちます。計画が始まったころは、自然への影響を心配する人たちから事業そのものへの反対の声がありました。確かに、自然に優しいはずの再生エネルギーの事業によって自然が壊されたのでは、本末転倒であります。そこで私は、この一般質問をするに当たって、先月、２月の半ばごろでしたか、許可をもらって現地を見に行ってきましたが、現在のところではその心配はないように思いました。寒さが厳しい２月でしたので、切り通したのり面、これは霜柱によって浮き上がった小石が幾つか道路に落ちてはいましたけれども、崩れたというような、そういうところは１カ所もありませんでした。道路の延長が全部で10.4キロ、そのうち10キロは舗装されておりました。未舗装は400メートルだけと、こういう状況でありました。一口に言ってすばらしい眺め、すばらしい景色でした。見に行った日は天気もよくて、この景色を１人で見ているのはもったいないと、こんな眺めでした。

しかし、この景色を見ることができるのは今のところは風力発電の関係者だけと、こういうことになります。この景色を地元の人が見たいときにいつでも行って見ることができないだろうか、あるいは、伊豆に来た人、河津に来た観光客が見ることはできないだろうか、このように思うのは私１人ではない、このように思っております。多くの人たちがこのように思っていることと思いますが、今はまだチェーンがあっては入れないと、こういうことでありますが、町長はこの風力発電地内の道路の観光への利用をどのように考えているかお尋ねをいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　風力発電の観光利用の関係について答弁いたします。

現在、風力発電の施設があるわけですけれども、そこに管理道路として道路が通っております。先日もその関係者の方とお話ししたこともありますけれども、現段階では町としては、観光への利用というよりも、緊急時ですとか、森林事業ですとか、あるいは遊歩道の管理などに利用したいと考えております。しかしこれについても、あくまで事業者の許可が必要でございます。そういうことで、事業者の許可が必要だということでございますが、聞くところによりますと、風力発電の見学については、管理会社に利用申請することによって通行が可能と聞いております。

それから観光の面では、そばを三筋山遊歩道が通っておりますので、そこからの景観もすばらしいわけでございます。ですから、歩行者とかハイキングの場合はこちらを利用する方向で考えていくのがよいのかなと思っております。

先ほど、山田議員が申したように、大変眺望がいいところでございます。ただやっぱり管理会社としますと、その通行の管理の問題といいますか、確かに舗装はされているわけですけれども、転落防止柵ですとか、中には急なところもあるようですので、そういう意味では、今の段階ではその管理会社の許可を得て、そういう施設を見に行ったりとか、あるいは眺望を楽しむとか、そういうことはできると思いますが、現段階では観光利用というよりも、周辺のいろんな管理のための、町としては事業者にお願いをして、そういうときのために使いたいと、そう思っているのが町の今考え方でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　一般の人が誰でも自動車で乗り入れると、こうなると、いろいろと問題も出てくると思います。今でも急傾斜のところとか、あるいは急カーブ、こういうところには何カ所かガードレールが設置してあります。一般の人が通るとなると、まだまだ足りない。あるいはカーブミラー、あるいは道路標識とか、こういうものが必要になってくるでしょうし、また、ごみの不法投棄の問題も出てくるかもしれません。

これらの問題を河津町だけで解決する、これは当然無理なことでございまして、この事業を進めるにはやっぱりこの関係者、一番最も大事なのは、相手方の電力関係者がいいと言わないとこれはできないわけですが、私は、東京の担当者という方と電話でも話しましたけれども、比較的前向きに考えてくれているなと、このような印象を持ったわけです。こういうことで、もし相手方の了解というか、話し合いのテーブルにつくと、こういう考えがあるならばこの話を進める考えがあるかないかお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの管理会社のほうの意向は当然聞く必要があると思います。その中でどのような開放ができるのか、あるいは、管理会社としてどのような要望を持っているのか、その辺については今後の課題として、もし取り組むことが考えられるならば、そういうことについてこれから検討してみたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　あの風力発電の用地の大部分の地主というのは河津町であり、見高の財産区であるわけですので、このことを前向きに進めるには、河津町長がほかの東伊豆町なり、あるいはユーラスなり、あるいはほかの団体へ話しかけて、どうでしょうかということで持っていくのが筋ではなかろうか。ほかの人にこのことをやれと言っても、これはなかなか進まない、このように思います。

そういうことで、進めるには河津町が音頭をとって、ほかの組織、団体。何か先方の東京の担当者の話ですと、三筋山遊歩道連絡協議会、こういうのがあるそうですけれども、ここで検討したらいかがですかと、こういう電話での返事もいただきました。そういうことで、これからぜひこのことを進めていただきたいと、こういうことですので、町長はほかの団体への呼びかけというのはどう考えているかお答えください。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　この利用については、確かに眺望がいいですとか、エネルギー対策としての風力発電の役目もあると思いますし、その見学ということもあると思います。一番の問題は、町として、あるいは観光的な部分を含めて、そういう需要があるかどうか、その辺についても確かめなきゃならないし、相手の会社の意向等も考えなきゃならないと。その辺のことをある程度加味しながら、今後の開放については考えていかなきゃならないのかな、開放と言っていいのかよくわからない、利用といいますかね、考えていかなきゃならないのかなと思っております。

それから、三筋山遊歩道の環境は、遊歩道の管理ということで、直接その道とはまた違うような対策の協議会と思います。ただ、遊歩道がそのそばを通っていることは事実でございますので、関連はあると思いますけれども、話題としてはなるかと思いますけれども、利用についてはまた別の形で、観光業者と地元の人たちの意見を聞きながら今後のその利用については考えていかなきゃならないのかな、そういう意味では町としては対応できるのかなと

思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　私は、初めから誰でも自由に通行できるように、これはなかなか難しい問題だと思います。最初は一定の条件をつけて許可証を出すとか、あるいは乗り合わせにするとか、あるいは大雨や雪の日はだめとか、何トン以上はだめだとか、規制の方法はいろいろあろうかと思います。初めから自由に通行できないにしても、あのすばらしい景色を大勢の人に見てもらってほしい。そのことが河津の観光、伊豆の観光にも必ずやプラスになると、このように思いますので、町長、ぜひ積極的に前向きに取り組んでいただきたい、このように思います。

次の質問に移ります。３問目は、空き家対策についてであります。

少子高齢化によって、全国的に人口減少が急速に進んでおります。河津町内を回ってみましても、戸閉めになっている家、あるいはカーテンがいつも閉まったままになっている家、こういうところが年々増えていくように感じます。町の住民基本台帳では、平成24年の人口が7,923人、世帯数が3,333世帯、こういうことでしたけれども、28年では人口が7,455人、世帯数が3,312世帯。人口が468人も減っているのに、世帯数は21世帯、わずかしか減っておりません。１世帯当たりの人数はといいますと、24年が2.38人、28年が2.25人で、わずかに減少しているだけです。減少した人口468人を１世帯当たりの人数の2.25人で単純に割ってみますと、208世帯になります。統計では21世帯しか世帯数は減っていないけれども、じゃ実際は200世帯前後の空き家ができている、こういう考え方もできるわけでございます。

そこでお聞きしたいと思いますが、町では空き家についてどの程度把握しているのか。同じ空き家といっても、よそへ引っ越してしまって空き家になっている家もあれば、跡取り、後継者がいなくて空き家になってしまった家、あるいは、別荘地など、いつにも使ったことがなく、もう崩れそうな空き家、いろいろな空き家があると思いますが、この空き家問題をどう捉えているのか、また、この調査などはやったことがあるのか、あるいは一度もやったことがないのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　空き家対策の問題でございます。

農地を含めた空き家対策については、現状で登録制度を進めております。その中で、今後とも案内図等のきめ細かい情報を提供しながら進めたいと思っております。

なお、ご質問の空き家の調査等については、担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（後藤幹樹君）　空き家バンクの登録への取り組みということの中での空き家の状況調査を行っております。これは平成28年度に町内全地区を対象に、ＮＰＯ法人と地域おこし協力隊が町の委託を受けて行っております。調査の方法は、各区長さんへの聞き取りにより情報を収集しまして、現地を調査する方法により行っております。空き家と推定される戸数でございますが、163戸あったという調査結果がそのときに出てきております。しかし情報等を集めますと、これらのほとんどは一時的には使用することがありますよというようなお話、あと、空き家バンク等への登録の意向は持っていないよというものがほとんどであったという結果でございました。

今年度は、この調査結果をもとにしまして、継続的にその後の動きということを確認するための精査を行っているところでございます。

空き家バンクの関係でございますが、これまで全体で15件が登録をされておりまして、そのうち、移住の関連になりますが、４件が契約の成立をしているというところでございます。

この空き家の活用につきまして、ＰＲ方法ということにもなるわけですが、町のホームページ、あと、東京の有楽町にありますふるさと回帰支援センターで行われる移住セミナーと、あと相談会、こういうものが年に何回か行われます。そういうところに行ってＰＲをしております。また町のホームページでは、空き家バンクの情報を掲載しているところでございます。これによりまして、いつでも見ていただけるという状況にはなっているところなんですが、空き家バンクの登録物件はあくまでも個人の所有物ということでございます。防犯上等の問題もありますので、位置情報の詳細についてはあえて掲載をしていないということでございます。実際、その間取り等の情報を見ていただきましたら、私ども担当課、あるいはＮＰＯ法人の伊豆の田舎暮らし夢支援センター、あるいは地域おこし協力隊、こういう方々が現地を案内して、なおかつ、地域の生活環境の状況なども説明をして、きめ細かな対応をさせていただくということになっておりますので、ぜひご活用をしていただきたいということで、現在の状況としてご報告申し上げます。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　何年か前に新聞、それにテレビで見たことですけれども、伊豆の国市の山の上のほうだったと思いますけれども、何年も空き家になっている別荘に何人かの人が住みついて、多分三、四人だったと思いますけれども、大麻を栽培して、それが見つかり、

逮捕されたと、こういう事件がありましたが、もしも町内でこんなことにつながるような、こういうことになったら大変でございます。また、知らない間に誰かが住みついて、火事を起こすとも限らない、こういうこともあります。防犯上からも空き家はなるべく減らす努力をしなければならない、このように思いますが、今、空き家バンクのことが出ましたけれども、空き家バンクのシステムについて、ちょっと説明をしてください。

○議長（宮崎啓次君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（後藤幹樹君）　空き家バンクのシステムになります。基本的に、今申し上げた内容の流れがまず１つあります。あと、個人からの申し出によりまして現地を担当者が調査をして、空き家バンクに登録というようなことで、登録もするということもございます。それと、空き家バンクに登録されますと、町のホームページに掲載して、この活用について皆様方にお知らせをするということでございます。それと、先ほどの話とかぶりますけれども、ＮＰＯ法人の方、あるいは地域おこし協力隊の方が現地を案内する等して現地を確認していただいて、話が進めば契約という形になるわけです。

ちょっとここに資料がございますけれども、こういう河津で暮らそうとかと、こういうパンフレットをつくって、実際にはこういうものを配布して、空き家バンクの実際の活用に向けて進めているということでございます。細かい事務手続等につきましてはまたいろいろ細かい部分がございますので、ここではちょっと省略をさせていただきますけれども、そのような内容で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　先ほど、課長のお話ですと、15件の登録で４件が成立したと、こういうことですが、これが効果があったのか、あるいは少ないのか、ここらは捉え方の問題だと思いますが、私は、この空き家対策の一つとして、家庭菜園つきの空き家をあっせんする、その空き家バンクにですね。こういうことをやったらどうだろうかと。空き家を買うなり借りるなりした人も、家庭菜園をやる場合に農地をよそで借りればそれで済むことではありますけれども、初めからその家について30坪なり50坪なり、この畑をつけて空き家を提供したらより求めやすくなるのではなかろうか、このように思います。

しかしこの場合、きのうの同僚議員、どなたでしたかの質問の中で、産業振興課長の答弁にもありましたけれども、今の河津町の農業委員会では、農地の取得の下限あるいは条件が、これを改正しなければその30坪なり50坪なり家付き農地をあっせんするというのは、これは

できません。私は、この農地取得の下限を手直ししてでも家庭菜園つきの家をあっせんすることが空き家対策を減らすこれにつながると、また移住者を増やすことにもつながると思いますが、どのように考えているかお聞きをいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　家庭菜園つきの空き家といいますか、当然、登録される方の条件といいますか、そういう中にもそういうこともあるかもしれません。ただ正式には、やっぱり農地となるとなかなか法的なものも厳しいという状況もあるかと思います。ただ、お庭といいますか、そういう形の中の菜園という部分でしたら住宅地の中のことでできることもあるかと思いますけれども、使う方の要望がどの程度のものなのか、あるいは、貸す方の希望がどういうものなのかによっても大分違ってくるのかなと、その辺の条件を詰めないとなかなか登録についても難しい点もあるのかなと思いますけれども、昨日担当課長が答弁したように、農地となるとなかなか大変だということもあります。そうしますと、農地を変更する場合には当然使用者の問題もあるかと思いますので、そういうことをクリアしないとなかなか変更もできないのかなと。現状として考えられるのは、住宅地としての中で小さな家庭菜園があれば、それを利用することが一番手っ取り早い方法かなと思いますんで、そんなことも含めて、今後の検討課題としていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　何問目でしたっけか。

○議長（宮崎啓次君）　もう３問。

○１０番（山田　勇君）　もう３問過ぎましたか。

空き家対策、空き家問題、非常に難しいものがあるわけですが、野村総研の調査では、あと10年でしたか、15年でしたか、日本の住宅の３分の１が空き家になるよと、そのようなデータもあるそうでございます。河津町においても、あと何年か後には人口5,000人と、こういうことも言われております。そうなれば、現在ある3,300の世帯数は二千ちょっとで賄えることになるわけです。計算上では河津町でも３分の１が空き家になると。そのとおりになるかならないかはわかりませんが、またならないように対策を立てる、それが空き家対策、このようになろうかと思います。空き家問題は、当町にとっても、またこの地域にとっても大変大きな問題になることは間違いないと、このように思いますので、町長を初め各課、各部署のしっかりした対応、あるいは真剣な取り組みをお願いしまして、私の一般質問を終わ

ります。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君の一般質問は終わりました。

午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時０８分

再開　午後　１時００分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇　上　村　和　正　君

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君の一般質問を許します。

２番、上村和正君。

〔２番　上村和正君登壇〕

○２番（上村和正君）　２番、上村和正でございます。

平成30年第１回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

私の質問は、町の水道事業について、２点目は県道落合・縄地線について、３点目は再生可能エネルギーについてです。

それではまず、水道事業の課題についてお伺いいたします。

水道は、毎日の暮らしになくてはならない重要なインフラであります。水道水の検査項目は、その厳格な基準によって高い安全性が確保されています。現在、全国的に水道管設備の老朽化が進み、このままでは国民生活に甚大な影響を与えかねない状況を迎えつつあり、今後いかに水道事業の継続とインフラを守り抜けるかが重要な課題であり、国はこの状況を踏まえ、厚生労働省や総務省からもさまざまな方針や施策が出されているところではあります。

日本の水道管の多くは昭和40年から50年代に整備されましたので、既に40年以上が過ぎようとしております。しかし、老朽化した水道管のうち、年間で更新できるのはわずかなのが実情ではないかと思います。しかし、多くの自治体では人口減少などの影響で、その収入は

減る一方であります。水道管や施設の更新を行う費用が確保できない、生活を守るためには水道を守らなければならない時期に差しかかっていると感じております。河津町においても、同様な理由から老朽化による水道管の事故が多く発生していると見受けられ、給水人口も昭和50年度をピークに利用者は減少傾向で、水道料収入に影響があると察しております。

この水道事業計画は、独立採算制を原則とし、水道料金は地方公営企業法で公正、妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基盤とし、地方公営企業の健全な運営が確保することができなければならないとされております。平成28年度決算によりますと、事業収益は１億8,734万円、事業費用は１億7,717万円でした。また、資本的支出の建設改良費が、平成28年度3,943万円で前年度比165％になっております。

このような状況の中、現在のこの水道事業の状況についてお伺いいたします。河津町水道事業の水道管、水道管の施設の状況についてどのように把握しているのか、また水道管施設更新についての説明をお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの上村議員の質問、水道事業の課題について、私のほうからは水道事業の現状についてお話しします。

水道については今月号の広報３月号に情報のページの中で特集しておりますので、またごらんになってください。

まず、河津町の水道事業の現状ですが、水道事業が計画されました昭和45年には、人口が9,642人でした。現在平成28年には7,543人と2,099人も減少しております。そういうことで、使用水量も人口同様に減少しておりまして、機器も進化して節水も進み、水道料金の収入も減少しております。さらに、水道施設の老朽化ですとか、設備の更新費用が増すようになってきております。減収と更新費用の増加の中で、現在の水道事業を維持することは大変厳しくなっているのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、先ほど上村議員も申しておりますが、新たな水道ビジョンを策定して、検討していかなければならない状況であります。本定例会に上程させていただいておりますが、現在、建設課にあります係を新年度から課に昇格させて、水道、温泉の諸問題に取り組んでいきたいと考えております。

今後の対応や取り組みについては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　水道施設の状況の把握、その更新についてでございます。

まず、河津町の水道事業につきましては、昭和46年に峰地区、河津町、見高エリアの３つの簡易水道を統合して創設され、平成12年に縄地・逆川の簡易水道を統合し、平成20年には上河津地区、泉奥原地区も統合し、現在計画給水人口7,760人、１日最大給水量7,730立方メートルの水道事業となっております。

経年による老朽化した管路、施設、設備の更新と、これに伴う公営企業としての経営への懸念がされている状況でございます。水道管や水道施設の状況につきましては、管路図や施設台帳をもとに水道管の材質や経路を把握して、水道施設の浄水場や配水池の点検、そして通信回線により状況を把握し、緊急時には対応を行い、また修繕工事を行っております。

水道管の更新については、国・県道等の道路改良工事に合わせまして工事を行い、経費を軽減するなど更新を行っております。施設の老朽化への具体的な取り組みとしまして、将来も持続可能な水道施設の基盤を維持できるように基幹施設である大堰浄水場については、今年度その主要設備であります３つのポンプの更新を行うなど、施設設備の更新等を中心に実施し、地区にある配水池などについても毎年度更新や、見直しによる廃止など計画して、実施しております。

今後は、全体的に見直し計画を立て、老朽化した設備や主要管路の更新を図っていこうと考えております。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　ありがとうございました。

今年度から、水道係も水道課に移すということで、新たな体制でやっていくのかなと思います。

この水道事業につきましては、河津町水道事業の成り立ちからも、老朽化については承知されており、今後は計画を立てて更新を行っていくということでありますけれども、この水道事業の決算から察しますと、給水収益が減少していく中、設備の更新を図っていくとなると、経営は難しくなっていくのではないかと思われます。

企業債、水道会計の借金残高、これも５億6,000万円ほどあります。昨年は、大堰浄水場のポンプ入れかえ事業では6,000万円ほどかかっております。この決算状況を踏まえ、経営状態の説明をお願いいたします。こちらにつきましては、建設改良工事などの説明も含めてお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　経営状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　経営状況についてでございます。平成28年度の決算状況につきましては、事業収支については、２年ぶりに黒字に転じていますが、長期的には人口減少による使用水量が減少し、給水収益は減少しています。あわせて、水道施設や配管の老朽化という背景は変わりなく、経営状況はさらに困難になると予想されます。

資本的支出であります建設改良による工事につきましては、県などの工事に合わせて費用面で効率的な水道管の埋設などに努めているところです。しかしながら、起債返済も増加しており、返済費用とのバランスをとりながら、更新工事を行っております。このため、平成27年、28年度においては起債事業を抑えた形でございますが、平成28年度につきましては、国・県の工事に伴い事業費用が増加いたしました。平成29年度では、起債事業により、大堰浄水場の送水ポンプの更新工事を実施しているところではありますけれども、今後、更新事業につきましては、中・長期的な計画を立て、老朽化した施設や主要管路の更新を図っていこうと考えております。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　ありがとうございました。

では、続きまして、水道事業における将来、未来についての計画についてお伺いいたします。

先ほどの答弁の中で、将来的には中・長期的な計画を立てて更新を図っていくということでありましたけれども、具体的にはどのような計画で、どのようなスケジュールで計画をしようとしているのか、見込みなどがあればご説明いただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　事業の計画につきましては、厚生労働省及び総務省からの通達に基づくものを考えております。今年度はその一環としまして、基礎資料となる水道事業におけるアセットマネジメント策定を委託しております。このアセットマネジメントでは、水道資産の更新需要に合わせた財政状況の試算を行います。その上で、平成30年度に、新たな水道ビジョン策定による施設設備の更新計画と経営戦略を策定し、具体的な実施を行っていきたいと考えております。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　平成30年度に新たな水道ビジョン、経営戦略を策定するということで

ありますけれども、その基礎データとして必要なアセットマネジメントを平成29年度で実施しているということでありますけれども、このアセットマネジメントという単語が町民の方に理解されにくいのではないかと思います。具体的にどのようなことを委託しているのか、こちらにつきましてもご説明していただければと思います。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　アセットマネジメントにつきましては、アセットは「資産」、マネジメントは「管理」「運用」という意味で、一般的には資産管理や資産運用を示します。公営企業の水道事業におけるアセットマネジメントは、資産である水道施設や管路などの管理をする上で、その更新需要やその経費などを試算していくものです。

今回行っているアセットマネジメントも水道施設や主要管路を中・長期的に更新需要の量や財政状況を試算するものです。これによって将来の水道料金水準などもあらわされてきます。そのため、今後の水道ビジョンや経営戦略の基礎資料となるものでございます。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　ありがとうございました。

将来の計画については、現在実施しているアセットマネジメントの結果、基礎資料が出てからということになるんだろうと思いますけれども、このアセットマネジメントにおける財政状況を試算する中で、更新需要の多額の費用がかかることは間違いないことであります。収益と支出の収支ギャップをどのように考えているのかお伺いいたします。その一つの財源確保という点からも、料金改定は避けては通れないと考えますけれども、料金改定についてもどのように取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　収益と支出、財源確保への料金改定についてでございます。

収入源であります水道料金は人口の減少とともに使用水量も同様に減少しており、料金収入は減収が続いております。また、先ほど来の質問のとおり、水道施設の老朽化が進んでおり、設備の更新にも費用が増すようになってきています。

減収と使用増という背反する中で、水道事業を維持することは厳しくなっています。今後まとめる計画では、町の状況を見据えて更新が必要な施設、設備、適切な料金も算出することとなります。

昭和58年以降されていない水道料金の改定が必要になってくるものと思いますが、安定した水道事業の継続につながるよう検討してまいります。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　ありがとうございました。

将来の水道事業の持続については、改めて大切さと大変さを感じております。町民にとっては水道は出て当たり前、安全で当たり前という意識でいる方も多いかと思いますけれども、管理している側からすれば小規模な事業であればあるほど、将来に必要な施設設備、管路の更新や財政状況の厳しさや人材の確保など杞憂されることが多くあります。

このような意識の差についても、水道事業について今後の水道ビジョンや経営戦略をしっかり立てていただき、町民に水道事業の維持についての大切さを広報して知ってもらうことも大切かと思います。その上で、長年据え置かれている料金改定についても町民に理解していただけるよう努めていただきたいと思います。今後ともしっかりとした水道事業の運営に努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、２番目の質問に移りたいと思います。

続きまして、県道落合・縄地線についてお伺いいたします。こちらの計画道路は縄地トンネルを過ぎまして、右側から下田市の稲梓へ抜ける道路であります。この道路、町民の方にも非常に関心が高いと思いますので、この計画路線と現在の進捗状況についてご説明いただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　県道落合・縄地線についてでございます。この事業につきましては、県事業で実施しておりますが、私が聞いている範囲では、現在、国道135号から町道縄地線の交差部までは路線が決定し、既に交差部までの土地関係者の説明会も行われ、工事も着手になると聞いております。

進捗状況ですが、今後の進捗状況につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　計画路線と進捗状況でございます。

縄地地区と下田市を結ぶ県道になります。地域名から落合・縄地線などと言われておりますが、名称としましては一般県道河津・下田線が正式となっております。

国道135号河津町縄地と国道414号下田市落合を結ぶ延長約3.3キロの新設の県道です。伊豆縦貫自動車道と有機的なネットワークを構成する路線として整備が進められているものです。河津町内で決定している路線につきましては、国道135号の縄地トンネルを抜けて、も

と料金所があった付近から町道縄地線、もとの国道までですが、その間約440メートルの路線が決定しております。現在の進捗状況につきましては、135号から町道縄地線の間において関係者のご理解をいただき、用地確保が進み、住宅の移転もされています。今年度から工事に着手ということで、地区への説明会が昨年６月に開催され、進められている状況でございます。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　今年度から工事が着手ということでありますけれども、総延長3.3キロ、新設の県道であります。間にはトンネルもつくられることとなろうかと思いますけれども、大きな事業でありますが、これがいつごろ供用開始をされるのか、なりそうなのか、わかっている範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　いつごろの供用開始かということでございますけれども、工事の状況については、路線が決定した区間については今年度より河津町内で工事が着手されました。そこから先の区間につきましては、下田市との境についてはトンネルで計画し、河津町内のそこまでの間については、今の工事が進む段階で住民、関係者等への説明と聞いている状況でございます。

なお、下田市側につきましては、計画延長１キロ強で、うち660メートルが供用開始され、工事が進められております、ということで説明させていただきました。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　ありがとうございました。

まだまだなのかなというところでありますけれども、この3.3キロの道路のうち、下田市側と合わせて、まだ足しても３割ほどしか計画が、見通しが立っていない状況ですので、こちらにつきましては早期に完成されるよう県への積極的な働きかけをしていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

再生可能エネルギーの地産地消についてお伺いいたします。樹木が大きくなった山の整備を図り、それを有効活用し、樹木から電気をつくる策としてバイオマス発電というのがあります。２月19日の日本経済新聞によりますと、「再生エネ、地産地消を支援、パナソニック、三井物産など７社、市町村に小型発電所」の見出しの記事がありました。内容につきましては、地域密着型の再生可能エネルギー電源の開発で連携する、市町村の相談を共同で受け、

地元で出る廃木材をバイオマス燃料として使い、小型発電所などの建設を促す。ＮＴＴデータも地域新電力会社を対象にエネルギーの地域循環のコンサルティング業務を始めました。

電力市場の自由化を機に、再生エネルギーの地産地消を望む市町村が増えているのに応えるものであります。この７社は共同で、２月、先月に下旬に「日本サステイナブルコミュニティ協会」と呼ぶ相談の窓口組織を設立いたしました。再生エネ発電所の開発に意欲的な市町村を募り、その地域の森林の間伐材を燃料に使えるか、燃料製造で雇用が生まれるかなどを調べるという記事でありました。

また、こちらの記事の最後には、日本政府はＦＩＴという再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度なんでありますけれども、見直して大規模発電所の電力買い取り価格を下げております。しかし、小型のバイオマス発電は価格を据え置き、地産地消の発電所を優遇しているとありました。

そこで、質問ではございますけれども、このバイオマス発電における小型発電所に対しまして、調査をして研究してみてはどうかと考えますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの再生可能エネルギーの地産地消について、その中でもバイオマス発電における小型発電所についてのご質問についてお答えします。

現在、バイオマス発電事業については、伊豆森林組合が今年度より環境省の補助事業を利用して、賀茂地区内における森林バイオマス有効利用可能性調査を行っております。その中で、課題となっておりますのが、チップ材の確保、あるいは工場の場所などの問題がありまして、次年度以降は伊豆森林組合及び県、賀茂地区管内の市町でさらに検討を進める予定となっております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　ありがとうございました。

森林組合、県、市町と連携しながら可能性を探っていくということであります。ぜひ、この山に生えている杉やヒノキ、花粉症対策にもなりますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎啓次君）　２番、上村和正君の一般質問は終わりました。

１時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時２６分

再開　午後　２時００分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇　仲　　里　司　君

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君の一般質問を許します。

４番、仲里司君。

〔４番　仲　里司君登壇〕

○４番（仲　里司君）　４番、仲里司でございます。

平成30年河津町議会第１回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問いたします。

私の今回の質問は３件です。

１件目、防災対策について。

２件目、移住・定住の促進について。

３件目、高齢者福祉について。

以上の３件であります。

町長、また担当課長の答弁を求めるものであります。

では、最初に防災対策について。

この対策については、３点質問したいと思っています。

では、１点目。先ほど既に遠藤議員のほうから発表がありました減災対策の具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

町長は12月の定例会の所信表明の中で、防災対策は減災対策を中心に進めるとありましたが、同じ発言になっても結構ですので、具体的にどのような減災対策に取り組むのでしょうか、伺いたいと思います。

２点目は、災害発生時の車両、重機用燃料の確保、そして３点目に南海トラフ巨大地震の

長期評価が発表されております。このことも先ほど遠藤議員が発表してくれていますが、重なっても結構ですので、答弁を求めたいと思います。

以上の３点、それぞれお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　３点についてお答えしたいと思います。

まず、１点目の減災対策でございます。具体的な取り組みはまだ途中でございますが、来年度予算については昨日の施政方針の中で何点か述べてございます。

考え方については、先ほど遠藤議員にも答弁してございますけれども、地震に対して家具や家屋の下敷きにならない対策を自主防災組織と絡めて行いたいというのがその大きな柱でございます。津波に対しては、とにかく逃げることの大切さを伝えておくということで、防災マップですとか、避難看板、あるいは避難場所の整備などを進めていきたいと考えております。

それから、燃料の確保の問題でございます。これについては、後ほど担当課長より説明させます。

それから、３点目の南海トラフ巨大地震の関係でございます。これ、先ほども遠藤議員が質問しておりますけれども、危険性が大変高まっている発表があったということも聞いております。発表により、南海トラフの地震発生率が高まりまして、防災対策をさらに進めなければいけないというふうに感じております。

今の防災計画がそのままでいいのか、これからもっと変えていかなければならないとかという問題もあります。これについても県の対策も当然変化していくと思いますので、それに合わせて、町も準じてつくり変えていかなければならない、そういう状況であるのではないかと思っております。

この点についても、詳細については担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　災害発生時の車両、重機用の燃料の確保についてのご質問でございます。

現在、大規模災害の発生を前提といたしました公用車を含む緊急用車両等の燃料供給の確保につきまして、検討をしているところでございます。内容につきましては、河津町内の燃料供給事業者、ガソリンスタンド６事業所に対しまして、大規模災害発生時の災害復旧の対

応、いわゆる道路啓開等でございます、に当たる車両、重機への優先的燃料供給を目的としております。30年度におきましては、各給油事業所に対しまして、事業の趣旨を説明いたしまして、ご賛同いただきました事業所に対しましては大規模災害時供給優先車両事業所、これは案でございます、こちらのステッカーを配付、掲示していただくことによりまして、災害発生時の給油に一般車両との混乱回避によりまして、早期復旧につなげることができると考えております。

下田市は２月23日に県の石油商業協同組合の賀茂支部、こちらと災害時におけます応急対策業務に必要な石油類燃料の供給等に関する協定を締結してございます。28事業所、35店舗となっております。当町におきましては、事業所が６店舗と少数でございますので、事業所と直接交渉によりまして、合意形成を図るとともに連携を密にしていきたいと考えております。

災害発生時の車両運搬、重機燃料の確保については以上でございます。

次、南海トラフ巨大地震の長期評価の関係でございます。先ほど、町長がご答弁されましたが、南海トラフ地震の発生の確率が上がったということで、これは午前中に遠藤議員のほうからもお話がありました。30年以内の発生確率が70％程度だったものが、70から80に４年ぶりに引き上げられたということでございます。地震は一定の周期で発生するとの前提で算出しているために、確率値は想定している地震が起きない限り時間の経過とともに微増していく仕組みとなっております。

防災計画の見直しについてでございます。先ほど、町長もご答弁されましたが、社会情勢の変化や状況によりまして、地域防災計画を随時修正、更新を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君。

○４番（仲　里司君）　この災害発生時の車両、重機用燃料の確保ということで答弁いただいておりますけれども、実際に今回の東日本大震災におかれまして、重機用燃料の確保というのでしょうか、実際に被災に遭われました東北の方々、直接河津からも支援に行かれた方がいまして、電話で家から確認して、何が一番足りないですかと言ったところが、燃料と食糧が足らないと、そういう連絡を受けてから、その方々は燃料を約タンクローリー１台分、2,000リットル、それと帰り用のガソリンを持ってから、復旧支援に行かれたそうです。

そして、その方が今回もこのような形でさまざまな提案をしてくれているんですけれども、

今、公用車のことも災害時のときに優先的に使えることも伺っていますけれども、実際に災害が発生しますと、それこそ頻繁に公用車が出てから、現地の確認等をしなければならないと思いますけれども、町の公用車はできるだけ軽油にしたらどうかと。

軽油は重機、発電機などにも使われ、災害復旧になくてはならないガソリンに比べ危険性がはるかに小さく、混乱している現場でも比較的安全に使える。災害場所の確認や対策などのため、公用車の使用の頻度は増大すると思いますが、道路の復旧が進まないで、孤立が長期化するとスタンドの燃料も底をつきます。そこで、今回の東日本のときもヘリコプターでドラム缶を運んでいる映像が幾つも見ましたですけれども、この場合、公用車の給油も安全な軽油のほうが望ましいのではないかということで、これからの公用車もぜひ軽油車を増やしてほしいと思います。

そして、もう一つ提案を受けましたのが、町の駐車場に２基のポータブル計量器を置き、使いながら備蓄をする。このポータブル計量器というのは、地上置き型で約600リットルぐらい入るそうです。直接計器がついたものですので、配管の破損の心配もなく、停電したときには手回しで給油ができるそうです。災害時には強いということで、また軽油用として使用すれば、消防法の規制を受ける指定数量2,000リットルでありますけれども、この計量器を２個置いても1,200ですので、問題はないと。これで、公用車に職員が給油し、同機を交代で使用する、そして１台は常に600リットルを確保してみたらどうかと。こういうことで、災害時のスタンドの地震や停電等で配管が破損等さまざまな事態が起きても重機、発電機など動かすことができるということで、この方がそのように軽油のほうがいいよということで、実際に体験されたことを言ってくれたわけですけれども。

そこで、先ほど減災ということで、町長のお話伺いましたけれども、実際に防災として、災害を防ぐということはさまざまなことで、大変な面があるということは百も承知なんですけれども、じゃ、減災はどうかと言いましたら、震災などによる被害、特に死傷者をできるだけ少なくするような事前に十分な対策を立てておこうとする考え方だとある資料で言われております。

実際、堤防、防潮堤など構造物の強化だけでは防ぎ切れません。先ほど、町長が言いました自助、共助、公助とありますが地域住民と行政の協議によりまして、災害情報の共有、また避難方法の周知徹底、物資の備蓄などを重視すると減災がうたわれております。ハード面、ソフト面、それぞれ先ほど述べられておりますけれども、私、この防災計画で１点確認させてもらいたいんですけれども、河津町の災害防災計画というのがありまして、各行政区長の

ところにもいっています黒い厚い冊子なんですけれども、それにさまざまな項目があるわけですね。実際に、第12編に河津町地域防災計画原子力災害対策編というのがあります。

それを、ちょっと河津町のことが書かれてありますので、私も初めてこれを見せてもらって、なかなか理解しにくい面もあるんですけれども、河津町は浜岡原子力発電所より約75キロメートルの距離に位置しております。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域内なんですね。しかし、さまざまな項目がある中で、実際に自然環境の影響によりまして、放射性物質が飛んでくる可能性があります。防護措置が必要となる場合があることから、状況に応じて原子力災害対策を実施するものとこのようにこの防災計画にうたわれております。

じゃ、何かあったときには河津町も何かするのかというと、その辺のことは詳しいことはこれには書いてある部分がありますが、その辺を原子力災害がもし静岡県に発災したときにはどのような対応ができるのかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまの防災対策については何点かあったわけですけれども、私のほうからわかる範囲でお答えしたいと思います。

先ほど言った燃料の確保の問題です。確かに燃料の問題、大変大きい問題だと思います。特にその中で、とても心配するのは、燃料の場合、タンクローリーが来ないとなかなか確保できないということで、道路が寸断された場合、なかなか確保できないという問題があります。そういう中で先ほどから総務課長が答弁しておりますけれども、地元でどれだけ確保ができるかということもとても大事だと思います。

仲議員の言うように、ガソリンじゃなくて軽油というのも一つも案かなと思います。あともう一つは、燃料ではないんですけれども、いろんな場面で、この地区は特有のプロパンガスというのもございます。そういうプロパンガスの確保なんかも使う道があるんじゃないのかなと、都市ガスと違って逆にプロパンガスで、持ち運びができるということもあったり、例えば、避難所の対策の問題とか、そういう部分ではガスといのも大変いい燃料として使えるんじゃないのかなと。

ある病院施設では、プロパンガスを発電用に使っている、そういう対策をとっているところもあるようようです。だから、そういうことで、プロパンガスだと持ち運びも比較的近くにあったりとか、確保もしやすいこともあるもので、当然、軽油もそうなんですけれども、ガスの使い道も検討するに値するのかなとそんなことも考えております。

それから、庁舎の関係のディーゼル車ですとか、後はポータブル計量器、それについては

今後の検討課題とさせていただきます。

それから、防災計画の中で、地震の関係ではなくて放射能の関係ですよね、確かに風向きによっては浜岡原子力発電所の放射能が来ないことも確かにないと思います。来る可能性もあるかと思いますので、今後の防災計画の中でその辺も含めて検討していかなければならないことなのかなと感じております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　先ほどの燃料の、タンクローリーの関係でございます。先ほどご説明させていただきましたように30年度につきましては、各事業所に対しまして丁寧な説明をしていただきまして、ご賛同をいただいた事業所にはステッカーをお願いするということでお話をしました。

今後の取り組みといたしましては、その後ですけれども、各事業所にステッカーのお願いに行ったときに、燃料と同様のタンクローリーの台数ですとか、積載量とか、保有数を確認を一緒にしたいと思っております。また、その電源喪失時の対応するために自家用発電機の有無や手動ポンプ等の有無についても確認をさせていただいて、非常時に備えるような形をとりたいと思っております。

それと、もう一点、原子力の話で先ほど出ました件でございますけれども、仲議員が言われているのは、緊急時の防災措置に準ずる区域というのが浜岡原発から30キロ以内というのが定められております。河津町は75キロ離れているということで、それに措置を準ずる区域には入っていないわけでございますが、先ほどお話があったように自然現象、風等により放射性物質が飛んできた場合の対応のことだと思いますが、対応につきましては、町は原子力災害対策の防災措置として、安定ヨウ素剤の備蓄や予防服等に関して原子力災害対策指針や、安定ヨウ素剤の服用に当たっての当の原子力規制庁の原子力防災課から出している通知がございます。それに準じまして、国が示す指針やガイドラインに従って、定めることとなっておりますが、現時点におきましては、国の指針ではＵＰＺ、さっき言いました原発から30キロ圏内、そこにおける具体的な措置や基本法が定められていないために、今後国の見直しに合わせて、本町における対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君。

○４番（仲　里司君）　突然で、原子力の話をしたりしてからですけれども、実際に７年前に

福島第一原発からあのような事態が、テレビ中継から何からずっと私たちは見ていたわけですので、対岸の火事ではなく、実際に伊豆半島の向こうには浜岡原発があります。これはもうれっきとした事実でございますので、何かあったときにどうしようかということも、あらかじめ考えておくことが防災に対する備えだと思います。

では、続きまして、第２点目といたしまして、移住・定住の促進について伺いたいと思います。

１月28日に、河津町も参加しました静岡まるごと移住フェアが東京で開催されました。私も行く機会を得まして、フェアに参加し、河津町への移住希望者への情報発信と移住者獲得活動を手伝わせてもらいました。当日、私自身が思っていた以上に多くの来場者がありました。県の職員も大勢スタッフとして動き、移住活動への力の入れ具合を感じたわけであります。

この移住の支援を行っているふるさと回帰支援センターで開催されたものですが、ここから先日2017年度の移住希望者の動向が発表されました。発表された資料では、静岡県は移住希望地域では２年連続の第３位でありました。１位は長野県、２位は山梨県で移住先として認知度が高い３県は安定的な人気を保っているようです。

また、昨年は、相談者の５割が20代、30代で年々若い人が移住を希望していることがわかりました。私も移住希望者から直接相談を受けることがありましたが、移住となりますと、やはり住居が重要事項になっていることがわかったわけです。河津町では、先ほども山田議員がおっしゃっていました空き家バンクなども公開しておりますが、これをさらに充実させることも必要だと思います。

子育て世代の若い人を子育て環境の整った河津町に呼び込みたいということが、前回の一般質問での町長の答弁にもありました。しかし、これはどの自治体でも同じです。河津町を移住先に選んでもらえるような対策が今まで以上に必要だと思います。実際、今回のフェアで危機的な状況が感じたことは、他の市町はこの移住に関して、河津町よりもっと人とお金を使っている、それを感じました。

それで、確実に移住獲得につながっていると感じたわけですけれども、私、実際に南伊豆へと移住してきた方がそこで体験発表していまして、なぜ河津を通り過ぎて、下田も通り過ぎて南伊豆まで行ったか、河津でおりれば何でもないことなのに、なぜ河津を越えて下田まで行って、南伊豆へ行ったのかなと言いましたら、その方は横浜から来たんですけれども、実際に下田駅からバスで行かなければ南伊豆へ行けなかった。行って、さまざまな説明を受

けて、実際にお試し移住で数年間南伊豆へ通ったんですけれども、最終的には移住してきました。しかし、妻とか家族も来るつもりでいたんですけれども、お子さんの都合、子供さんができたとか、そういう都合で単身赴任になってしまったんですけれども。でも、この方が南伊豆って本当にすばらしいところだと。風光明媚、海から川から建物から、そして地域柄から。

やはり、そこで引っかかることが足なんですね。車がなければそこは生活できないと。要必須ということで、車のことを書いてありました。実際に、最後のその方が発表した後に質問があったんですね。その方は63歳でして、その方があと10年たちますと73になりますけれども、そのときに足はどうしますかという質問でしたね。その方もやはり車がなければ生活ができない中で、免許証を返したらもうここにはいられませんということで、帰るか、町で行っている公共交通に頼るしかないとそのようなことをその方は言っていたんですね。しかし、これはもう河津町に限らず、どこもそういう状態になっています。

そこで、私はこうして移住・定住についての質問の中で、現在の町の取り組み状況について、それを伺いたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　今、仲議員が言われている移住・定住の関係でございます。

私自身の思いについては、先に述べさせていただきますけれども、状況については後で担当課長より答弁させます。

私は、定住・移住については、特に若い人たちが定住・移住してくれないのかなという思いがあります。できれば、若い人たちにというか、親子連れで住んでもらって。できればこちらでお仕事してもらうのが一番なのかなと思っています。そういう中で、今、頭の中で考えているのは、住宅の助成制度を絡めて、移住・定住の若い人たちのそういう補助制度がうまくいかないのかなと、外から来た場の特別な補助制度、あるいは子育て世代の補助制度と絡めてうまくできないのかなと、そんなことを今、頭の中で考えております。

あと現在の取り組みについては、担当課長より説明させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（後藤幹樹君）　移住の促進への取り組み状況ということで、移住と定住に分けて取り組み状況をご説明をさせていただきたいと思います。

河津町が移住先として住む場所としては、大変環境がよくて、河津町については大変魅力

がいっぱいなところであるというふうには思っているところでございます。その辺の情報を情報発信に努めて、河津にぜひ来てほしいというような気持ちの中で取り組んでいるところでございます。

取り組みの事例としてお話をさせていただきます。いろいろな取り組みがあろうかと思いますが、その中でかいつまんだ部分でお話をさせていただきますと、先ほどありましたが移住相談の関係でございます。移住相談がしやすいように、先ほど山田議員のときにも、ちょっとお示しをさせていただきましたが、リーフレットを作成をしているということでございます。

移住の推進、促進する活動としては、仲議員のほうからありました東京の有楽町にありますふるさと回帰センターで行われる例えば「ふじのくに住みかえるセミナー」、先ほどの移住の会もありましたが、いろんな会がそこで行われているわけですけれども、そこに担当者、あと地域おこし協力隊、あと地元のＮＰＯ法人の方とともに参加をしていただいているところでございます。そこでは、河津町の移住の体験談、あるいは河津のこういうところがあるという魅力の紹介、あと個別相談会、そういうものも行っているところでございます。

また、町内の河津町の生活環境、要は住環境といいますか、そういうことも知っていただくために、２泊３日の移住体験ツアーというものもちょうど昨年の秋ですけれども、台風がちょうど来るころだったんですが、近隣の２町と共同で開催を２泊３日で行っております。

このほかに河津というだけではなかなか焦点が絞り切れない、移住を希望される方がということで、賀茂の広域連携の会議がございますが、その中で、賀茂の市町が共同で相談をどこでも受けられるとワンストップサービスができるようなそういう体制を構築をするために今取り組んでいるということもございます。そのようなことで、河津に限らずこの伊豆の南部が大変魅力があって、その中で河津を選択してもらえればというような考え方の中で、今移住について促進をしているところでございます。

あと、今度町内においての取り組みとしましては、移住を促進するためのお試し移住ができます「なごみの里かわづ」を利用していただいているところでございます。河津の暮らしを体験していただいて、河津のよさを知っていただくということでございます。なごみの里かわづの利用状況になりますが、平成28年度には延べ日数が45日で18組、51人の方です。平成29年度はこれまでに延べ58日、21組、57人の方が利用していただいているところでございます。

また、移住に関しての相談を受けているわけでございます。これも町とＮＰＯ法人と合わ

せて平成28年度には78件、平成29年度にはこれまで116件という相談を受けているところでございます。

今度は、定住ということでございます。定住の促進ということでございます。一つは、町内から若い人たちが外に出ていかない、あるいは戻ってきてもらうというような観点の部分も含まれているというふうに考えているところです。定住の促進を行うためには、いろいろな施策、方法を考えなきゃならなくて、これ一つできたから定住が促進されるということではないというふうに考えているところでございます。

その中で、一つの参考事例として、ちょっとご紹介させていただきます。その事例を分析することによって、いろいろこれから先のことが見えてくるのかなということでございます。

今年、これも賀茂の広域連携会議の中で、賀茂地域の１市５町の新成人を対象に成人式の場面になろうかと思いますが576人の方が対象として、この地に残っていただけるか、あるいは戻ってきたいかというような意向の簡単なアンケート調査を各市町でやらさせていただきました。アンケート調査の回収率は55.9％ということで、約６割弱ということでございました。

この中の結果の中では、将来この賀茂の地域で生活したいかと、あと生活し続けていきたいかというような問いには、全体の４分の１の方が住み続けたいという積極的な回答をもらっているところです。

反対に生活したくない、どうしていいかわからないという方のうち、そのうちの56％の方が就職先のことを不安に挙げて、それが課題であるということで言っている部分がございます。そのほかにも、娯楽がない、日常生活が不便だということも話の中では出てきております。

また、この賀茂の市町に魅力を感じているかという問いには約６割の方が魅力はあるよと、感じているというふうに回答をいただいております。

こういうようなことで、賀茂の広域連携会議の中で、この調査結果を分析を進めておりまして、地域の魅力アップには何が必要かをこれから分析の中で見きわめながら、河津町だけではなくて、賀茂地域全体で定住の取り組みを進めていくという必要があるんじゃないかということで、このデータを来年以降もとり続けて、そういうことに役立てていきたいということで現在取り組みを始めたというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君。

○４番（仲　里司君）　実際に定住・移住に含めまして、参考になることを課長が発表してくれましたですけれども、私、前回も移住・定住のことで同じこと言ったような気がするんですが、実は、同じ方がこの間のときにはかなり移住したいという意思表示したんですけれども、実現できなくて、もう事切れかなと思っていたところが、たまたま、また会うことができまして、またこの３月30日にはなごみの里に宿泊に来ると、そして再度河津町のそういうところ見てみたいという気持ちがこの間確認できたですね。でも、やはりどこが違うのかなと思ったら、すぐに決めにくい中でも、やっぱり河津に行ってみたいな、奥さんの理解が得られなかったということが一つのポイントでしたけれども。

実際に河津町に多く方が移住して、その移住した方が河津ってこんなにいいところだよと言ってさまざまな発信をしてくれています。先日も、笹原のある場所に行ったときに、その方もよそから移住してきてから店をやっています。そして、河津町はすばらしいところだよということで、文化の家、図書館も含めて移住先にと、全国に100万以上情報発信してくれているそうです。その資料をきょうここに持ってこれなくて残念でしたけれども、移住してきた方が移住を進めてくれている。河津町、それだけ住みよいんだよということを、私たちも自信を持って進めていきたいなと思いますけれども。

この移住・定住の促進の中でも、来てくれた方々、あるいはその方々同士で話し合いとかそのようなことというか、まち課長にお聞きしたいんですけれども、移住してきた人同士で連絡を取り合うとか、そういう協議会とか、そのような部分というのはあるんですか。

○議長（宮崎啓次君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（後藤幹樹君）　町が主体となって行っているものは特にございません。ちょっと確認はとれていませんけれども、個人の中ではどういうような形であるかも、ちょっとわかりませんけれども、ある可能性はありますので、そのようなことで、ちょっとはっきりしたことは申し上げられなくて、すみません。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君。

○４番（仲　里司君）　ここでやはり移住・定住の促進について言えることは、ただ来てくれるのを待っているだけでは人は来てくれないと思います。よく言われることが資源豊富な河津町、河津桜のブランドを初め、さまざまなブランドが私はあると思っております。そういうことで、河津町の住みよさ、河津のよさを全面的にＰＲしてから、ぜひ人口増加につながるように私たちも全力で取り組みたいと考えております。

では、３問目にいきます。

３問目は高齢者福祉について伺います。２点ございます。

まず、超高齢社会に向けた町独自の福祉政策への取り組みは。

そして、２点目といたしまして、保健福祉計画の町民への周知方法はどのようになっているのでしょうか。

私は、12月の定例会におきましても、高齢者福祉について質問させていただきました。河津町は高齢化率が本年度40％を超えました。2025年には、約45％に達する超高齢化社会に向かっております。その中で、町では高齢者保健福祉の計画としまして、第８次高齢者保健福祉計画、第７期介護保険事業計画の策定業務が行われております。この計画は、３年ごとの見直しによりまして、今後進む超高齢化社会に向け、町として福祉施策の方向を示すものとなると思われます。この計画策定に当たりまして、どのような経過で策定しているのか、また計画の概要についてどのようなものであるかをお聞かせください。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまのご質問で、高齢者福祉についてでございます。

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画は行政報告で述べたとおり、老人福祉法、介護保険法に基づき作成するもので一体的に作成することにより、高齢者に関して取り組む課題を明らかにし、目標を定めていく計画です。

2018年、平成30年度から2020年、平成32年度までの３カ年の計画案を河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会へ諮問をし、同委員会より計画案は適当と答申をいただいております。町では、町民及び計画に関係する団体等により意見をいただくパブリックコメントを実施しております。

なお、計画の概要等については担当課長から答弁させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　それでは、河津町の第８次高齢者保健福祉計画、それから第７期の介護保険事業計画の内容について説明をさせていただきます。

この内容でございますが、河津町第４次総合計画の理念に沿い、総合計画の満たす将来像であります「人と地域、自然と文化、”夢あふれるまち河津”」に基づきまして、高齢者福祉の施策を行う観点から生きがいを持ち、地域で支える健康で豊かなまちづくりといったものを基本理念としてございます。

この基本理念でございますが５つの重点として推進していくものでございます。

まず１つ目でございますが、高齢者の積極的な社会参加の促進ということでございます。これにつきましては、これまで培った経験を生かして、就労や地域活動に参加し、地域の担い手となって体を動かして暮らしながらも、地域の資源を享受して、楽しんで自分らしく活動する豊かな長寿社会の構築を推進するものでございます。生涯学習の推進、それから社会参加の場づくり、それからスポーツの推進、交流による社会参加の推進をしていくものでございます。

２つ目としまして、健康づくりの推進でございます。健康は、幸せな生活を営む上での基本であり、健康づくりが疾病の早期発見、それから早期予防につながります。このため、高齢者の健康意識の啓発等、健康づくりを支援するとともに広く高齢者に対し、正しい介護予防を普及・啓発しつつ健康なうちから身近なところで介護予防に取り組む体制の整備を図っていくものでございます。健康づくり、それから介護予防、日常生活支援の推進をしていくものでございます。

それから、３つ目でございますが、介護保険サービスの円滑な推進でございます。高齢者の状況に合わせ、居宅での生活、または施設の生活ができるようにサービスの量の確保、それから質の向上を図るとともに、介護保険サービスの充実を図ります。柔軟かつ効率的なサービスが提供できる環境づくりを段階的に進めます。介護予防、介護サービスの推進、それから介護給付費等の適正化を行います。

４つ目でございますが、認知症への理解と適切な対応の推進でございます。誰もが発症する可能性のある認知症について理解を広げ、早期発見と適切な対応によって誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指していきます。認知症に対する理解の促進、早期発見、早期対応に向けた体制の整備、家族等の介護に対する支援を行っていくものでございます。

それから、５つ目でございますが、支え合う地域づくりの推進でございます。高齢者が要支援、要介護状態になってもできるだけ住みなれた地域で安心した生活が継続できるように支援していく体制を充実していく必要がございます。このため、各サービスの効率的な実施を進め、医療・介護の連携、それから地域人材資源の育成、連携による体制を強化していきます。

介護への支援を継続して取り組んでいくとともに、高齢者の交通事故防止、振り込み詐欺などの犯罪防止などにも継続して取り組んでいきます。このためには、相談支援体制の強化、それから生活支援サービスの充実、それから医療・介護連携の推進、環境整備の推進を行っていきます。

以上が計画の主な概要でございます。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君。

○４番（仲　里司君）　５つの項目をいただきまして、詳細を説明していただきました。

その答弁の中で、支え合う地域づくりの推進という項目がありました。私は、常々高齢者が要支援、要介護状態となってもできるだけ住みなれた地域で生活を継続していただく、これが大切であると考えていることから、12月の定例会で現在の計画の中で、支え合う地域づくりの推進に向けての事業の進め、今後の事業内容について質問させていただきました。支え合う体制を整備していくには、行政だけでなく、地域、町民１人ひとりが協力し合い、一体となって高齢者対策を実施していかなければと考えております。

相談支援体制の強化、生活支援サービスの充実を行っていくということでしたが、これは実際にどのように実施していくのか、説明をお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　まず、相談支援体制の強化でございますが、高齢者が地域の中で安心して暮らすために、地域や関係機関とのネットワークの拡大、充実を図り、それにより支援が必要な高齢者を早期に発見し、継続的かつ一貫性をもった相談支援を行います。

また、病気になってもできる限り住みなれた地域で医療・介護サービスを受けながら、安心して生活・療養することができるよう医療と介護の連携強化によるサービス提供体制の構築を図ります。その中心には地域包括支援センターが当たり、介護や健康、それから福祉、医療などさまざまな面から地域の拠点として活動を行います。

また、地域包括支援センターによる地域ケア会議の開催、それから多職種が共同して高齢者の個別課題を解決を図る個別事例のケアマネジメントの充実、共有された地域課題の解決のための基盤づくりを行ってまいります。

生活支援サービスの充実でございますが、身近な地域で高齢者が安心して暮らし続けるための生活支援サービスの充実を図ります。平成30年度より、生活支援コーディネーターの設置、それから協議体の設置を行います。協議体は地域課題に対し、町の制度や民間のサービス等の提供による課題解決を検討し、コーディネーターは課題の調査、検討による問題解決を行っていくものでございます。これにより充実した生活支援サービス体制を図っていきます。

また、ひとり暮らし老人等へ昼食を届けながら、安否確認を行う等地域におけるネットワークづくりにも努めてまいります。

以上が生活支援体制の強化、支援サービスの充実の主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君。

○４番（仲　里司君）　今年度、30年度より生活支援コーディネーターから協議体といった新たな取り組みも行われるようですので、これらをうまく活用して、今後の高齢者福祉に当たっていただきたいと思います。

新しい言葉として、なかなか理解に苦しむ面がありましたけれども、生活支援コーディネーター、あるいは協議体、私も自分がひとり身である中で、これから先、いつこのような形でこの制度に厄介になるのかなということを思っているわけですけれども、活用してから高齢者福祉に当たっていただきたいと思います。

また、このように高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定業務が行われ、計画の内容は多くの町民に周知を図らなければ計画はうまくいきません。先ほど申したとおり、行政だけではなく、地域、町民１人ひとりが協力し合い、一体となって事業を進めていくことが非常に大事です。

今後、このような計画をどのような形で町民に周知していくのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　住民への周知の関係でございます。

計画策定に当たりましては、策定委員会からの答申について、パブリックコメントによる計画について意見聴取を行いました。

今後の計画については、広報「かわづ」で計画の内容をお知らせするとともに、町のホームページによって住民への周知を図っていきたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君。

○４番（仲　里司君）　ホームページとか広報「かわづ」で実際に周知はしてくれている部分があります。テレビでもさまざまなこと放映してくれております。回覧板も回ってきますけれども、なかなか自分がこういうことに関係してこないと、意識を持たないと、見たりとか、聞いたりしない部分があると思います。

こうして町民１人ひとりのことを、全ての項目を健康に関することをさまざまな計画があるわけですけれども、それを町民が進んで参加できるような体制づくりが必要ではないかと思います。ぜひとも多くの町民に計画の周知を図り、計画の事業実現に向けて事業を実施し

ていただきたいと思います。

以上で、私の今回の一般質問を終了いたします。

○議長（宮崎啓次君）　４番、仲里司君の一般質問が終わりました。

３時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　３時０５分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第２、同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町川津筏場412番地。

氏名、相馬松里。

昭和28年12月７日生まれ。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

相馬松里氏につきましては、平成27年３月13日に就任していただきまして、平成30年３月12日に３年間の任期満了を迎えます。相馬氏は、公平な判断力と品行方正な人柄から、固定資産評価審査委員会の委員に適任と思われ、継続して委員をお願いしたいと思います。

同意いただければ、平成30年３月13日から平成33年３月12日までの任期となります。

どうかよろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第３、議案第２号　河津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第２号　河津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について。

河津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

内容については、担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　それでは、次のページのほうをお開き願いたいと思います。

条例第　号　河津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例でございます。

本条例につきましては、定例会資料にて説明をさせていただきます。

恐れ入ります。定例会資料１ページをお開きください。

定例会資料の１としまして、条例制定の趣旨でございます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の成立によりまして、介護保険法の一部が改正され、市区町村における居宅介護支援専門員への充実した支援を行うことを目的に、平成30年４月より、事業者の指定権限が県から町に移譲されることとなりました。

これを受け、市区町村では、居宅介護支援の運営基準を定める条例の制定が必要となり、町では新たに「河津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」を制定するものでございます。

２としまして、町条例の根拠・基準となる法令を記載してございます。

３としまして、町条例へ委任される現行の基準と町の考え方を記してございます。

(1)としまして、条例へ委任する方法としまして、町条例の制定に当たっては、基準省令において、必ず適合させなければならない「従うべき基準」及び地域の実情に応じて異なる基準、異なる内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」についてまとめた表を掲載してございます。

次のページをお願いをいたします。

次のページのほうに、(2)としまして、町条例で定めることとなる基準とその考え方をまとめた表でございます。

こちらについては、町条例の中で定める事項を条ごと、国基準において該当する条項、それから一番右の列に町の考え方を取りまとめてございます。町としましては、国基準と異な

る、または上回る基準とすべき事情や特性がないことから、国基準を内容とするものでございます。

恐れ入ります。議案のほうにお戻りください。議案の最後のページでございます。

附則でございます。

附則。

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　この条例は、ケアマネジャーさんのことに関する話だと思うんですが、私自身の両親がお世話になっているということもあって、ケアマネジャーさんの非常に労働比重は大きいと言わざるを得ない中で、県から今度町に権限がおりてきたということでの条例の改正というか、条例をこれ新設するということですか。制定するということですよね。なのですが、直接これに関係ないというか、今現在ケアマネさん、町に何人いるのかちょっと教えてもらってもいいですか。わからないですか、急だと。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　町の中のケアマネジャーさんの数ということでございますが、町の中では、こういう事業所は社会福祉協議会、それからサンシニア河津といった２つの事業所が、この事業として対象となるものでございます。

実際河津のエリアを範囲としている事業所といいますと、下田、それから東伊豆町のほうでもかなりございますので、その中にケアマネジャーさんがかなりいるということでございます。ですので、ちょっと数については、ちょっとこちらのほうではまだつかんでいないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　自治体を飛び越えた形で事業所の認定をするということなので、地域の自治体の管轄内だけに限らず、その業者を認定するということと考えていいのかな。ごめんなさい、ちょっとわかりにくい、質問。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　この事業所を指定することになりますので、河津町にある事業所の指定を行うということでございます。各市区町村ごとに事業所の指定をし、そちらのほうで認定を受けたかどうかという確認をとった後に、サービスを使っていただける事業所かどうかという判断をするということでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第２号　河津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第４、議案第３号　河津町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第３号　河津町課設置条例の一部を改正する条例について。

河津町課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　議案第３号　河津町課設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明させていただきます。

現在、各地方公共団体は、地方版総合戦略に基づきました取り組みを進め、移住・定住の促進、少子高齢化への対応、プロモーション活動の強化、企業誘致、公共施設の整備再編等積極的に行っており、人口減少社会を迎える中、自治体間競争の様相を呈しております。

当町におきましても、平成32年度までを期間といたします第４次総合計画の推進に適した体制づくりを行うとともに、多様な住民ニーズや新たな行政課題に対し、迅速かつ柔軟に対応し、良質なサービスを住民に提供できるような組織力の向上が求められており、それに対応すべく課設置条例の一部を改正するものです。

次ページをお開きください。

条例第　号　河津町課設置条例の一部を改正する条例。

河津町課設置条例の一部を次のように改正する。

第２条中「まちづくり推進課」を「企画調整課」に、「保健福祉課」を「健康福祉課」に改め、「建設課」の次に「水道温泉課」を加える。

定例会資料の３ページ、４ページをお願いいたします。

配置の一覧表となっております。Ａ４版の横版でございます。左が現行の体制、右側が改正（案）となっております。

上段から順にご説明いたします。

総務課でございます。

総務課につきましては、現庶務係を総務係と改めました。消防防災係につきましては防災係に改め、防災係長を防災監代理といたしまして、係員につきましても１名を増し、防災・減災に向けての防災力の向上を図りたいと考えております。課長以下10名体制でございます。

次に、まちづくり推進課でございます。

現まちづくり推進課につきましては、企画調整課に改めました。名称については、町の重

要施策の企画、調整に関することにかかわることから、業務を明確にするため改めるとともに、各課及び関係関連団体との事業調整や連携、地域づくりの推進に資する取り組みを強化するため、係名につきましても企画調整係とし、係長以下４名体制といたしたところでございます。

また、新たに広報・秘書係を新設いたしました。町内外に向けての情報発信、広報ですね、情報発信や住民の行政に対する意見要望を収集する窓口、広聴でございます、といたしまして係長以下２名を配置し、情報公開に努め、開かれたまちづくりを推進したいと考えております。配置職員につきましては２名増、課長以下７名体制としたところでございます。

次に、町民生活課でございます。

町民生活課につきましては、現行４係を３係といたしました。保険年金係につきましては、事務事業の連携強化と、効率的な事務運営を促すために、新健康福祉課に配置転換をいたしました。課長以下13名体制となりました。

次に、健康福祉課でございます。

現保健福祉課につきましては、名称を健康福祉課に改めました。健康長寿社会に向けての改名といたしました。

係の配置につきましては、健康係、福祉介護係、包括支援係、保険年金係の４係とし、社会福祉基盤の効率的、効果的な事務運営に取り組むべく配置したところでございます。

なお、福祉介護係は、今後の子育て支援関連に対応すべく人員を配置いたしまして、係長以下５名体制といたしました。課長以下15名体制となりました。

次に、産業振興課でございます。

産業振興課につきましては、事務事業を明確にするために、産業振興係を観光商工振興係に改めたところでございます。課長以下９名体制で現状維持となっております。

次ページをお願いいたします。

建設課でございます。

建設課につきましては、管理係、建設係、水道温泉工務係、水道温泉業務係の４係の体制でございました。しかしながら、公営企業としての位置づけを明確にするため、１課として立ち上げることといたしました。

水道事業関係では、施設の老朽化に対する更新計画など、平成29年度に実施したアセット・マネジメントに基づき、平成30年度では水道ビジョン及び水道事業の経営戦略策定が予定され、将来に向けての対応、対策が求められております。

また、温泉事業につきましても、計画的な施設延命化対策や修繕、更新など、また二次給湯期間満了後の給湯計画の有無などにつきましての検討など、水道、温泉事業とも今後の事業展開への精査が求められております。

このような状況におきまして、独立した課として立ち上げ、事業全般における説明責任を明確にするとともに、今後の課題や整理に向けて取り組んでいくため、水道温泉課として配置をいたしました。職員につきましては１名増、課長以下７名体制としたところでございます。

以下、会計室、議会事務局、教育委員会事務局については、現行のとおりとなっております。

東河環境センター、美しい伊豆創造センターにつきましては、職員を継続派遣するところでございます。

また、新規派遣といたしましては、後期高齢者医療広域連合に１名を派遣することとなっております。派遣期間は平成30年から31年度の２カ年といたしまして、派遣先は静岡市内となっております。

また、平成35、36年度には、静岡地方税滞納整理機構にも１名派遣、こちらも静岡市でございます。こちらの派遣予定となっております。

今後も効率的な行政運営や開かれた行政を進めるために、行政改革に取り組んでいきたいと思います。

資料の６ページから12ページにつきましては、事務分掌が添付してございます。

各課の事務分掌の改正案を添付してございます。ただ現在、内容について各課と調整中でございますので、若干の変更が出てくる可能性もありますので、ご承知願いたいと思います。

13ページには、課設置条例の新旧対照表が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　小林です。

ざっと見たところ、機構改革に対しての、これは町がこれから取り組んでいく計画に対し

て思い入れが入っているという形で受けとめました。

そして、細かいところになりますけれども、こちらの事務分掌のほう、こちらのほうを見ると臨時職員という配置というのでしょうか、扱いがあります。この臨時職員をその全体で何名ぐらいになるとか、そういったところまで把握というか、当てていますか。そこをちょっとお聞きします。何人ぐらいになるのか、臨時。現行のままとか。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　臨時職員につきましては、今回の配置に伴いまして精査をしているところでございますが、一応30年度につきましては、現行どおりの人員配置ということで考えております。

○議長（宮崎啓次君）　５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　わかりました。臨時職員でも仕事のできる方が大勢いらっしゃいます。そういう方たちに応分の給与を与えていってくださるようなことを考えていただきたいと思います。要望です。

○議長（宮崎啓次君）　答弁はよろしいですね。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第３号　河津町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第５、議案第４号　河津町議会委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第４号　河津町議会委員会条例等の一部を改正する条例について。

河津町議会委員会条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下提案理由は担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　議案第４号　河津町議会委員会条例等の一部を改正する条例についての提案理由について説明させていただきます。

先ほどの議案第３号、課設置条例の一部改正に伴う議会委員会の条例の一部改正となっております。

次ページをお開きください。

条例第　号　河津町議会委員会条例等の一部を改正する条例。

（河津町議会委員会条例の一部改正）

第１条　河津町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「まちづくり推進課」を「企画調整課」に、「保健福祉課」を「健康福祉課」に改め、同項第２号中「建設課」の次に「、水道温泉課」を加える。

（河津町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「建設課」を「水道温泉課」に改める。

（河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「建設課」を「水道温泉課」に改める。

それでは、定例会資料の14、15、16ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、河津町議会委員会条例新旧対照表、15ページには水道事業の設置等に関する条例の対照表、16ページが温泉事業の設置等に関する対照表が添付されておりますので、ごらん願いたいと思います。

議案にお戻りください。

附則です。

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第４号　河津町議会委員会条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第６、議案第５号　河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第５号　河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下説明は担当課長よりさせます。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　議案第５号　河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案説明でございます。

消防団員等の損害補償算定基礎となります額及び加算対象が給与法で定められております。この給与法が11月に改正されたことによります一部改正となっております。

次ページをお願いいたします。

条例第　号　河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第２条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第８項」に、「及び第36条」を「及び第36条第８項」に改める。

第５条第３項中「金額に、第１号」の次に「又は第３号から第６号までのいずれか」を加え、「433円を」を「１人につき270円を」に、「から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円（非常勤消防団員等に第１号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち１人については367円）を」を「に該当する扶養親族については１人につき330円を」に改め、同項第２号中「及び孫」を削り、同項第３号から第５号までを次のように改める。

３号、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫。

４号、60歳以上の父母及び祖父母。

５号、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹。

第５条第３項に次の１号を加える。

６号、重度心身障害者。

それでは、定例会資料の17、18ページをお願いいたします。

新旧対照表となっております。

18ページでご説明させていただきます。

下線部分が改正箇所でございます。

改正前、右側の欄の右下、１号から５号まで記載されております。これが左側の１号から６号、６号分が改正となったところでございます。

また、額につきましては、改正前の額でございます。１号が433円、以下２号から５号までが217円であったものが、改正後、左の欄でございます。２号を除く１号から６号までが270円、２号については１人当たり330円ということで改正となったところでございます。

議案にお戻りください。

附則。

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なき模様です。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第５号　河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第７、議案第６号　河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第６号　河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下提案理由については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　議案第６号　河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

提案理由でございますが、平成30年４月から施行されます国保制度改正に伴う課税額の定義の改正が主な改正となっております。

次のページをごらんください。

条例第　号　河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

恐れ入りますけれども、改正の内容につきましては定例会の資料のほうでご説明をさせていただきたいと思います。

定例会資料の19ページをごらんください。

河津町国民健康保険税条例第２条の第１項に次の３号を加えるものであります。

第１号では、基礎課税額は、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てる旨を、第２号では、後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充て

る旨を、第３号では、介護納付金課税被保険者について算定した介護納付金課税額は、介護納付金の納付に要する費用に充てる旨をそれぞれ定義づけし、追加するものでございます。

以降の改正につきましては、号の追加に係ります条項ずれの改正と、国民健康保険法改正に伴う字句の訂正となってございます。

詳細につきましては、こちらの新旧対照表でごらんをいただきたいと思います。

恐れ入ります。議案のほうにお戻りください。

最後、附則でございます。

（施行期日）

第１号、この条例は、平成30年４月１日から施行する。

次のページをお願いいたします。

（適用区分）

第２号、改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

５番、小林和子君。

○５番（小林和子君）　５番、小林です。

大変勉強不足で申しわけありませんけれども、今読まれた附則の平成30年度以降、平成29年度分、ここのところで、そうすると国民健康保険はいつも毎期６月ごろに額を決定するような仕事をしますね。そうすると、この30年度の決定事項は、29年度分の額を決定して、31年のその次の年に30年度分の額を決めるという、こういう考え方でいいですか。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　小林議員のご質問でございますが、30年度以降に課税される国民健康保険税、要するに所得は前年所得で見ますので、そのようなご判断でお願いをしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　小林議員、よろしいですか。

○５番（小林和子君）　すみません、もう一回言ってください。

○議長（宮崎啓次君）　じゃ、再度説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　30年度以後の国民健康保険税について適用するということでございまして、30年度以降の国民健康保険税の賦課基準は平成29年度の所得によるものであるということでございます。

ですので、平成29年度、今課税されている分の国民健康保険税については、従前の例によるということでございます。

○議長（宮崎啓次君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時４１分

再開　午後　３時４１分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第６号　河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第８、議案第７号　河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第７号　河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下は担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　議案第７号　河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。

国民健康保険制度の改正に伴います基金設置の目的の改正でございます。

次のページをごらんください。

条例第　号　河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例。

河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例（昭和39年河津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「保険給付等支払準備」を「事業」に改める。

第１条を次のように改める。

この町は国民健康保険事業の健全な運営を図るため、河津町国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

恐れ入ります。定例会資料の22ページをごらんください。

基金の目的を療養給付費や療養費、高額療養費といった保険給付費等の支払いに充てるためという従来のものから、国民健康保険事業の健全な運営を図るためという目的に改正をするものでございます。新旧対照表でご確認をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第７号　河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第９、議案第８号　河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第８号　河津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

河津町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下説明については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　議案第８号　河津町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるため、条例改正を行うものでございます。

次のページをお願いをいたします。

条例第　号　河津町介護保険条例の一部を改正する条例。

河津町介護保険条例（平成12年河津町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第１号中「29,400円」を「39,000円」に改め、同項第２号及び第３号中「44,100円」を「58,500円」に改め、同項第４号中「52,900円」を「70,200円」に改め、同項第５号中「58,800円」を「78,000円」に改め、同項第６号中「70,500円」を「93,600円」に改め、同項第７号中「76,400円」を「101,400円」に改め、同項第８号中「88,200円」を「117,000円」に改め、同項第９号中「99,900円」を「132,600円」に改め、同条第２項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「26,400円」を「35,100円」に改める。

附則。

（施行期日）

第１号、この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２号、改正後の河津町介護保険条例第２条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例による。

こちらの条例、議案の提案でございますが、平成30年度から平成32年度までの第７期介護保険事業計画におけます介護保険料を定めるための介護保険条例の改正でございます。

なお、町より河津町高齢者保健福祉計画等策定委員会へ諮問し、委員会からは適当との答

申を受け、今回の提案となっております。

恐れ入ります。定例会資料23ページをお開きください。

資料の23ページでございます。こちらにつきましては、河津町介護保険条例の一部を改正する条例ということで、提案理由、それから介護サービス総費用の見込み等の説明資料でございます。

介護保険料を定めるに当たり、これから３年間の介護給付の見込みを算出し、それに基づく第１号被保険者の保険料額を決定するものでございます。国から示されたシステムに基づき、算出されております。その結果、この金額につきましては、25ページをお開き願いたいと思います。

こちらの表は、介護保険事業等の費用ということで、第１号被保険者の人数、所得階層別の人数、介護の総給付費等が記載されております。その中で、介護保険料としましては、年間７万8,000円、保険料月額6,500円が算出されているものでございます。

なお、26ページには所得階層別の保険料の設定を、それから27ページにつきましては新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

５番、小林和子君。

まず、反対討論でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　まず、本案に対する反対のほうの発言を許します。

５番、小林和子君。

〔５番　小林和子君登壇〕

○５番（小林和子君）　５番、小林です。

議案第８号の介護保険条例の一部を改正する条例についての反対の討論をいたします。

この介護保険条例については、介護保険を取り巻く状況がいろいろありまして、家族の介護のために介護職をやめた介護離職の方は、10年間で105万人を超えるといいます。全国でも行き場のない高齢者の方々がふえて、老老介護であったり、介護をめぐる問題は、ひとり住まいでごみ出しに不自由されているなどいろいろな場面があります。この介護をめぐる問題は、現役の世代にとっても重大な不安の要因です。

国は、公的な給付を削減して利用料を上げる、介護を受けにくくする制度の政策を続けています。2014年、2016年の２度にわたり、介護保険は、国民に負担増、給付減を押しつける改革をしてきました。少子高齢化の自然増に対しても補助をふやさず、介護保険だけで在宅サービスを維持できないような状況をつくり出しているのではないでしょうか。年金生活の高齢の方々は、特別徴収で税が引かれるので、生活が厳しいという声を聞いています。そして、介護サービスの利用を増やしたいとなると、利用料を負担しなければならないという根本的な矛盾があります。住民への負担を強いるものです。

河津町においては、大丈夫です、しっかりやっていますと頑張ってくれています。支援が外れるような場合であっても、後のことを心配し、見守ってくれています。これは小さな町だからこそできている支援だと考えています。

保険料も必要量の枠の中で納めなければならないので、上げざるを得ない決断になっていますが、これは国が介護保険に対して公費負担を大幅に増額する、または国庫負担を引き上げるしか問題の解決がありません。要介護認定や利用限度額など、機械的な利用制限の仕組みは撤廃して、現場の専門家の判断で適正に介護が受けられる体制にしていくべきだと考えます。自分の勉強不足もありますけれども、ここは慎重な審議をするべきではないでしょうか。じっくり議論してはいかがでしょうか。

また、町長も変わられたばかりですけれども、これから機会を捉えていろんな会議に出ていかれると思います。上級の機関に町の窮状、意見を上げていくべきだと考えています。

以上のような理由から、この条例改正に反対をします。

○議長（宮崎啓次君）　次に、本案に対する賛成の方の発言を許します。

10番、山田勇君。

〔１０番　山田　勇君登壇〕

○１０番（山田　勇君）　私は本案に賛成をいたします。

本案は、平成30年から32年の３カ年の介護保険料を改正するものです。所得段階５段階の

人が、保険料として月額1,600円値上げし6,500円、年額にして７万8,000円に改正するものです。非常に大幅な値上げで、県下でも値上げ額が大きい市町の中に入る、こういうことでございまして大変遺憾ではありますが、現在河津町の介護保険の状況は、積立金も非常に少なく、このままでは介護保険が立ち行かなくなる、こういうことでございます。正常な介護保険会計の運営を図るためにも、本案の介護保険条例の一部を改正する条例には賛成をいたします。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時５９分

再開　午後　３時５９分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第８号　河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮崎啓次君）　起立多数であります。

どうぞ着席ください。

議案第８号　河津町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに決まりました。よって、原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第10、議案第９号　河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第９号　河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由の説明は以下、担当課長よりいたします。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　議案第９号　河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律、以下高確法と呼ばせていただきます、が平成30年４月に改正をされ、同法に第55条の２が新設されます。これに伴いまして、河津町の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

次のページをごらんください。

条例第　号　河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

河津町後期高齢者医療に関する条例（平成20年河津町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第55条第１項」の次に「（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第１項」に改め、同条第３号中「第55条第２項第１号」の次に「（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第４号中「第55条第２項第２号」の次に「（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第２項第２号」に改め、同条に次の１号を加える。

第５号、法第55条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により河津町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者。

第３条第１項中「12月15日」を「12月10日」に、「12月31日」を「12月25日」に、「閏」を「うるう」に改める。

附則第２項の前の見出し並びに同項及び第３項を削り、附則第１項の見出しを削り、同項の項番号を削る。

恐れ入ります。定例会資料の28ページをごらんください。

新旧対照表をつけさせていただいております。

この高確法第55条の２の新設でございますけれども、これまでの法律では、国保の加入中に住所地特例の対象施設に入所していた者が入所中75歳に達した場合に、保険者は、従前市町から施設所在地の市町の属する広域連合になっておりました。高確法第55条の２の新設によりまして、従前住所地市町の加入する広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となると改正をされました。この改正に伴って、当町の後期高齢者医療に関する条例第２条、保険料を徴収すべき被保険者の一部を改正するものでございます。

また、第３条、（納期）につきましては、第５期の納期限が12月15日から12月31日までとなっておりまして、実際には納付ができないため、当町のほかの税の納期限と合わせ、12月10日から12月25日までと改正をするものでございます。

恐れ入ります。議案のほうにお戻りください。

附則。

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第９号　河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎啓次君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

あすは定刻再開します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　４時０７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名をする。

平成　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員

第　　３　　日

３月８日（木曜日）

平成３０年河津町議会第１回定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成３０年３月８日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１	議案第１０号	東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第　２	議案第１１号	デイサービス施設の指定管理者の指定について
日程第　３	議案第１２号	七滝観光センターの指定管理者の指定について
日程第　４	議案第１３号	平成２９年度河津町一般会計補正予算（第９号）
日程第　５	議案第１４号	平成２９年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　６	議案第１５号	平成２９年度河津町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　７	議案第１６号	平成２９年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第　８	議案第１７号	平成３０年度河津町一般会計予算
	議案第１８号	平成３０年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
	議案第１９号	平成３０年度河津町土地取得特別会計予算
	議案第２０号	平成３０年度河津町国民健康保険特別会計予算
	議案第２１号	平成３０年度河津町介護保険特別会計予算
	議案第２２号	平成３０年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第２３号	平成３０年度河津町水道事業会計予算
	議案第２４号	平成３０年度河津町温泉事業会計予算

出席議員（１０名）

１番	遠藤嘉規君	２番	上村和正君
３番	塩田正治君	４番	仲里司君
５番	小林和子君	６番	土屋貴君
７番	渡邉弘君	８番	稲葉静君
９番	宮崎啓次君	１０番	山田勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

町長	岸　重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木　基君	総務課長	野口浩明君
まちづくり推進課長	後藤幹樹君	町民生活課長	土屋　亨君
保健福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	飯田光宏君	教育委員会事務局長	渡辺音哉君
会計管理者兼会計室長	村串信二君		

事務局職員出席者

事務局長	木村吉弘	書記	鈴木英光

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君）　おはようございます。

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第１、議案第10号　東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第10号　東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第２項の規定により、東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更したいので、同法第252条の14第３項により準用する同法第252条の２の２第３項の規定

により議会の議決を求める。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、提案理由については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年４月１日施行の本規約中、事務委託の範囲に係る部分の一部改正をするものでございます。現在、委託事務の範囲につきましては、改正前の１号から６号につきましては、平成30年３月末日をもって完了となります。東河環境センターより平成30年度以降、新たな事務委託の申し入れがあったため、委託事務の範囲について一部改正をするものでございます。

次のページをごらんください。

東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約。

東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約（平成28年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

第１条各号を次のように改める。

１号、工事の施工監理に関する事務。

２号、工事の設計変更に関する事務。

３号、工事の検査に関する事務。

４号、その他前各号に準ずる事務。

恐れ入ります。定例会資料の31ページをお開きください。

事務の委託に関する規約の新旧対照表でございます。

第１条で委託事務の範囲を定義してございますが、改正前は工事の見積もり依頼から入札、それから入札業者の審査に関する事務を委託事務としておりました。こちらにつきましては29年度中に全て完了したということで、平成30年度以降、左側の改正後でございます。実際の大規模改修の工事に入ってまいります。委託事務の範囲を工事の施工監理、工事の設計変更、工事の検査に関するそれぞれの事務、その他前各号に準ずる事務と範囲を変更、一部改正をするものでございます。

申しわけございません。定例会の議案のほうにお戻りください。

附則でございます。

附則。

この規約は、平成30年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第10号　東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号及び議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第２、議案第11号　デイサービス施設の指定管理者の指定について及び日程第３、議案第12号　七滝観光センターの指定管理者の指定については、指定管理者の指定でありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

議案第11号及び議案第12号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第11号　デイサービス施設の指定管理者の指定について。

デイサービス施設の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称　デイサービス施設。

指定管理者　所在地、河津町田中212番地の２。

名称　社会福祉法人河津町社会福祉協議会。

指定期間　平成30年４月１日から平成35年３月31日。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

１枚おめくりください。

議案第12号　七滝観光センターの指定管理者の指定について。

七滝観光センターの指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称　七滝観光センター。

指定管理者　所在地、河津町梨本379番地の13。名称、株式会社泣かせ隊。

指定期間　平成30年４月１日から平成32年３月31日。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、提案理由については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　議案第11号の提案理由についてご説明させていただきます。

デイサービス施設、保健福祉センター内にございます。こちらの指定管理期間、この30年の３月31日に満了となります。当該団体の指定のつきましては、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づきまして、河津町指定管理者選定委員会におきまして審議され、現在までの事業の実績と今後の事業計画を考慮し、指定が妥当と認めたため上程するものでございます。

次に、議案第12号の提案理由でございます。

七滝観光センターの指定管理者の指定でございます。

七滝観光センターの施設指定管理期間満了に伴います指定となっております。こちらの施設につきましても30年の３月31日現在となっております。当該団体の指定につきましては、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づきまして、河津町指定管理者選定委員会におきまして審議され、選定に当たりましては、現在までの事業の実績、事業計画等を考慮し、選定が妥当と認めたため上程するものでございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　議案第12号のほうの、12号いいですね。

○議長（宮崎啓次君）　いいです。どうぞ。

○１０番（山田　勇君）　七滝観光センターの指定管理者ですが、今までは商工会だったですね。それで今度は泣かせ隊、七滝観光センターの一部じゃなくて全部をこの泣かせ隊に指定管理ということになるわけですね。では、今までの商工会は今度はもう何も関与はしないということでよろしいでしょうか。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　ご質問の件に関してでございます。

本年の３月31日までにつきましては、河津町商工会が指定管理者となっておりました。しかしながら当該センターの実質的な管理運営につきましては、商工会で法人格をもった株式会社泣かせ隊を立ち上げ、運営に当たっておったところでございます。こういった実情から選定に当たりまして、先ほどの理由により株式会社泣かせ隊ということで選定をしたわけでございます。30年度以降の指定管理につきましては、商工会ではなく株式会社泣かせ隊に委託ということになります。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　そうすると、今までは、実質的には商工会じゃなくて泣かせ隊がやっていたんだと、こういうことですが、そうすると、今までは商工会と指定管理を結んでいた。しかし実際は泣かせ隊がそこを管理していた。それじゃ、商工会の又貸しだったわけですか、今までは。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　商工会の又貸しではなくて、実質施設の管理運営をするに当たって法人格を持った組織を立ち上げたということで聞いております。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　これからじゃなくて、今までそうではなかったのかと、こういうことを聞いております。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　現在までにつきましては、前回の指定は河津町商工会で指定をしておりました。その中で実際の管理運営につきましては、そういった組織を立ち上げて運営をしていたというふうに聞いております。

○議長（宮崎啓次君）　よろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第11号及び議案第12号の２件を一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第４、議案第13号　平成29年度河津町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第13号　平成29年度河津町一般会計補正予算（第９号）。

平成29年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億3,546万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,282万5,000円とする。

第２項　歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更並びに廃止は、「第３表　地方債補正」による。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、提案理由については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

総務課長に申し上げます。説明の中で詳細説明が長くなるようでしたら、着席の上で説明して結構です。

○総務課長（野口浩明君）　ありがとうございます。

それでは、議案第13号の提案理由につきましてご説明させていただきます。

29年度末におけます精算に関する項目が、主な補正の事由となっております。

歳入では、額の確定及び最終見込みによります減額となっております。

また、歳出面では、年度末におけます不用額の整理及び調整が主な補正理由となっております。

次ページをお願いいたします。

それでは、着席させていただきます。

第１表　歳入歳出予算補正。

款、項、補正額の順にご説明いたします。

２款地方譲与税△22万8,000円１項自動車重量譲与税269万6,000円、２項地方揮発油譲与税△292万4,000円。

３款利子割交付金59万8,000円１項利子割交付金同額でございます。

４款配当割交付金△75万5,000円１項配当割交付金同額でございます。

５款株式等譲渡所得割交付金△303万6,000円１項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

６款地方消費税交付金△37万7,000円１項地方消費税交付金同額でございます。

７款自動車取得税交付金485万5,000円１項自動車取得税交付金同額でございます。

８款地方特例交付金17万4,000円１項地方特例交付金同額でございます。

10款交通安全対策特別交付金10万2,000円１項交通安全対策特別交付金同額でございます。

13款国庫支出金△1,984万9,000円、１項国庫負担金△635万4,000円、２項国庫補助金△1,349万5,000円。

14款県支出金△3,712万5,000円、１項県負担金△190万円、２項県補助金△3,522万5,000円。

17款繰入金△4,422万8,000円２項基金繰入金同額でございます。

18款繰越金499万7,000円。

２ページをお願いいたします。１項繰越金同額でございます。

19款諸収入721万円５項雑入同額でございます。

20款町債△4,780万円１項町債同額でございます。

歳入合計△１億3,546万2,000円。

３ページをお願いいたします。

歳出です。

歳入同様の説明とさせていただきます。

１款議会費4,000円、１項議会費同額でございます。

２款総務費△545万1,000円、１項総務管理費△545万5,000円、３項戸籍住民台帳費4,000円。

３款民生費△2,177万9,000円、１項社会福祉費△1,428万5,000円、２項児童福祉費△749万4,000円。

４款衛生費ゼロ。

５款農林水産業費300万円１項農業費750万円、２項林業費△450万円。

６款商工費△807万8,000円１項商工費同額でございます。

７款土木費△2,629万1,000円１項土木管理費△165万3,000円、２項道路橋梁費△1,764万4,000円、４項都市計画費△599万4,000円、５項住宅費△100万円。

８款消防費△4,989万6,000円１項消防費同額でございます。

９款教育費△2,697万1,000円１項教育総務費18万2,000円、２項小学校費△1,582万6,000円、３項中学校費△220円。

４ページをおめくりください。

４項幼稚園費△79万1,000円５項社会教育費△302万5,000、６項保健体育費△531万1,000円。

歳出合計△１億3,546万2,000円。

５ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費補正でございます。

追加。

単位1,000円。款、項、事業名、金額の順にご説明いたします。

７款土木費２項道路橋梁費、事業名、町道沢田線寺川橋橋梁補修事業、金額1,280万円。こちらにつきましては行政報告にもございましたが、防災安全対策交付金町道沢田線の橋梁の事業に伴いまして、資材の調達が想定より期間を要したために、工期の延長が必要となったために繰り越すことといたしました。

それでは、次ページをお願いいたします。

第３表の地方債補正でございます。

変更。

単位1,000円。起債の目的、変更前、変更後となっております。

こちらにつきましては、学校教育施設等の整備事業につきまして、事業費確定に伴う限度額の減額の変更となっております。

右側の欄、変更後、限度額が4,550万円に変更となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

下段の廃止でございます。

補正前でございます。

こちらにつきましては、緊急防災・減災事業につきまして、同報無線のデジタル化により

ます関係でございます。デジタル化によります災害情報の伝達は、現在多様な種類がございます。また、整備費用も高額なため、現在導入に当たりまして、先進地の事例や県内市町の状況等を精査しております。そういった中で、利便性や経済性等を考慮しながら総合的に判断した中で、当町に合ったシステムの導入を図るために事業を猶予するために廃止といたしております。

当初ですが、起債の限度額が3,320万円でございましたが、先ほどの事由によりまして限度額ゼロということで、地方債補正を廃止といたしたところでございます。

それでは、９ページをお願いいたします。

歳入でございます。

先ほどもご説明いたしましたが、額の確定及び実績の見込みによります増減となっております。

２款地方譲与税１項自動車重量譲与税１目自動車重量譲与税269万6,000円１節自動車重量譲与税269万6,000円自動車重量譲与税額の実績見込みによります増となっております。

２項地方揮発油譲与税１目地方揮発油譲与税△292万4,000円１節地方揮発油譲与税△292万4,000円、額の実績見込みによります減額となっております。

次に、３款利子割交付金１項利子割交付金１目利子割交付金59万8,000円１節利子割交付金59万8,000円、実績見込みによります増額となっております。

４款配当割交付金１項配当割交付金１目配当割交付金△75万5,000円１節配当割交付金△75万5,000円、実績見込みによります減額となっております。

５款株式等譲渡所得割交付金１項株式等譲渡所得割交付金１目株式等譲渡所得割交付金△303万6,000円、１節株式等譲渡所得割交付金△303万6,000円、こちらにつきましても実績見込みによります減額となっております。

６款地方消費税交付金１項地方消費税交付金１目地方消費税交付金△37万7,000円１節地方消費税交付金△37万7,000円、地方消費税交付金の一般財源分144万6,000円増、地方消費税交付金社会保障財源分が182万3,000円の減額となっております。いずれも実績見込みによる減額となっております。

10ページをお願いいたします。

７款自動車取得税交付金１項自動車取得税交付金１目自動車取得税交付金485万5,000円１節自動車取得税交付金485万5,000円、実績見込みによります増となっております。

８款地方特例交付金１項地方特例交付金１目地方特例交付金17万4,000円、１節地方特例

交付金17万4,000円、実績見込みによる増でございます。

10款交通安全対策特別交付金１項交通安全対策特別交付金１目交通安全対策特別交付金10万2,000円１節交通安全対策特別交付金、実績見込みによる増でございます。

13款国庫支出金１項国庫負担金１目民生費国庫負担金△635万4,000円１節児童福祉費負担金22万2,000円、こちらにつきましても実績見込みによります増額でございます。３節障害者自立支援医療費負担金△280万円、障害者自立支援医療負担金の歳出減に伴います減額となっております。５節児童手当負担金△377万6,000円、こちらにつきましても歳出の減に伴います減額となっております。

計△635万4,000円。

２項国庫補助金３目土木費国庫補助金△1,349万5,000円１節道路橋梁費国庫補助金△1,349万5,000円、道路施設事業費補助金でございます。こちらにつきましては県の補助配分によります減額となっております。

11ページをお願いいたします。

14款県支出金１項県負担金１目民生費県負担金△190万円、３節児童福祉費負担金11万1,000円、子ども・子育て支援給付費の負担金でございます。実績見込みによります増額となっております。６節自立支援医療費負担金△140万円、実績見込みによります減額でございます。９節児童手当負担金△61万1,000円、実績見込みによる減額となっております。

計△190万円。

次に、２項県補助金４目農林水産業費県補助金△606万9,000円２節林業費補助金△606万9,000円、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金でございます。こちらにつきましては△324万2,000円、県の予算配分によります減額となっております。また、森林環境保全直接支援事業補助金につきましては、こちらにつきましても△282万7,000円となっております。

６目土木費県補助金△55万円３節ＴＯＵＫＡＩ－０総合支援事業費補助金△55万円、建築物等耐震化促進事業費補助金でございます。事業費減に伴います減額となっております。

７目県営事業軽減交付金△138万円１節県営事業軽減交付金△138万円、事業費確定によります減額となっております。

８目消防費県補助金△2,722万6,000円１節防災対策事業費補助金△2,722万6,000円、緊急地震・津波対策交付金の事業費確定によります減でございます。

計△3,522万5,000円。

17款繰入金２項基金繰入金１目基金繰入金△4,422万8,000円１節基金繰入金△4,422万8,000円、財政調整基金繰入金の減額でございます。

次に、18款繰越金１項繰越金１目繰越金499万7,000円１節繰越金499万7,000円、繰越金の増額としております。補正財源に充当しております。

12ページでございます。

19款諸収入５項雑入１目雑入721万円１節雑入721万円、地震・津波対策事業交付金でございます。921万円の増額でございます。こちらにつきましては当初の県の補助額が80万円でございましたが、別の団体から、静岡県の振興協会から補助金が助成されるということで増額となったところでございます。遺跡発掘調査事業負担金△200万円、こちらにつきましてはＪＡの下河津支店の発掘調査が早期に終了したため、事業費が減になったための減額となっております。

20款町債１項町債１目消防費△3,320万円、１節防災基盤整備事業債△3,320万円、こちらにつきましては同報行政無線のデジタル化に伴います来年に猶予した関係の減額となっております。

３目土木債ゼロ１節道路補修事業債△180万円、道路補修事業債減額180万円の減額でございます。２節橋梁補修事業債450万円、橋梁補修事業債の増額でございます。３節道路整備事業債△270万円、道路整備事業債の減額となっております。

４目教育債△1,460万円１節学校教育施設等整備事業債△1,460万円、海洋センター体育館改修事業債△380万円、東小学校体育館天井落下防止対策事業債△470万円、南小学校体育館天井落下防止対策事業債△610万円でございます。こちらの町債につきましては事業費の確定によります減となっております。

それでは、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

１款議会費１項議会費１目議会費4,000円２節給料4,000円、一般職給年度末調整によるものでございます。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費△372万9,000円２節給料△180万3,000円、特別職給180万3,000円、特別職の進退によります減額となっております。３節職員手当等△230万円、こちらも給料と同じ内容となっております。12節役務費１万8,000円、火災保険料。14節使用料及び賃借料35万6,000円、こちらにつきましては、30年度から派遣されます後期

高齢者医療広域連合への派遣職員に対します借家のアパートの保険料並びに賃借料となっております。

次に、５目電算費191万1,000円18節備品購入費191万1,000円、総合行政情報システム機器の購入費となっております。

６目交通安全対策費５万6,000円19節負担金、補助及び交付金５万6,000円、交通安全指導員負担金の確定によります増額となっております。

７目企画費△136万9,000円13節委託費△68万4,000円、地域活性化事業委託料の不用額といたしまして68万4,000円を減額しております。イベントの減によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金△68万5,000円、太陽光発電システムの設置事業補助金でございます。実績に伴います不用額ということで減額としております。

８目地域づくり推進費△232万4,000円８節報償費△232万4,000円、地域おこし協力隊の謝礼でございます。不用額の減額補正となっております。

14ページをお願いいたします。

３項戸籍住民基本台帳費１目戸籍住民基本台帳費4,000円２節給料4,000円、年度末の調整となっております。

３款民生費１項社会福祉費２目老人福祉費△163万1,000円、２節給料△163万1,000円、一般職員の育休によります減額となっております。

３目障害者福祉費△560万円20節扶助費△560万円、厚生医療給付費の減となっております。対象者減によるものとなっております。

５目国民健康保険費△680万6,000円、３節給与手当等２万7,000円、時間外勤務手当でございます。制度改革に伴います時間外ということでございます。28節繰出金△683万3,000円、国民健康保険特別会計繰出金、実績によります減でございます。

６目介護保険費△24万8,000円28節繰出金△24万8,000円、介護保険特別会計繰出金といたしまして実績によります減となっております。

計△1,428万5,000円。

次に、２項児童福祉費１目児童福祉費△749万4,000円13節委託料△49万4,000、24時間電話健康相談事業委託料でございます。実績によります減額となっております。20節扶助費△700万円、出産費助成金△200万円、児童手当給付費△500万円、実績見込みによります減額となっております。

それでは、15ページをお願いいたします。

４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生費ゼロ、こちらにつきましては財源更正となっております。

次に、５款農林水産業費１項農業費５目農業施設費750万円、19節負担金補助及び交付金750万円、県営の中山間地総合整備事業負担金ということで750万円が増額となっております。こちらにつきましては、県の補正によります事業量が増えたということで、負担金が増額となっております。県の事業費でございますが5,000万円の事業費に対しまして15％の負担ということで750万円を計上してございます。

次に、２項林業費１目林業振興費△450万円13節委託料△400万円、間伐事業委託料でございます。入札等の差金によります不用額となっております。

19節負担金補助及び交付金△50万円、わくわくの森フェスタ企画委員会負担金でございます。イベント未実施によります皆減となっております。

次に、６款商工費１項商工費２目商工振興費△62万8,000円19節負担金、補助及び交付金△62万8,000円、小売事業者強化事業補助金でございます。実績５件に伴います不用額となっております。

次に、３目観光費△773万8,000円13節委託料△603万8,000円、観光案内委託料△250万円、観光スポークスマン委託事業につきましては、実施をしなかったため、その分が減額となっております。観光イベント委託料△286万6,000円、バガテル等の委託料でございます。失礼いたしました。イベント委託に関しまして１件を実施した中で、不用額が生じたということで減額となっております。次に、遊歩道管理委託料でございます。△67万2,000円、不用額でございます。

19節負担金、補助及び交付金△170万円、町観光協会補助金△170万円、旅行業登録が実施できなかったということで、その分につきましての事業費を減額したところでございます。

16ページをお願いいたします。

６目花卉園管理運営費28万8,000円11節需用費28万8,000円、施設修繕料でございます。こちらは花卉園に設置してございます仮設トイレの修繕費として28万8,000円を計上してございます。

７款土木費１項土木管理費１目土木総務費△165万3,000、13節委託料△165万3,000、道路台帳更新委託料でございます。本年度におきましては、台帳の更新対応になる事業がなかったということで、更新に伴います委託料を減額したところでございます。

次に、２項道路橋梁費１目道路維持費△338万3,000円13節委託料△55万円、町道上峰線の

り面補修事業用地測量業務委託でございます。入札差金等によります減額となっております。22節補償、補塡及び賠償金△283万3,000円、町道上峰線法面補修事業立木補償費でございます。補償費の確定によります不用額として減額となっております。

２目道路新設改良費△1,062万1,000円17節公有財産購入費△219万8,000円、町道大堰・笹原線改良工事Ⅱ期土地購入費でございます。用地費の確定によります不用額でございます。19節負担金、補助及び交付金△300万円、県道改良工事負担金でございます。負担額見込みによります減額となっております。22節補償、補塡及び賠償金△542万3,000円、こちらにつきましても大堰・笹原線の改良工事に伴います物件移転補償費用の確定によります減額でございます。

次に、３目橋梁維持費△364万円13節委託料364万円、橋梁長寿命化調査設計委託業務料△198万8,000円、道路ストック総点検の調査業務委託料でございます。入札差金等によります不用額のため減額としております。

17ページをお願いいたします。

川久保橋掛替事業橋梁詳細設計業務委託料でございます。こちらにつきましても委託料の確定見込みによります減額となっております。

補正額の計△1,764万4,000円。

次に、４項都市計画費１目都市計画総務費△599万4,000円、13節委託料599万4,000円、都市計画道路及び用途地域変更方針作成業務委託料でございます。こちらにつきましては、県との事業調整によりまして、29年度につきましては皆減となったところでございます。

次に、５項住宅費２目建築物等耐震化促進費△100万円19節負担金、補助及び交付金△100万円、木造住宅耐震補強助成事業費補助金でございます。対象事業減のため減額補正となっております。

次に、８款消防費１項消防費４目防災費△4,989万6,000円、15節工事請負費△4,989万6,000円、同報無線統制台交換工事、デジタル化に関します工事費でございます。来年度に送ったため本年度につきましては全額減額としております。

次に、９款教育費１項教育総務費２目事務局費18万2,000円、４節共済費18万2,000円、共済組合負担金でございます。特別職の進退に伴います増額となっております。

18ページをお願いいたします。

２項小学校費１目東小学校管理費△686万3,000円11節需用費△100万円、施設修繕料でございます。事業費の確定によります不用額でございます。13節委託料△７万1,000円、体育

館天井落下防止対策工事管理業務委託料の請負差金等によります不用額でございます。15節工事請負費△579万2,000円、同校体育館の工事に伴います入札差金並びに不用額となっております。

次に、５目南小学校管理費△896万3,000円、13節委託料△11万5,000円、同校におきましても同委託料の不用額として△11万5,000円となっております。15節工事請負費△884万8,000円、同工事に伴います入札差金等に伴います不用額となっております。

補正額計△1,582万6,000円。

３項中学校費１目中学校管理費△220万円18節備品購入費△220万円、備品購入費でございます。備品購入に伴います差金による不用額でございます。教育用パソコン並びに生徒の椅子、机を購入したところでございます。

次に、１項幼稚園費１目幼稚園費△79万1,000円、２節給料△79万1,000円、育休によります減額となっております。

次に、５項社会教育費１目社会教育総務費△102万5,000円、２節給料△102万5,000円、こちらにつきましても育休によります減額となっております。

それでは、19ページをお願いいたします。

２目文化財保護費△200万円７節賃金△200万円、遺跡発掘・整理臨時職員に伴います減額となっております。先ほど歳入のほうでもお話ししましたが、ＪＡの下河津支店の発掘調査に関しまして、早期に終了したため不用額が生じたための減額となっております。

次に、６項保健体育費２目海洋センター費△531万1,000円13節委託料△270万円、15節工事請負費△504万1,000円、こちらにつきましては海洋センター体育館の改修工事に伴います入札差金等によります不用額となっております。

一般会計の補正の説明については以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　５ページをお願いします。

繰越明許費でございますが、これについての説明、もう一遍お願いします。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　沢田地内の寺川橋の架け替え工事でございます。

今年度設計をしまして、今年度中の施行完了を目指していたところでございますけれども、主要な資材となります鉄骨の材料でございますけれども、それの工場製作のほうが予定したよりも期間がかかるということで、桜まつり期間中においても通行止めをしないで行っていくというような地域との話し合いもあった関係で、今年度中の施行が間に合わなくなってしまった関係で、新年度に、５月１日予定ですけれども、繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　５月ごろからかかるということですと、余り心配はないかと思いますけれども、今、東北ですとか、あるいはオリンピック関係ですとか、こういう建設資材というのは非常に仕事が忙しいようでございまして、そういうことも背景にあるのかなと、こんなふうに思うんですけれども、これがやむを得ない事情なのか、あるいは建設業者の努力不足というか力不足というか、そういうことで遅れてしまったのか。じゃ、そのためにもし繰越明許をした関係で資材が値上がりして、この1,280万円でできなくなってしまったと、もしこうなったときにはどこに責任があるのか、こういうことにもなろうかと思いますが、実際にそうなるかならないかはわかりませんですけれども、その考え方についてどう考えているかお願いします。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　まず一つ、今回の工期につきましては、桜まつりが終わりましたのですぐに現場に入らせてもらいます。それで５月１日を目標に完了する予定で工事を進めさせていただきます。今回については、費用はこのままを予定しておりますけれども、ちょうど工場製作というところで、コンサルタントの設計から工場等にも調整をとっていたところでございます。コンサルも私どももそういうつもりでございましたけれども、日本全国の鋼材の需要が重なってしまったというところが主なことでございますけれども、そこで資材の調達が遅れたということでございます。費用については、今回についてはこのままいく予定でございます。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑ございませんか。

６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　３点ほどありますけれども、一応、もう少し詳しい説明をいただければというふうに思います。

まず、第１点目が14ページの出産助成金、あるいは児童手当給付、これが減額になっています。という世界ですので、この辺のところの出産というと単純に新生児の数が予定よりも少なかったとか、そのような世界の部分があろうかと思いますけれども、そこらのところをまず１点説明お願いいたします。

それから、２点目が15ページ。ここに観光費の中で委託費があります。観光案内委託料、あるいは観光イベント委託料、どういうものがなくなったのか、そこらもご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、もう１点が17ページの土木費のあるいは都市計画費の中で、都市計画の道路及び用途変更の方針作成業務が、これはもう終了して確定をしたというような認識で捉えたんですけれども、確定をした分で金額が三角になりましたよということだろうと思いました。この理解がまずいいかどうかという点と、もし確定しているということであれば、方針的に今の時点で報告ができる事例があれば、その報告をお願いしたいと思います。

以上３点、お願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　まず14ページの児童福祉費の出産費の助成の関係でございますが、こちらの点につきましては、当初予算50名の予定ということで予算を組んでございました。今現在１月末現在での出生数が今23名ということで、今後の見込みを立てた中でもここまで達しないということで200万円の減額という形にさせてもらっております。

児童手当のほうでございますが、こちらのほうにつきましても子供の数によって変わるものでございます。転入等の児童が増えるという見込みを立てた中で、児童手当の金額を組んでございます。最終的に確定した金額としてこの減額という形になっております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君）　15ページの観光費の中の委託料の減額についてご説明をさせていただきます。

先ほど総務課長のほうからもあったかと思いますが、まず観光案内委託料の減額250万円ですが、こちらにつきましては観光スポークスマン、昨年度までおって活動しておったわけですけれども、そちらが本年度辞退ということで事業実施ができなくなったため、全額減額ということになります。

観光イベント委託料ですが、こちらにつきましてはバガテル公園でコンサートを行いまし

たが、それを除く事業、当初計画のあったハワイアン計画などの委託料もこの中に含まれておりますが、そちらの計画が取りやめとなっているため、減額となっておるところです。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　17ページの都市計画費の関係でございます。

都市計画道路と用途地域の変更方針の策定業務ということで計画をしたわけですけれども、県との調整がまとまらなかったため全額落とさせてもらったということでございます。主には、この浜峰線中央道が確定することによって、県道にあります谷津峰線、そことの県道分を土地計画を廃止して、こちらのほうを県道にするようなところも含めまして道路の計画と、あと、それに絡めます用途地域の変更ということで進めているところでございますけれども、県との調整、地元との調整等の関係で減額ということで、事業がちょっと進まなかったということでございます。

○議長（宮崎啓次君）　６番、土屋貴君。

○６番（土屋　貴君）　子供の数が23名、大変残念だなというふうに思います。いろんな形の子育て支援関係の部分のところの中で、直接には子供が生まれるためには、19歳から39歳の女性をきっちり対応していくことが一つの方法だよという案も、そういう説もあります。いろんな面でこれからも力を入れていくような形の中でやっていただきたいと思います。

２つ目の観光費、これについてはやはり当初から聞いておりましたですけれども、できれば一つのイベントをやることによって集客、交流人口が増えるということでありますので、今後は仮にそういう計画をした場合には、辞退があっても、新しい人を探して、何とかそれを処理をするという方向でやっていただければというふうに思います。

土木費の都市計画の関係ですけれども、この部分についてはまとまらなかったというようなことですけれども、本来は、これを私個人としては早くいろんな形の中で、町の大きな流れの中でまちづくりのために必要な部分だろうというふうに思いますので、今後も建設課長のほうで県との協議、ご努力をお願いをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑ございませんか。

３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　私は３点ほどあるんですが、まず１点目として、13ページをお願いします。

総務管理費の一般管理費、給料、特別職給と特別職期末手当の減額補正ですけれども、随分と大きな金額なんですけれども、これちょっと詳しく説明してもらってもいいですか。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　こちらにつきましては、特別職の給料の関係でございますが、前町長の給与の関係で10月に失職ということで、その分が減額となったということでございます。以降のものは減額となったものです。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　すみません、ちょっと抜けていました。申しわけなかったです。ほかは了解しました。

続きまして、15ページの先ほど土屋議員のほうからイベントを中止したという、観光イベント中止しての減額とお話をされたんですが、その中止になった主な理由、これはちょっとわかりますか。

○議長（宮崎啓次君）　産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君）　こちらにつきましては、当然スポークスマンも辞退されたということで、その方の計画にもよるところが多かったものですから、そちらの計画も頓挫したという形になろうかと思います。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　ということは、スポークスマンさんがバガテルの中止になったイベントは……

〔「違います」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時０５分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　最後の質問は、18ページ、19ページにまたがりますが、東小学校の体育館の工事、天井工事、それから南小学校の体育館の天井落下防止対策工事、そして19ペー

ジの海洋センターの体育館改修工事、ここのところでの先ほど入札差金だということだったんですけれども、随分金額が大きいんですけれども、この金額はすごい大きいけれども、その理由というのは資材関係が随分上がっていますよみたいな話を聞く中で、この工事の入札に当たる差金が随分、安くできることはもちろんありがたいことなんですけれども、その理由というか原因は何だかお解りになったら教えてください。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　あくまでもこれは入札ですので、こういった入札の結果により差金が出ていると思います。ただし予算につきましては、当初予算編成時で工事費に対しては見積もりという形で算定いたします。その後実施設計に入った中で設計額が確定いたしまして、それをもとに入札となりますので、当初の予算に計上されています当初の見積もり額と設計額との差があります。それからまた発注してからの実際の札入れた額の差が出ますので、予算的に見ますと差がちょっと大きくなるようには出てくると思います。ただ5,000万の工事で、例えば発注したときに、５％の95％の落札比率であると、もうそれでもここで250万の差金が出てきますので、そういった事情もあるということと、予算と実施設計の間でもちょっと差が出てくるということでご理解いただければと思います。

○議長（宮崎啓次君）　３番、塩田正治君。

○３番（塩田正治君）　基本的には理解はもちろんできるんですけれども、その予算立てをするときに差が、今、総務課長がおっしゃった５％でも、かなりの額がということですけれども、金額からいくと500万ですとか700万、800万とかということになると、相当な割合で予算立てしたときの金額と実際入札されたときの金額が差があると。となると、何を言いたいかというと、予算編成をするときに、もう少し正確性を持ってくれないかなと思うんですね。そうすることによっていろいろな事業に、その差金によっての差額で、予算編成のときにもっといろんなことに挑戦できるんじゃないかなという部分もあると思うので、目標としては、僕としては先ほど課長がおっしゃられた５％以内とかという、ある程度予算を組むときには、入札との差が５％以内におさまるようなとかという、何か正確性を持てるような予算立てができないものなのか、それとも予算を組むときにルールがあるわけなんですか、このぐらいの工事でできるだろうというある程度職員さんのほうで組むわけでしょう、予算を編成するときに。

○議長（宮崎啓次君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時１２分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　先ほどのご質問でございますが、前年度につきましては予算立てのときにある程度の見積もり額を算定して見積もりをさせていただきます。その見積もりをもとに次年度につきましては、詳細の設計をした中で発注に対します設計額が確定するということで、その決まった確定した設計額から入札へ移るということで、当然その落札時点での金額と当初の見積もり時点での金額については、多少乖離したものが出てくるということでご理解いただきたいと思います。

〔「承知しました」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑ございませんか。

２番、上村和正君。

○２番（上村和正君）　すみません、12ページの町債についてちょっとお伺いしたいんですけれども、１目の消防債3,320万円減額して510万円残っているということなんですけれども、６ページにちょっと戻っていただきたいんです。この地方債補正なんですけれども、変更の下に廃止があるんですけれども、510万円残っているんです。これ廃止にしちゃっていいものなんでしょうか。それか、もしくは金額に限度額があるとかそういったところお伺いしたいんですけれども。

○議長（宮崎啓次君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時１４分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　こちらにつきましては、防災対策事業として別の事業がまた残っ

ております。その分でございます。

○議長（宮崎啓次君）　よろしいですか。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑はございませんか。

10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　15ページです。

林業振興費の中の19節わくわくの森の費用が50万三角でございますが、イベントやらなかったとこういうことで三角になっているわけですけれども、この事業は林業振興費ですけれども、森林セラピーとも関連した健全な子供たちを自然なところで遊ばせるというか育てる、こういうことで子育て支援事業にも関連している、こんな事業だと思います。これをやらなかったと。そうすると、やらなかった理由が、察するに、あそこへ太陽光パネルができてしまってイベントができなくなったから、このように思うわけですけれども、あそこができなかったら、もっと下の場所を変えて、やり方を変えて、そこに登り口のトイレがあるあの平ら、あそこらでも何かできなかっただろうか、そういうことをしなかった、また、これは次の予算審査のところで関連してきますけれども、来年度にはこの予算は盛られていません。これからのその考え方、そういうものについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君）　産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君）　先ほど山田議員がおっしゃったとおり、場所の関係で今年度できなかったということになります。また、この企画につきましては、委託をしている関係で、委託されている先のほうからも対応はできないというようなことを伺っております。それにつきまして、来年度につきましては場所の確保ができないということも考えて、予算計上はされていないということになります。

以上です。

○議長（宮崎啓次君）　10番、山田勇君。

○１０番（山田　勇君）　もう少し工夫して、何かほかの形でもこれに近いような、これにかわるような子供たちのためのイベント、こういうものをぜひ考えてほしい、もしここで、来年度の予算には盛っていないですから、補正を組んででもやるような努力といいますか、そういう考え方をしていただきたいと、このように思います。

○議長（宮崎啓次君）　町長。

○町長（岸　重宏君）　ただいまのご質問の関係でございますけれども、わくわくの森の事業

でございます。これは民間団体が主体となってやってくれております。下のほうでは落ち葉を使ったりとか、乗馬なんかもやっていたりするわけですけれども、その団体の意向もあったと思います。そういうことで中止になったと思いますが、一部にはやっぱりもともとは森林セラピーの関係のわくわくの森だったわけですけれども、上の鉢の山の部分については、ソーラーの部分で使えなくなったという状況もあるかと思いますので、今後その民間団体との調整も必要かと思いますので、検討させてください。

以上です。

〔「はい、了解です」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号　平成29年度河津町一般会計補正予算（第９号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩いたします。

ちょっと頭を冷やしていただきましょう。

〔「そういう問題ではない」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　11時半に訂正いたします。

議運の委員長すみません。

休憩　午前１１時１９分

再開　午前１１時３０分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第５、議案第14号　平成29年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第14号　平成29年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

平成29年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,463万3,000円とする。

２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、提案理由の説明については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

平成29年度分の国民健康保険事業に係ります交付金額、納付金額、また保険給付費等の確定見込みに伴う歳入歳出の補正となっております。

次のページをごらんください。

第１表　歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は1,000円でございます。款、項、補正額の順でご説明をさせていただきます。

４款国庫支出金2,292万4,000円１項国庫負担金、同額でございます。

８款共同事業交付金△125万2,000円１項共同事業交付金同額でございます。

10款繰入金△683万3,000円１項他会計繰入金同額でございます。

歳入合計1,483万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

２款保険給付費5,663万4,000円、１項療養諸費5,757万円、２項高額療養費326万6,000円、４項出産育児諸費△420万2,000円。

３款後期高齢者支援金△953万4,000円、１項後期高齢者支援金等同額でございます。

６款介護納付金ゼロ１項介護納付金ゼロでございます。

７款共同事業拠出金△3,226万1,000円、１項共同事業拠出金同額でございます。

歳出合計1,483万9,000円。

恐れ入ります。３、４ページの事項別明細書は省略させていただきます。

５ページをお開きください。

２歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順で申し上げます。

単位は同じく1,000円でございます。

４款国庫支出金１項国庫負担金１目療養給付費等負担金2,292万4,000円、１節現年度分2,292万4,000円、療養給付費等負担金2,544万6,000円、介護納付金負担金△53万9,000円、後期高齢者支援金負担金△198万3,000円、交付額の確定に伴います増減分でございます。

８款共同事業交付金１項共同事業交付金２目共同安定化事業交付金△125万2,000円、１節共同安定化事業交付金△125万2,000円、保険財政共同安定化事業交付金の交付額の確定によります減分でございます。

10款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金△683万3,000円３節出産育児一時金繰入金△280万円、出産育児一時金の繰り入れにつきましては、当初20人を見込んでおりましたけれども、１月末の現在で５名の実績ということで、この後転入その他等５名分を見込んでも10名分は減額しても構わないかなということで、10名分を減額したものでございます。４節財政安定化支援事業繰入金△403万3,000円、財政安定化支援事業の繰入金は、繰入額の確

定によります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

２款保険給付費１項療養諸費１目一般被保険者療養給付費5,757万円19節負担金補助及び交付金5,757万円、一般被保険者療養給付費の実績見込みになる増額でございます。

２款保険給付費２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費326万6,000円19節負担金、補助及び交付金326万6,000円、一般被保険者の高額療養費の不足見込みによります増額でございます。

２款保険給付費４項出産育児諸費１目出産育児一時金△420万円19節負担金、補助及び交付金△420万円、出産育児一時金、先ほどご説明をさせていただきましたが、当初20名のところ、１月末で５名の実績ということで、本年度の実績見込みを10人として10人分を減額するものでございます。

２目審査支払手数料△2,000円12節役務費△2,000円審査支払手数料の実績見込みによる減でございます。

３款後期高齢者支援金等１項後期高齢者支援金等１目後期高齢者支援金△953万4,000円19節負担金、補助及び交付金△953万4,000円、後期高齢者支援金の実績見込み額の確定によります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

６款介護納付金１項介護納付金１目介護納付金ゼロ、財源更正でございます。

７款共同事業拠出金１項共同事業拠出金１目高額医療費共同事業医療費拠出金△1,224万9,000、19節負担金、補助及び交付金△1,224万9,000円、共同事業医療費拠出金の金額の決定によります減額となります。

２目保険財政共同安定化事業拠出金△2,001万2,000円、19節負担金、補助及び交付金2,001万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金の金額の決定によります減額となります。

計△3,226万1,000円。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号　平成29年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４１分

再開　午後　１時００分

○議長（宮崎啓次君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第６、議案第15号　平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第15号　平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第３号）。

平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ954万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億5,113万9,000円とする。

２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、提案理由につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　それでは、議案第15号　平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第３号）について説明をさせていただきます。

本議案の提案理由でございますが、介護保険給付費の額の確定、額の見込みによります補正でございます。

それでは、１ページめくっていただきたいと思います。

第１表　歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

３款国庫支出金△174万1,000円１項国庫負担金△87万1,000円、２項国庫補助金△87万円。

４款支払基金交付金△267万4,000円１項支払基金交付金同額でございます。

５款県支出金△262万4,000円１項県負担金△249万5,000円、２項県補助金△12万9,000円。

６款繰入金△24万8,000円１項一般会計繰入金同額でございます。

９款繰越金△226万円１項繰越金同額でございます。

歳入合計△954万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

２款保険給付費△1,034万7,000円、１項介護サービス等諸費△1,000万円、３項その他諸費１万2,000円、４項高額介護サービス等費△199万6,000円、５項高額医療合算介護サービ

ス等費63万7,000円、６項特定入所者介護サービス等費100万円。

４款地域支援事業費80万円、１項介護予防・生活支援サービス事業費80万円、３項包括的支援事業・任意事業ゼロ。

歳出合計△954万7,000円。

恐れ入ります。３ページ、４ページの事項別明細書、総括は省略させていただきます。

５ページをお願いいたします。

事項別明細書。

２歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

３款国庫支出金１項国庫負担金１目介護給付費負担金△87万1,000円１節現年度分△87万1,000円、介護給付費負担金でございます。保険給付費の減額によるものでございます。

２項国庫補助金１目調整交付金△61万2,000円１節現年度分△61万2,000円調整交付金、こちらも保険給付費の減額に伴うものでございます。

２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業）20万円１節現年度分20万円、地域支援事業交付金、介護予防・生活支援サービスの通所事業の増額に伴うものでございます。

３目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△45万8,000円１節現年度分△45万8,000円その他地域支援事業交付金、こちらにつきましては任意事業の財源更正に伴うものでございます。

計△87万円。

４款支払基金交付金１項支払基金交付金１目介護給付費交付金△289万8,000円１節現年度分289万8,000円、介護給付費交付金でございます。保険給付費の減額に伴うものでございます。

２目地域支援事業交付金22万4,000円１節現年度分22万4,000円、地域支援事業交付金、介護予防生活支援サービスの通所分の増額に伴うものでございます。

計△267万4,000円。

５款県支出金１項県負担金１目介護給付費負担金△249万5,000円１節現年度分△249万5,000円、介護給付費負担金、保険給付費の減額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

２項県補助金１目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）10万円１節現

年度分10万円、地域支援事業交付金、こちらにつきましては介護予防生活支援サービス費の通所分の増額によるものでございます。

２目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△22万9,000円１節現年度分△22万9,000円、その他地域支援事業交付金、こちらのほうにつきましては任意事業の財源更正に伴うものでございます。

６款繰入金１項一般会計繰入金１目介護給付費繰入金△129万5,000円、１節現年度分△129万5,000円、介護給付費繰入金、保険給付費の減額に伴うものでございます。

４目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）10万円１節現年度分10万円、地域支援事業繰入金、介護予防・生活支援サービスの通所事業の増額によるものでございます。

５目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業）94万7,000円１節現年度分94万7,000円、その他地域支援事業繰入金です。任意事業の財源更正によるものでございます。

計△24万8,000円です。

９款繰越金１項繰越金１目繰越金△226万円１節繰越金△226万円、繰越金、財源調整に伴う繰越金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

３歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

２款保険給付費１項介護サービス等諸費１目居宅介護サービス給付費2,000万円19節負担金、補助及び交付金2,000万円、居宅介護サービス給付費でございます。こちらについては給付の見込みによる増額でございます。

３目地域密着型介護サービス給付費△500万円19節負担金、補助及び交付金△500万円、地域密着型サービス給付費でございます。こちらは給付見込みによる減額でございます。

５目施設介護サービス給付費△2,500万円19節負担金、補助及び交付金△2,500万円、施設介護サービス給付費、こちらも給付見込による減額でございます。

計△1,000万円。

３項その他諸費１目審査支払手数料１万2,000円12節役務費１万2,000円、審査支払手数料、こちらのほうについては審査の件数の増加に伴うものでございます。

４項高額介護サービス等費３目高額介護サービス等費△200万円19節負担金、補助及び交付金△200万円、高額介護サービス費、こちらのほうにつきましては給付見込み額による減

額でございます。

４目高額介護予防サービス等費4,000円19節負担金、補助及び交付金4,000円、高額介護サービス費、こちらは給付見込みによる増額でございます。

計△199万6,000円。

次のページをお願いいたします。

５項高額医療合算介護サービス等費１目高額医療合算介護サービス費63万7,000円、19節負担金、補助及び交付金63万7,000円、高額医療合算介護サービス費、こちらも給付見込みによる増額でございます。

６項特定入所者介護サービス等費１目特定入所者介護サービス費100万円19節負担金、補助及び交付金100万円、特定入所者介護サービス費、こちらは給付見込み額による増額でございます。

４款地域支援事業費１項介護予防・生活支援サービス事業費２目介護予防・生活支援サービス事業費（通所事業）でございます。80万円19節負担金、補助及び交付金80万円、介護予防・生活支援サービス通所事業費、事業の見込みによる増額でございます。

３項包括的支援事業・任意事業費３目任意事業費ゼロ、こちらについては財源更正でございます。当初予定しておりました介護家族手当を地域支援事業で国・県の補助を予定しておりましたが、補助対象外となったことから財源更正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第15号　平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決いた

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第７、議案第16号　平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第16号　平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億21万5,000円とする。

２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、提案理由につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　それでは、議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料の滞納分の収納によりまして、延滞金の収入が予算額を上回ったために、後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金に不足を生じたための補正でございます。

次のページをごらんください。

第１表　歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は1,000円でございます。款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

４款諸収入８万円１項延滞金及び過料同額でございます。

歳入合計８万円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

１款後期高齢者医療広域連合納付金８万円１項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

歳出合計８万円。

恐れ入ります。３ページ、４ページの事項明細書表の総括につきましては省略をさせていただきます。

５ページをお開きください。

２歳入。

款、項、目、補正額、節の順に述べさせていただきます。

４款諸収入１項延滞金及び過料１目延滞金８万円１節延滞金８万円、保険料滞納分の納付に係ります延滞金でございます。

計８万円。

次のページをお願いいたします。

３歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

１款後期高齢者医療広域連合納付金１項後期高齢者医療広域連合納付金１目後期高齢者医療広域連合納付金８万円19節負担金、補助及び交付金８万円、後期高齢者医療広域連合への納付金、延滞金分でございます。

計８万円。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第16号　平成29年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号～議案第２４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（宮崎啓次君）　日程第８、議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算、議案第18号　平成30年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算、議案第20号　平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算、議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算、議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算、以上８議案につきましては、同種の平成30年度予算でありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第24号までの８議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸　重宏君）　議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算、議案第18号　平成30年度河津町駅前広場整備事業特別会計予算、議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算、議案第20号　平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算、議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算、議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算、それぞれ担当課長より説明させていただきます。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

説明が長くなるようでしたら着席して説明して結構でございます。

○総務課長（野口浩明君）　ありがとうございます。

それでは、平成30年度予算を説明させていただきます。

平成30年度河津町一般・特別・企業会計予算書をお開きください。

１枚目でございます。

平成30年度の予算総計表及び純計表でございます。こちらの表につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の歳入歳出予算額を一覧にしたものでございます。

公営企業会計につきましては、歳出で現金支出を伴わない予算を除外し、算出しております。

単純に各会計を足した総計額につきましては、歳入で64億4,113万1,000円、歳出で64億677万8,000円でございます。最下段の純計額でございますが、各会計間の繰入金、繰出金の２億5,077万2,000円を総計額から差し引き、歳入61億9,035万9,000円、歳出61億5,600万6,000円となっております。

それでは、議案につきまして一般会計から説明させていただきます。

一般会計予算をお開きください。

議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算。

平成30年度河津町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億4,100万円と定める。

２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５億円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

それでは、着席して説明させていただきます。

１ページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算。

歳入。

単位1,000円。款、項の順にご説明させていただきます。

１款町税９億6,403万6,000円１項町民税２億9,043万6,000円、２項固定資産税５億5,968万4,000円、３項軽自動車税2,346万8,000円、４項町たばこ税6,749万円、５項入湯税2,295万8,000円。

２款地方譲与税4,260万円１項自動車重量譲与税3,100万円、２項地方揮発油譲与税1,160万円。

３款利子割交付金130万円１項利子割交付金同額でございます。

４款配当割交付金142万2,000円１項配当割交付金同額でございます。

５款株式等譲渡所得割交付金376万9,000円１項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

６款地方消費税交付金１億3,596万円１項地方消費税交付金同額でございます。

７款自動車取得税交付金918万5,000円、１項自動車取得税交付金同額でございます。

８款地方特例交付金220万円１項地方特例交付金同額でございます。

９款地方交付税13億7,137万1,000円１項地方交付税同額でございます。

10款交通安全対策特別交付金130万円１項交通安全対策特別交付金130万円。

11款分担金及び負担金2,061万2,000円。

２ページをお願いいたします。１項負担金2,061万2,000円。

12款使用料及び手数料9,384万6,000円１項使用料8,991万3,000円、２項手数料393万3,000円。

13款国庫支出金２億1,366万1,000円１項国庫負担金１億6,598万5,000円、２項国庫補助金4,469万4,000円、３項委託金298万2,000円。

14款県支出金２億1,909万9,000円１項県負担金１億2,593万4,000円、２項県補助金7,731万9,000円、３項委託金1,584万6,000円。

15款財産収入1,799万3,000円１項財産運用収入1,599万円、２項財産売払収入200万3,000円。

16款寄附金7,020万3,000円、１項寄附金同額でございます。

17款繰入金１億8,596万4,000円、１項特別会計繰入金１万9,000円、２項基金繰入金１億8,594万5,000円。

18款繰越金5,000万円１項繰越金同額でございます。

19款諸収入7,890万4,000円１項延滞金185万1,000円、２項預金利子1,000円、３項公営企業貸付金元利収入206万3,000円。

３ページでございます。

４項受託事業収入16万3,000円５項雑入7,482万6,000円。

20款町債２億5,757万5,000円１項町債同額でございます。

歳入合計37億4,100万円。

４ページをごらんください。

歳出でございます。

歳入同様とさせていただきます。

１款議会費5,515万2,000円１項議会費同額でございます。

２款総務費６億1,917万2,000円１項総務管理費４億9,926万5,000円、２項徴税費5,555万3,000円、３項戸籍住民基本台帳費4,572万1,000円、４項選挙費1,674万5,000円、５項統計調査費109万8,000円、６項監査委員費79万円。

３款民生費８億3,190万8,000円１項社会福祉費５億9,867万5,000円、２項児童福祉費２億3,303万3,000円、３項災害援助費20万円。

４款衛生費４億8,450万1,000円１項保健衛生費１億9,090万円、２項清掃費２億9,360万1,000円。

５款農林水産業費１億4,693万5,000円１項農業費9,920万9,000円、２項林業費3,568万3,000円、３項水産業費1,204万3,000円。

６款商工費３億8,174万1,000円、１項商工費同額でございます。

７款土木費１億5,699万9,000円、１項土木管理費2,658万3,000円、２項道路橋梁費１億1,647万1,000円、３項河川費463万7,000円。

５ページです。

４項都市計画費695万円、５項住宅費235万8,000円。

８款消防費３億916万5,000円、１項消防費同額でございます。

９款教育費４億840万2,000円、１項教育総務費6,461万3,000円、２項小学校費7,348万9,000円、３項中学校費5,254万2,000円、４項幼稚園費5,599万円、５項社会教育費4,996万7,000円、６項保健体育費１億1,180万1,000円。

10款災害復旧費6,000円１項農林水産施設災害復旧費3,000円、２項公共土木施設災害復旧費2,000、３項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円。

11款公債費３億3,701万9,000円１項公債費同額でございます。

12款予備費1,000万円１項予備費同額でございます。

歳出合計37億4,100万円でございます。

それでは、６ページをお願いいたします。

第２表　債務負担行為でございます。

30年度から発生いたします債務負担でございます。ごらんいただきたいと思います。

６ページ、７ページとなっております。

それでは、８ページをお願いいたします。

第３表　地方債。

平成30年度に予定されております各事業に関します地方債を事業目的別に掲載したものでございます。

単位は1,000円でございます。

起債目的、限度額、起債の方法等について読み上げさせていただきます。

道路橋梁施設等補修事業3,000万円、緊急防災・減災事業3,590万円、消防防災施設整備事業1,150万円、学校教育施設等整備事業4,110万円、観光施設用地取得事業2,770万円、臨時財政対策債１億1,137万5,000円。

計２億5,757万5,000円。

起債の方法でございます。

証書借り入れ、利率５％以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法でございます。

借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。でございます。

それでは、予算書の126ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当年度末における現在高見込みに関する調書が添付してございます。

126ページでございます。

表の真ん中でございます。

前年度末現在見込額、こちらにつきましては29年度末の見込み額を記載してございます。合計といたしまして30億8,725万2,000円となっております。

その右の欄でございます。

当該年度中の増減見込み、30年度中の見込みとなっております。左が起債見込み額、右側が償還の見込み額となっております。

起債見込みにつきましては、合計で２億5,757万5,000円、償還見込みにつきましては３億1,230万8,000円、当該年度末の見込額につきましては30億3,251万9,000円が30年度末の見込み額となっております。

それでは、127ページでございます。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

債務負担につきましては、全53事項となっております。133ページまで記載がされておりますので、ごらんいただければと思います。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　それでは、議案第18号の説明をさせていただきます。

議案第18号　平成30年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

平成30年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450万1,000円と定める。

第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

次ページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算。

歳入。

単位は1,000円でございます。

一般会計と同様の説明とさせていただきます。

１款使用料及び手数料387万8,000円１項使用料387万7,000円、２項手数料1,000円。

２款財産収入4,000円１項財産運用収入同額でございます。

３款繰入金31万9,000円１項基金繰入金同額でございます。

４款繰越金30万円１項繰越金同額でございます。

歳入合計450万1,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出。

１款総務費450万1,000円１項総務管理費同額でございます。

歳出合計450万1,000円。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　総務課長。

○総務課長（野口浩明君）　それでは、河津町土地取得特別会計予算についてご説明いたします。

議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算。

平成30年度河津町土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89万6,000円と定める。

２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

１ページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算でございます。

歳入。

１款財産収入57万円１項財産運用収入同額でございます。

２款繰入金1,000円１項一般会計繰入金1,000円。

３款繰越金32万4,000円１項繰越金同額でございます。

４款諸収入1,000円１項預金利子1,000円。

歳入合計89万6,000円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出です。

１款諸支出金89万6,000円１項土地取得費32万6,000円、２項繰出金57万円。

歳出合計89万6,000円。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　それでは、議案第20号についてご説明をさせていただきます。

平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億107万4,000円と定める。

２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号　保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算。

歳入。

単位は1,000円でございます。

款、項、金額の順で述べさせていただきます。

１款国民健康保険税２億3,625万2,000円１項国民健康保険税同額でございます。

２款一部負担金2,000円１項一部負担金同額でございます。

３款使用料及び手数料13万6,000円１項手数料同額でございます。

４款国庫支出金1,000円１項国庫補助金同額でございます。２項国庫負担金ゼロ。

５款県支出金８億9,875万8,000円１項県負担金・補助金８億9,875万7,000円、２項財政安定化基金支出金1,000円、３項県補助金ゼロ、４項県負担金ゼロ。

６款財産収入7,000円１項財産運用収入同額でございます。

７款繰入金6,459万2,000円１項他会計繰入金6,459万1,000円、２項基金繰入金1,000円。

８款繰越金2,000円１項繰越金同額でございます。

９款諸収入132万4,000円１項延滞金、加算金及び過料131万5,000円、２項預金利子1,000円、３項雑入8,000円。

10款療養給付費等交付金ゼロ。

次のページをお願いいたします。

１項療養給付費等交付金ゼロ。

11款前期高齢者交付金ゼロ１項前期高齢者交付金同額ゼロでございます。

12款共同事業交付金ゼロ１項共同事業交付金同額ゼロでございます。

歳入合計12億107万4,000円。

続きまして、歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

１款総務費786万9,000円１項総務管理費512万8,000円、２項徴税費251万8,000円、３項運営協議会費22万3,000円。

２款保険給付費８億8,504万2,000円１項療養諸費７億4,645万1,000円、２項高額療養費１億3,252万8,000円、３項移送費36万円、４項出産育児諸費420万3,000円、５項葬祭諸費150万円。

３款国民健康保険事業費納付金２億9,123万9,000円、１項医療費給付費分２億715万2,000円、２項後期高齢者支援金等分6,254万4,000円、３項介護納付金分2,154万3,000円。

４款財政安定化基金拠出金1,000円、１項財政安定化基金拠出金同額でございます。

５款保健事業費1,526万1,000円、１項保健事業費453万9,000円、２項特定健康診査等事業費1,072万2,000円。

６款基金積立金7,000円１項基金積立金同額でございます。

７款公債費50万円１項公債費同額でございます。

８款諸支出金75万5,000円１項償還金及び還付加算金同額でございます。

予備費40万円。

次のページをお願いいたします。１項予備費同額でございます。

10款後期高齢者支援金等ゼロ１項後期高齢者支援金等同額、ゼロでございます。

11款前期高齢者納付金等ゼロ１項前期高齢者納付金等ゼロ。

12款老人保健拠出金ゼロ１項老人保健拠出金ゼロ。

13款介護納付金ゼロ１項介護納付金ゼロ。

14款共同事業費拠出金ゼロ１項共同事業拠出金ゼロ。

歳出合計12億107万4,000円。

この10款以降のゼロにつきましては、国保の制度改正に伴います科目の更正によりまして、こういったゼロという数字が出ておりますので、ご承知おきください。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（川尻一仁君）　それでは、議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成30年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,967万7,000円と定める。

第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号　保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

１款保険料２億3,003万4,000円、１項介護保険料同額でございます。

２款手数料３万5,000円１項手数料同額でございます。

３款国庫支出金２億4,050万7,000円１項国庫負担金１億7,226万円、２項国庫補助金6,824万7,000円。

４款支払基金交付金２億6,767万2,000円１項支払基金交付金同額でございます。

５款県支出金１億4,832万9,000円１項県負担金１億4,322万円、２項県補助金510万9,000円。

６款繰入金１億3,924万円１項一般会計繰入金１億3,923万9,000円、２項基金繰入金1,000円。

７款諸収入285万8,000円１項延滞金加算金及び過料１万2,000円、２項預金利子1,000円、３項雑入284万5,000円。

８款財産収入1,000円１項財産運用収入同額でございます。

９款繰越金1,000円１項繰越金同額でございます。

10款分担金及び負担金100万円１項負担金同額でございます。

歳入合計10億2,967万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

１款総務費1,057万7,000円１項総務管理費588万8,000円、２項徴収費58万円、３項介護認定審査会費410万9,000円。

２款保険給付費９億7,076万円１項介護サービス等諸費９億169万7,000円、２項介護予防サービス等諸費964万1,000円、３項その他諸費64万4,000円、４項高額介護サービス等費1,680万2,000円、５項高額医療合算介護サービス等費250万円、６項特定入所者介護サービス等費3,947万6,000円。

３款財政安定化基金拠出金1,000円１項財政安定化基金拠出金同額でございます。

４款地域支援事業費3,685万円１項介護予防・生活支援サービス事業費1,146万4,000円、２項一般介護予防事業費1,017万5,000円、３項包括的支援事業・任意事業費1,517万8,000円、４項その他諸費３万3,000円。

５款公債費1,000円１項公債費同額でございます。

６款基金積立金1,102万5,000円１項基金積立金同額でございます。

７款諸支出金46万3,000円１項繰出金1,000円、２項償還金及び還付加算金46万2,000円。

歳出合計10億2,967万7,000円。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　町民生活課長。

○町民生活課長（土屋　亨君）　議案第22号をご説明させていただきます。

議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億1,204万8,000円と定める。

２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

歳入。

１款後期高齢者医療保険料8,401万1,000円１項後期高齢者医療保険料同額でございます。

２款使用料及び手数料１万5,000円１項手数料同額でございます。

３款繰入金2,791万3,000円１項一般会計繰入金同額でございます。

４款諸収入10万8,000円１項延滞金及び過料2,000円、２項償還金及び還付加算金10万5,000円、３項預金利子1,000円。

５款繰越金1,000円１項繰越金同額でございます。

歳入合計１億1,204万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

１款後期高齢者医療広域連合納付金１億1,192万5,000円１項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

２款諸支出金12万3,000円１項償還金及び還付加算金10万5,000円、２項繰出金１万8,000円。

歳出合計１億1,204万8,000円。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　建設課長。

○建設課長（飯田光宏君）　議案第23号の説明をさせていただきます。

議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算。

企業会計につきましては、総則のみの説明とさせていただきます。

（総則）

第１条　平成30年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

第１号、給水戸数　3,628戸。

第２号、年間総給水量　129万立方メートル。

第３号、１日平均給水量　3,534立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第１款水道事業収益１億9,367万4,000円第１項営業収益１億7,597万3,000円、第２項営業外収益1,770万円、第３項特別利益1,000円。

支出。

第１款水道事業費１億8,429万9,000円第１項営業費用１億6,856万5,000円、第２項営業外費用1,523万2,000円、第３項特別損失2,000円、第４項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,544万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,101万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額443万3,000円で補塡するものとする）

収入。

第１款資本的収入4,828万6,000円第１項企業債4,000万円、第９項補助金828万6,000円。

支出。

第１款資本的支出１億373万4,000円第１項建設改良費6,143万5,000円、第２項企業債償還金4,023万6,000円、第３項他会計長期借入償還金206万3,000円。

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、営業費用と営業外費用との間。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費2,657万7,000円。

第２号、交際費５万円。

（他会計からの補助金）

第８条　一般会計からこの会計が補助を受ける額は、次のとおりとする。

第１号、水道量水器設置替事業のため、828万6,000円。

第２号、新水道ビジョン経営戦略策定のため、440万円。

（たな卸資産の購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、300万円と定める。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

次に、温泉事業会計をお願いいたします。

議案第24号の説明をさせていただきます。

議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算。

（総則）

第１条　平成30年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（事業の予定量）

第２条　事業の予定量は、次のとおりとする。

第１号、給湯戸数　477戸。

第２号、年間総給湯量　34万1,000立方メートル。

第３号、１日平均給湯量　935立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第１款温泉事業収益１億900万3,000円第１項営業収益１億68万5,000円、第２項営業外収益831万7,000円、第３項特別利益1,000円。

支出。

第１款温泉事業費１億198万2,000円第１項営業費用9,921万8,000円、第２項営業外費用226万3,000円、第３項特別損失1,000円、第４項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額186万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金174万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12万5,000円で補塡するものとする）

収入。

第１款資本的収入97万2,000円第７項温泉加入金97万2,000円。

支出。

第１款資本的支出284万円第１項建設改良費284万円。

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、営業費用と営業外費用の間。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費877万4,000円。

（たな卸資産の購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

平成30年３月６日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本８議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託をする予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また、歳入歳出とも款の順にお願いします。

議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第18号　平成30年度河津町駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第20号　平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第17号から議案第24号の８議案を、会議規則第39条第１項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第24号の８議案については、予算審査特別委員会へ付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、16日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（宮崎啓次君）　本日の日程はこれをもって終了しました。

明日より16日午後３時まで休会とし、特別委員会の予算審査をお願いします。

16日は午後３時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時１４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名をする。

平成　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員

第　４　日

３月16日（金曜日）

平成３０年河津町議会第１回定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成３０年３月１６日（金曜日）午後３時開議

日程第　１　議案第１７号　平成３０年度河津町一般会計予算
議案第１８号　平成３０年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第１９号　平成３０年度河津町土地取得特別会計予算
議案第２０号　平成３０年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第２１号　平成３０年度河津町介護保険特別会計予算
議案第２２号　平成３０年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第２３号　平成３０年度河津町水道事業会計予算
議案第２４号　平成３０年度河津町温泉事業会計予算

日程第　２　議員派遣の件

日程第　３　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（１０名）

１番	遠藤嘉規君	２番	上村和正君
３番	塩田正治君	４番	仲里司君
５番	小林和子君	６番	土屋貴君
７番	渡邉弘君	８番	稲葉静君
９番	宮崎啓次君	１０番	山田勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
まちづくり推進課長	後藤幹樹君	町民生活課長	土屋亨君
保健福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君

建設課長	飯田光宏君	教育委員会事務局長	渡辺音哉君
会計管理者兼会計室長	村串信二君		

事務局職員出席者

事務局長	木村吉弘	書記	鈴木英光

開議　午後　３時００分

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君）　こんにちは。

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第１７号～議案第２４号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君）　日程第１、議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算、議案第18号　平成30年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算、議案第20号　平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算、議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算、議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算について議題とします。

本８議案につきましては、去る８日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

７番、渡邉弘君。

〔予算審査特別委員会委員長　渡邉　弘君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（渡邉　弘君）　平成30年度予算の審査特別委員会の報告をさせていただきます。朗読をもって、説明とさせていただきます。

平成30年３月16日。

河津町議会議長、宮崎啓次様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、渡邉弘。

委員会審査の報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

１、審査件名、事件の番号、件名、審査の結果を読まさせていただきます。

議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算　原案可決。

議案第18号　平成30年度河津駅前広場整備事業特別会計予算　原案可決。

議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算　原案可決。

議案第20号　平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算　原案可決。

議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算　原案可決。

議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算　原案可決。

議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算　原案可決。

議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算　原案可決。

続きまして、意見がございます。

２、意見。

１）伊豆急河津駅前トイレは、町の玄関口として非常に重要である。関係機関と連携し、駅北口の開発を含め、検討・整備に取り組まれたい。

２）河津桜は町の貴重な財産である。原木の延命（移植）を含め、次期総合計画等との整合性がとれるよう、「（仮称）河津桜まちづくり計画」の策定を進められたい。

３）医療・介護特別会計安定化のため、健康寿命を延伸する予防医療、検診事業等をさらに強化されたい。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君）　委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第17号　平成30年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号　平成30年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第18号　平成30年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第19号　平成30年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号　平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第20号　平成30年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号　平成30年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第22号　平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第23号　平成30年度河津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第24号　平成30年度河津町温泉事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎啓次君）　日程第２、議員派遣の件について議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（宮崎啓次君）　日程第３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宮崎啓次君）　お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第７条の規定により、本日これをもって平成30年河津町議会第１回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君）　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年河津町議会第１回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　３時１４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名をする。

平成　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員

議 案 等 審 議 結 果 一 覧

議案等審議結果一覧

平成３０年第１回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第　１号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	３０．３．７	同意 相馬松里
議案第　２号	河津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第　３号	河津町課設置条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第　４号	河津町議会委員会条例等の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第　５号	河津町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第　６号	河津町国民健康保険税条例の一部を改修する条例について	〃	〃
議案第　７号	河津町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第　８号	河津町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第　９号	河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第１０号	東河環境センターと河津町の間のごみ処理施設の大規模改修に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について	３０．３．８	〃
議案第１１号	デイサービス施設の指定管理者の指定について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第１２号	七滝観光センターの指定管理者の指定について	３０．３．８	原案可決
議案第１３号	平成２９年度河津町一般会計補正予算（第９号）	〃	〃
議案第１４号	平成２９年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	〃	〃
議案第１５号	平成２９年度河津町介護保険特別会計補正予算（第３号）	〃	〃
議案第１６号	平成２９年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	〃	〃
議案第１７号	平成３０年度河津町一般会計予算	３０．３．１６	〃
議案第１８号	平成３０年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃
議案第１９号	平成３０年度河津町土地取得特別会計予算	〃	〃
議案第２０号	平成３０年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第２１号	平成３０年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第２２号	平成３０年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第２３号	平成３０年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第２４号	平成３０年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃
	議員派遣の件	〃	

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	３０．３．１６	